

令和 4 年 3 月 29 日開催

石狩市教育委員会会議（3 月定例会）資料

< 議 案 >

- 議案第 1 号 石狩市教育委員会行政組織に関する規則の一部改正について・・・P 1
- 議案第 2 号 石狩市教育委員会会計年度任用職員の任用、給与、勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正について・・・・・・・・・・・・・・P 2
- 議案第 3 号 招致外国青年就業規則の一部改正について・・・・・・・・・・P 3～P 7
- 議案第 4 号 石狩市立学校管理規則の一部改正について・・・・・・・・・・P 8～P 34
- 議案第 5 号 石狩市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部改正について・・・・・・・・・・・・P 35～P 50

< 報告事項 >

- ① 令和 3 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果について・・・・・・・・別冊
- ② 第 25 回図書館を使った調べる学習コンクール「全国コンクール」当市からの推薦応募作品の審査結果について・・・・・・・・・・・・・・P 51

石 狩 市 教 育 委 員 会

議案第 1 号

石狩市教育委員会行政組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 3 月 29 日

石狩市教育委員会教育長 佐々木 隆 哉

石狩市教育委員会規則第 号

石狩市教育委員会行政組織に関する規則の一部を改正する規則

石狩市教育委員会行政組織に関する規則（平成13年教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
第10条 第 3 条の 2 に定める教育機関の掌握する事務は、次のとおりとする。 (1) 略 (2) 市民図書館 1 ～10 略 (3) ～ (4) 略	第10条 略 (1) 略 (2) 市民図書館 1 ～10 略 <u>11 叢書の発刊に関すること。</u> (3) ～ (4) 略
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 2 号

石狩市教育委員会会計年度任用職員の任用、給与、勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 3 月 29 日

石狩市教育委員会教育長 佐々木 隆 哉

石狩市教育委員会規則第 号

石狩市教育委員会会計年度任用職員の任用、給与、勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

石狩市教育委員会会計年度任用職員の任用、給与、勤務時間、休暇等に関する規則（令和 2 年教育委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
（関係規則の準用） 第 5 条 この規則に定めるもののほか、会計年度任用職員の任用、給与、勤務時間、休暇等その他この規則の施行に関し必要な事項については、石狩市会計年度任用職員の任用等に関する規則（令和 2 年規則第 22 号）、石狩市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和 2 年規則第 23 号）及び石狩市会計年度任用職員の給与の決定及び支給等に関する規則（令和 2 年規則第 24 号）の規定を準用する。	（関係規則の準用） 第 5 条 この規則に定めるもののほか、会計年度任用職員の任用、給与、勤務時間、休暇等その他この規則の施行に関し必要な事項については、石狩市会計年度任用職員の任用等に関する規則（令和 2 年規則第 22 号）、石狩市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和 2 年規則第 23 号）及び石狩市会計年度任用職員の給与の決定及び支給等に関する規則（令和 2 年規則第 24 号）の規定を準用する。<u>ただし、学校事務生に限り、石狩市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則第 15 条第 3 項の規定は、適用しない。</u>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

議案第 3 号

招致外国青年就業規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 3 月 29 日

石狩市教育委員会教育長 佐々木 隆 哉

石狩市教育委員会規則第 号

招致外国青年就業規則の一部を改正する規則

招致外国青年就業規則（平成 7 年教育委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
（免職） 第 6 条 教育委員会は、英語指導助手に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合は、当該英語指導助手を免職することができる。 （1）～（5）略 （6）勤務しない日が連続して60日（勤務しないことの理由が職務又は通勤による災害である場合並びに第14条第1項第5号及び第6号に規定する休暇である場合においては、それぞれの理由による勤務しない期間及びそれぞれの期間の満了した後の30日間を除く。）を超えた場合 （7）略 2 略 （特別休暇） 第14条 特別休暇は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。 （1）～（4）略 <u>（5）女子の英語指導助手が6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）以内に</u>	（免職） 第 6 条 略 （1）～（5）略 （6）勤務しない日が連続して60日（勤務しないことの理由が職務又は通勤による災害である場合並びに第14条第1項第6号及び第7号に規定する休暇である場合においては、それぞれの理由による勤務しない期間及びそれぞれの期間の満了した後の30日間を除く。）を超えた場合 （7）略 2 略 （特別休暇） 第14条 略 （1）～（4）略 <u>（5）英語指導助手が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度において5日（当該通院等が体外受精及び顕微授精に係るものである場合にあつては、10日）の範囲内の期間</u> <u>（6）女子の英語指導助手が8週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）以内に</u>

出産する予定である場合 出産の日までの届け出た期間

- (6) 女子の英語指導助手が出産した場合 出産の日の翌日から8週間を経過するまでの日。ただし、産後6週間を経過した女子の英語指導助手が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。

(7) 略

- (8) 女子の英語指導助手が生理日の就業が著しく困難な場合 届け出た生理日

- (9) 中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する英語指導助手が、その子の看護をするため勤務しないことが相当であると認められる場合 5日の範囲内の期間（養育する子が複数の場合にあつては、10日とする。）

出産する予定である場合 出産の日までの届け出た期間

- (7) 女子の英語指導助手が出産した場合 出産の日の翌日から8週間を経過するまでの期間。ただし、産後6週間を経過した女子の英語指導助手が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。

- (8) 英語指導助手が妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。次号において同じ。）の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合 妻の出産に係る入院等の日から当該出産の日後2週間を経過する日までの期間内における2日の範囲内の期間

- (9) 英語指導助手の妻が出産する場合であつてその出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する英語指導助手が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められる場合 当該期間内における5日の範囲内の期間

- (10) （改正前第7号と同じ。）

- (11) 中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する英語指導助手が、その子の看護をするため勤務しないことが相当であると認められる場合 5日の範囲内の期間（養育する子が複数の場合にあつては、10日とする。）

- (12) 女子の英語指導助手が生理日の就業が著しく困難な場合 届け出た生理日

- (13) 女子の英語指導助手が母子保健法（昭和40年法律第141号）の規定による保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守るため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認められる期間

- (14) 英語指導助手が、その配偶者、父母、子、配偶者の父母で負傷、疾病又は

老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）の介護、要介護者の通院等の付添い、介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行及びその他の要介護者の必要な世話をを行うために勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度において、5日（要介護者が複数の場合にあっては、10日とする。）以内で必要と認められる期間

(15) 引き続き在職した期間が1年以上であり、かつ、介護休暇開始予定日から93日を経過する日の翌日以降も引き続き在職が見込まれる（93日を経過する日から1年を経過する日までの間に任期が満了し、かつ更新がないことが明らかであるものを除く）英語指導助手が、要介護者を介護するため、勤務しないことが相当であると認められる場合 当該要介護者ごとに、3回を超えず、かつ通算して93日の範囲内において必要と認められる期間

(16) 引き続き在職した期間が1年以上である英語指導助手が、要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一つの継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る前号の期間と重複する期間を除く）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合 1日につき2時間（当該英語指導助手について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間が2時間を下回る場合は、当該減じた時間）を超えない範囲内で必要と認められる時間

(17) 妊産婦である女子の英語指導助手が、母子保健法（昭和40年法律第141号）第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受けるため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠満24週から満35週までは2週間に1回、妊娠満36週から出産までは1週間に1回、産後1年まではその間に1回（医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数）について、それぞれ、1日の正規の勤務時間等の範囲内で必要と認められる時間

(18) 妊娠中の女子の英語指導助手の業務が母体又は胎児の健康保持に影響があ

(10) 略

(11) 略

(12) 略

2 前項第1号から第4号まで及び第8号から第12号までの特別休暇は有給とし、第5号から第7号までの特別休暇は無給とする。

(休職)

第15条 前条第1項第5号及び第6号に規定する場合を除くほか、英語指導助手が病気（第17条第1項の疾病を除く。）負傷やその他やむを得ない理由により勤務できない日が連続して20日（週休日及び休日を含む。次項の日数において同じ。）を超える場合においては、教育委員会は、当該英語指導助手の申請により必要と認めるときは、これを休職させることができる。

2 略

(休暇及び休職の手続き)

第18条 第13条第1項、第14条第1項第1号から第4号まで及び第10号の休暇を取得する場合は予定日数を、同項第12号の休暇を取得する場合は予定日数及び取得理由を、あらかじめ所属長に届け出て承認を得なければならない。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ所属長に届け出ることができない場合は、その事由が止んだ後、速やかに届け出て承認を得なければならない。

2 第14条第1項第5号から第10号までの休暇を取得する場合は、予定日数をあらかじめ所属長に届け出なければならない。ただし、やむを得ない事由によりあら

ると認める場合 適宜休憩し、又は補食するために必要と認められる時間

(19) 妊娠中の女子の英語指導助手が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が、母体又は胎児の健康保持に影響があると認める場合 正規の勤務時間等の始め又は終わりにつき1日を通じて1時間を超えない範囲内でそれぞれ必要とされる時間

(20) （改正前第10号と同じ。）

(21) （改正前第11号と同じ。）

(22) （改正前第12号と同じ。）

2 前項第1号から第9号まで、第11号から第12号まで及び第17号から第22号までの特別休暇は有給とし、第10号及び第13号から第16号までの特別休暇は無給とする。

(休職)

第15条 前条第1項第6号及び第7号に規定する場合を除くほか、英語指導助手が病気（第17条第1項の疾病を除く。）負傷やその他やむを得ない理由により勤務できない日が連続して20日（週休日及び休日を含む。次項の日数において同じ。）を超える場合においては、教育委員会は、当該英語指導助手の申請により必要と認めるときは、これを休職させることができる。

2 略

(休暇及び休職の手続)

第18条 第13条第1項、第14条第1項第1号から第5号まで及び同項第8号から第21号までの休暇を取得する場合は予定日数を、同項第22号の休暇を取得する場合は予定日数及び取得理由を、あらかじめ所属長に届け出て承認を得なければならない。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ所属長に届け出ることができない場合は、その事由が止んだ後、速やかに届け出て承認を得なければならない。

2 第14条第1項第6号及び第7号までの休暇を取得する場合は、予定日数をあらかじめ所属長に届け出なければならない。ただし、やむを得ない事由によりあら

かじめ届け出ることができない場合は、その事由が止んだ後、速やかに届け出なければならない。 <u>3</u> 略 <u>4</u> 略 (<u>セクシュアル・ハラスメントの禁止</u>) 第23条 英語指導助手は、<u>性的な言動によって他の職員に不快感を与えたり</u>、就業環境を害してはならない。	かじめ届け出ることができない場合は、その事由が止んだ後、速やかに届け出なければならない。 <u>2</u> (改正前第3項と同じ。) <u>3</u> (改正前第4項と同じ。) (ハラスメントの禁止) 第23条 英語指導助手は、<u>セクシャルハラスメントや妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント、パワーハラスメントを疑われる言動によって他の職員に不快感を与え</u>、就業環境を害してはならない。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

議案第 4 号

石狩市立学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 3 月 29 日

石狩市教育委員会教育長 佐々木 隆哉

石狩市教育委員会規則第 号

石狩市立学校管理規則の一部を改正する規則

石狩市立学校管理規則（昭和50年教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

別記第 9 号様式を次のように改める。

別記第9号様式（その1）（第25条関係）

その1

小 学 校 児 童 指 導 要 録

(学籍に関する記録)

区分 \ 学年	1	2	3	4	5	6
学 級						
整理番号						

学 籍 の 記 録						
児 童	ふりがな 氏 名				入学・編入学等	年 月 日 第1学年 入学 第 学年編入学
		年 月 日生	性別			
	現 住 所				転 入 学	年 月 日 第 学年転入学
保 護 者	ふりがな 氏 名				転学・退学等	(年 月 日) 年 月 日
	現 住 所					
入学前の経歴					卒 業	年 月 日
					進 学 先	
学校名及び所在地(分校名・所在地等)						
区分 \ 年度 学年	年度	年度		年度		年度
	1	2		3		
校 長 氏 名 印						
学 級 担 任 者 氏 名 印						
区分 \ 年度 学年	年度	年度		年度		年度
	4	5		6		
校 長 氏 名 印						
学 級 担 任 者 氏 名 印						

(指導に関する記録)

児 童 氏 名	学 校 名	区分	学年	1	2	3	4	5	6
		学 級							
		整理番号							

各 教 科 の 学 習 の 記 録									特 別 の 教 科 道 徳								
教科	観 点	学 年	1	2	3	4	5	6	学年	学習状況及び道徳性に係る成長の様子							
国 語	知識・技能								1								
	思考・判断・表現																
	主体的に学習に取り組む態度								2								
	評定																
社 会	知識・技能								3								
	思考・判断・表現																
	主体的に学習に取り組む態度								4								
	評定																
算 数	知識・技能								5								
	思考・判断・表現																
	主体的に学習に取り組む態度								6								
	評定																
理 科	知識・技能								外国語活動の記録								
	思考・判断・表現																
	主体的に学習に取り組む態度								学年	知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度					
	評定								3								
生 活	知識・技能								4								
	思考・判断・表現																
	主体的に学習に取り組む態度								総合的な学習の時間の記録								
	評定																
音 楽	知識・技能								3								
	思考・判断・表現																
	主体的に学習に取り組む態度							4									
	評定																
図 画 工 作	知識・技能								5								
	思考・判断・表現																
	主体的に学習に取り組む態度							6									
	評定																
家 庭	知識・技能								3								
	思考・判断・表現																
	主体的に学習に取り組む態度							4									
	評定																
体 育	知識・技能								特別活動の記録								
	思考・判断・表現																
	主体的に学習に取り組む態度								内 容	観 点	学 年	1	2	3	4	5	6
	評定								学級活動								
外 国 語	知識・技能								児童会活動								
	思考・判断・表現								クラブ活動								
	主体的に学習に取り組む態度								学校行事								
	評定																

児 童 氏 名

行 動 の 記 録															
項 目	学 年	1	2	3	4	5	6	項 目	学 年	1	2	3	4	5	6
基本的な生活習慣								思いやり・協力							
健康・体力向上								生命尊重・自然愛護							
自主・自律								勤労・奉仕							
責任感								公正・公平							
創意工夫								公共心・公德心							
総 合 所 見 及 び 指 導 上 参 考 と な る 諸 事 項															
第1学年							第4学年								
第2学年							第5学年								
第3学年							第6学年								
出 欠 の 記 録															
区分 学年	授業日数	出席停止・ 忌引等の日数	出席しなければ ならない日数	欠席日数	出席日数	備 考									
1															
2															
3															
4															
5															
6															

別記

児 童 氏 名

非 常 時 に オ ン ラ イ ン を 活 用 し て 実 施 し た 特 例 の 授 業 等 の 記 録				
第 1 学 年	児童が登校できない事由			
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数	実施方法等
	その他の学習等			
第 2 学 年	児童が登校できない事由			
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数	実施方法等
	その他の学習等			
第 3 学 年	児童が登校できない事由			
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数	実施方法等
	その他の学習等			
第 4 学 年	児童が登校できない事由			
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数	実施方法等
	その他の学習等			
第 5 学 年	児童が登校できない事由			
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数	実施方法等
	その他の学習等			
第 6 学 年	児童が登校できない事由			
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数	実施方法等
	その他の学習等			

別記第 9 号様式（その 1）の次に次の 5 様式を加える。

別記第9号様式（その2）（第25条関係）

その2

中 学 校 生 徒 指 導 要 録

（学籍に関する記録）

区分 \ 学年	1	2	3
学 級			
整 理 番 号			

学 籍 の 記 録					
生 徒	ふりがな 氏 名				入学・編入学等 年 月 日 第1学年 入学 第 学年編入学
		年 月 日生	性別		
	現 住 所				転 入 学 年 月 日 第 学年転入学
保 護 者	ふりがな 氏 名				転学・退学等 (年 月 日) 年 月 日
	現 住 所				
入学前の経歴					卒 業 年 月 日
					進 学 先 ・ 就 職 先 等
学校名及び所在地(分校名・所在地等)					
区分 \ 年度	年度	年度		年度	
	学年	1		2	
校 長 氏 名 印					
学 級 担 任 者 氏 名 印					

(指導に関する記録)

生徒氏名		学 校 名			区分		学年	1	2	3
					学	級				
					整	理	番	号		

各 教 科 の 学 習 の 記 録											
教科	観 点	学 年	1	2	3	教科	観 点	学 年	1	2	3
国 語	知識・技能						知識・技能				
	思考・判断・表現						思考・判断・表現				
	主体的に学習に取り組む態度						主体的に学習に取り組む態度				
	評定						評定				
社 会	知識・技能					特別の教科 道 徳					
	思考・判断・表現					学年	学習状況及び道徳性に係る成長の様子				
	主体的に学習に取り組む態度					1					
	評定										
教 学	知識・技能					2					
	思考・判断・表現					3					
	主体的に学習に取り組む態度										
	評定										
理 科	知識・技能					総合的な学習の時間の記録					
	思考・判断・表現					学年	学 習 活 動	観 点	評 価		
	主体的に学習に取り組む態度					1					
	評定										
音 楽	知識・技能					2					
	思考・判断・表現					3					
	主体的に学習に取り組む態度										
	評定										
美 術	知識・技能										
	思考・判断・表現										
	主体的に学習に取り組む態度										
	評定										
保 健 体 育	知識・技能										
	思考・判断・表現										
	主体的に学習に取り組む態度										
	評定										
技 術 ・ 家 庭	知識・技能					特 別 活 動 の 記 録					
	思考・判断・表現					内 容	観 点	学 年	1	2	3
	主体的に学習に取り組む態度					学級活動					
	評定										
外 国 語	知識・技能					生徒会活動					
	思考・判断・表現					学校行事					
	主体的に学習に取り組む態度										
	評定										

生徒氏名

行 動 の 記 録									
項 目	学 年	1	2	3	項 目	学 年	1	2	3
基本的な生活習慣					思いやり・協力				
健康・体力向上					生命尊重・自然愛護				
自主・自律					勤労・奉仕				
責任感					公正・公平				
創意工夫					公共心・公德心				
総 合 所 見 及 び 指 導 上 参 考 と な る 諸 事 項									
第 1 学 年									
第 2 学 年									
第 3 学 年									
出 欠 の 記 録									
区分 学年	授業日数	出席停止・ 忌引等の日数	出席しなければ ならない日数	欠席日数	出席日数	備 考			
1									
2									
3									

別記

生 徒 氏 名

非 常 時 に オ ン ラ イ ン を 活 用 し て 実 施 し た 特 例 の 授 業 等 の 記 録				
第 1 学 年	生徒が登校できない事由			
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数	実施方法等
	その他の学習等			
第 2 学 年	生徒が登校できない事由			
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数	実施方法等
	その他の学習等			
第 3 学 年	生徒が登校できない事由			
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数	実施方法等
	その他の学習等			

別記第9号様式（その3）（第25条関係）

その3

小学校児童指導要録（特別支援学級・知的等用）

（学籍に関する記録）

区分 \ 学年	1	2	3	4	5	6
学 級						
整理番号						

学 籍 の 記 録						
児 童	ふりがな 氏 名				入学・編入学等	年 月 日 第1学年 入学 第 学年編入学
		年 月 日生	性 別			
	現 住 所				転 入 学	年 月 日 第 学年転入学
保 護 者	ふりがな 氏 名				転学・退学等	(年 月 日) 年 月 日
	現 住 所					
入学前の経歴					卒 業	年 月 日
					進 学 先	
学校名及び所在地(分校名・所在地等)						
区分 \ 年度	年度	年度		年度		年度
	1	2		3		
校 長 氏 名 印						
学 級 担 任 者 氏 名 印						
区分 \ 年度	年度	年度		年度		年度
	4	5		6		
校 長 氏 名 印						
学 級 担 任 者 氏 名 印						

(指導に関する記録)

児 童 氏 名	学 校 名	区分 \ 学年	1	2	3	4	5	6
		学 級						
		整理番号						

各 教 科 ・ 特 別 活 動 ・ 自 立 活 動 の 記 録							
学年 \ 教科等	1	2	3	4	5	6	
生活							
国語							
算数							
音楽							
図画工作							
体育							
特別活動							
自立活動							

児 童 氏 名

特 別 の 教 科 道 徳						
学習状況及び道徳性に係る成長の様子						
第1学年				第4学年		
第2学年				第5学年		
第3学年				第6学年		
行 動 の 記 録					入学時の障害の状態	
第1学年			第4学年			
第2学年			第5学年			
第3学年			第6学年			
総 合 所 見 及 び 指 導 上 参 考 と な る 諸 事 項						
第1学年				第4学年		
第2学年				第5学年		
第3学年				第6学年		
出 欠 の 記 録						
区分 学年	授業日数	出席停止・ 忌引等の日数	出席しなければ ならない日数	欠席日数	出席日数	備 考
1						
2						
3						
4						
5						
6						

別記

児 童 氏 名

非 常 時 に オ ン ラ イ ン を 活 用 し て 実 施 し た 特 例 の 授 業 等 の 記 録				
第 1 学 年	児童が登校できない事由			
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数	実施方法等
	その他の学習等			
第 2 学 年	児童が登校できない事由			
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数	実施方法等
	その他の学習等			
第 3 学 年	児童が登校できない事由			
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数	実施方法等
	その他の学習等			
第 4 学 年	児童が登校できない事由			
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数	実施方法等
	その他の学習等			
第 5 学 年	児童が登校できない事由			
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数	実施方法等
	その他の学習等			
第 6 学 年	児童が登校できない事由			
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数	実施方法等
	その他の学習等			

別記第9号様式（その4）（第25条関係）

その4

小 学 校 児 童 指 導 要 録（特別支援学級・肢体不自由等用）

（学籍に関する記録）

区分	学年	1	2	3	4	5	6
学 級							
整理番号							

学 籍 の 記 録									
児 童	ふりがな 氏 名				入学・編入学等	年 月 日 第1学年 入学			
		年 月 日生	性別			第 学年編入学			
	現 住 所				転 入 学	年 月 日 第 学年転入学			
保 護 者	ふりがな 氏 名				転学・退学等	(年 月 日)			
	現 住 所					年 月 日			
入学前の経歴					卒 業	年 月 日			
					進 学 先				
学校名及び所在地(分校名・所在地等)									
年 度 学 年 区分		年 度		年 度		年 度			
		1		2		3			
校 長 氏 名 印									
学 級 担 任 者 氏 名 印									
年 度 学 年 区分		年 度		年 度		年 度			
		4		5		6			
校 長 氏 名 印									
学 級 担 任 者 氏 名 印									

(指導に関する記録)

児 童 氏 名	学 校 名	区分	学年	1	2	3	4	5	6
		学 級							
		整理番号							

各 教 科 の 学 習 の 記 録									特 別 の 教 科 道 徳								
教科	観 点	学 年	1	2	3	4	5	6	学年	学習状況及び道徳性に係る成長の様子							
国 語	知識・技能								1								
	思考・判断・表現																
	主体的に学習に取り組む態度								2								
	評定																
社 会	知識・技能								3								
	思考・判断・表現																
	主体的に学習に取り組む態度								4								
	評定																
算 数	知識・技能								5								
	思考・判断・表現																
	主体的に学習に取り組む態度								6								
	評定																
理 科	知識・技能								外国語活動の記録								
	思考・判断・表現								学年	知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度					
	主体的に学習に取り組む態度								3								
	評定																
生 活	知識・技能								4								
	思考・判断・表現								総合的な学習の時間の記録								
	主体的に学習に取り組む態度								学年	学習活動	観 点	評 価					
	評定																
音 楽	知識・技能								3								
	思考・判断・表現																
	主体的に学習に取り組む態度								4								
	評定																
図 画 工 作	知識・技能								4								
	思考・判断・表現																
	主体的に学習に取り組む態度								5								
	評定																
家 庭	知識・技能								6								
	思考・判断・表現																
	主体的に学習に取り組む態度																
	評定																
体 育	知識・技能								特 別 活 動 の 記 録								
	思考・判断・表現								内 容	観 点	学 年	1	2	3	4	5	6
	主体的に学習に取り組む態度								学級活動								
	評定								児童会活動								
外 国 語	知識・技能								クラブ活動								
	思考・判断・表現																
	主体的に学習に取り組む態度																
	評定								学校行事								

児 童 氏 名

行 動 の 記 録															
項 目	学 年	1	2	3	4	5	6	項 目	学 年	1	2	3	4	5	6
基本的な生活習慣								思いやり・協力							
健康・体力向上								生命尊重・自然愛護							
自主・自律								勤労・奉仕							
責任感								公正・公平							
創意工夫								公共心・公德心							
自 立 活 動 の 記 録									入学時の障害の状態						
第1学年				第4学年											
第2学年				第5学年											
第3学年				第6学年											
総 合 所 見 及 び 指 導 上 参 考 と な る 諸 事 項															
第1学年						第4学年									
第2学年						第5学年									
第3学年						第6学年									
出 欠 の 記 録															
区分 学年	授業日数	出席停止・ 忌引等の日数	出席しなければ ならない日数	欠席日数	出席日数	備 考									
1															
2															
3															
4															
5															
6															

別記

児 童 氏 名

非 常 時 に オ ン ラ イ ン を 活 用 し て 実 施 し た 特 例 の 授 業 等 の 記 録				
第 1 学 年	児童が登校できない事由			
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数	実施方法等
	その他の学習等			
第 2 学 年	児童が登校できない事由			
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数	実施方法等
	その他の学習等			
第 3 学 年	児童が登校できない事由			
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数	実施方法等
	その他の学習等			
第 4 学 年	児童が登校できない事由			
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数	実施方法等
	その他の学習等			
第 5 学 年	児童が登校できない事由			
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数	実施方法等
	その他の学習等			
第 6 学 年	児童が登校できない事由			
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数	実施方法等
	その他の学習等			

別記第9号様式（その5）（第25条関係）

その5

中学校生徒指導要録（特別支援学級・知的等用）

（学籍に関する記録）

区分 \ 学年	1	2	3
学 級			
整 理 番 号			

学 籍 の 記 録					
生 徒	ふりがな 氏 名				入学・編入学等 年 月 日 第1学年 入学 第 学年編入学
		年 月 日生	性別		
	現 住 所				転 入 学 年 月 日 第 学年転入学
保 護 者	ふりがな 氏 名				転学・退学等 (年 月 日) 年 月 日
	現 住 所				
入学前の経歴					卒 業 年 月 日
					進 学 先 ・ 就 職 先 等
学校名及び所在地(分校名・所在地等)					
区分 \ 年度	年度	年度		年度	
	1	2		3	
校 長 氏 名 印					
学 級 担 任 者 氏 名 印					

(指導に関する記録)

生徒氏名	学校名	区分	学年	1	2	3
		学級				
		整理番号				

各教科・特別活動・自立活動の記録						
教科等	1	2	3	4	5	6
国語						
社会						
数学						
理科						
音楽						
美術						
保健体育						
職業・家庭						
その他						
特別活動						
自立活動						

生徒氏名	
------	--

特 別 の 教 科 道 徳						
学習状況及び道徳性に係る成長の様子						
第1学年		第2学年		第3学年		
総合的な学習の時間の記録					入学時の障害の状態	
学年	学 習 活 動	観点	評 価			
行 動 の 記 録						
第 1 学年		第 2 学年		第 3 学年		
総 合 所 見 及 び 指 導 上 参 考 と な る 諸 事 項						
第 1 学年		第 2 学年		第 3 学年		
出 欠 の 記 録						
区分 学年	授業日数	出席停止・ 忌引等の日数	出席しなければ ならない日数	欠席日数	出席日数	備 考
1						
2						
3						

別記

生 徒 氏 名

非 常 時 に オ ン ラ イ ン を 活 用 し て 実 施 し た 特 例 の 授 業 等 の 記 録				
第 1 学 年	生徒が登校できない事由			
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数	実施方法等
	その他の学習等			
第 2 学 年	生徒が登校できない事由			
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数	実施方法等
	その他の学習等			
第 3 学 年	生徒が登校できない事由			
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数	実施方法等
	その他の学習等			

別記第9号様式（その6）（第25条関係）

その6

中学校生徒指導要録（特別支援学級・肢体不自由等用）

（学籍に関する記録）

区分 \ 学年	1	2	3
学 級			
整 理 番 号			

学 籍 の 記 録					
生 徒	ふりがな 氏 名			入学・編入学等	年 月 日 第1学年 入学 第 学年編入学
	年 月 日生	性別			
	現 住 所			転 入 学	年 月 日 第 学年転入学
保 護 者	ふりがな 氏 名			転学・退学等	(年 月 日) 年 月 日
	現 住 所				
	入学前の経歴			卒 業	年 月 日
				進 学 先 ・ 就 職 先 等	
学校名及び所在地(分校名・所在地等)					
区分 \ 年度	年度	年度	年度	年度	
	1	2	3		
校長氏名印					
学級担任者 氏 名 印					

(指導に関する記録)

生徒氏名		学 校 名			区分		学年	1	2	3
					学 級					
					整 理 番 号					

各 教 科 の 学 習 の 記 録											
教科	観 点	学 年	1	2	3	教科	観 点	学 年	1	2	3
国 語	知識・技能						知識・技能				
	思考・判断・表現						思考・判断・表現				
	主体的に学習に取り組む態度						主体的に学習に取り組む態度				
	評定						評定				
社 会	知識・技能					特別の教科 道 徳					
	思考・判断・表現					学年	学習状況及び道徳性に係る成長の様子				
	主体的に学習に取り組む態度					1					
	評定										
教 学	知識・技能					2					
	思考・判断・表現										
	主体的に学習に取り組む態度					3					
	評定										
理 科	知識・技能					総合的な学習の時間の記録					
	思考・判断・表現					学年	学 習 活 動	観 点	評 価		
	主体的に学習に取り組む態度					1					
	評定										
音 楽	知識・技能					2					
	思考・判断・表現										
	主体的に学習に取り組む態度					3					
	評定										
美 術	知識・技能					2					
	思考・判断・表現										
	主体的に学習に取り組む態度					3					
	評定										
保 健 体 育	知識・技能					3					
	思考・判断・表現										
	主体的に学習に取り組む態度					3					
	評定										
技 術・ 家 庭	知識・技能					特 別 活 動 の 記 録					
	思考・判断・表現					内 容	観 点	学 年	1	2	3
	主体的に学習に取り組む態度					学級活動					
	評定										
外 国 語	知識・技能					生徒会活動					
	思考・判断・表現										
	主体的に学習に取り組む態度					学校行事					
	評定										

生徒氏名

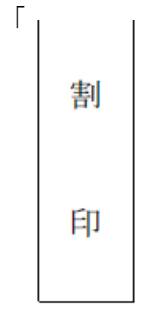
行 動 の 記 録									
項 目	学 年	1	2	3	項 目	学 年	1	2	3
基本的な生活習慣					思いやり・協力				
健康・体力向上					生命尊重・自然愛護				
自主・自律					勤労・奉仕				
責任感					公正・公平				
創意工夫					公共心・公德心				
自 立 活 動 の 記 録						入学時の障害の状態			
第 1 学年									
第 2 学年									
第 3 学年									
総 合 所 見 及 び 指 導 上 参 考 と な る 諸 事 項									
第 1 学年									
第 2 学年									
第 3 学年									
出 欠 の 記 録									
区分 学年	授業日数	出席停止・ 忌引等の日数	出席しなければ ならない日数	欠席日数	出席日数	備 考			
1									
2									
3									

別記

生 徒 氏 名

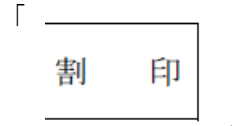
非 常 時 に オ ン ラ イ ン を 活 用 し て 実 施 し た 特 例 の 授 業 等 の 記 録				
第 1 学 年	生徒が登校できない事由			
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数	実施方法等
	その他の学習等			
第 2 学 年	生徒が登校できない事由			
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数	実施方法等
	その他の学習等			
第 3 学 年	生徒が登校できない事由			
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数	実施方法等
	その他の学習等			

別記第10号様式その 1 及び別記第10号様式その 3 中



を削る。

別記第10号様式その 2 及び別記第10号様式その 4 中



を削る。

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 5 号

石狩市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 3 月 29 日

石狩市教育委員会教育長 佐々木 隆哉

石狩市教育委員会規則第 号

石狩市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

石狩市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則（平成14年教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

別記第 1 号様式中「印」を削る。

別記第 3 号様式を次のように改める。

別記第3号様式（その1）（第5条関係）（表面）

療 養 補 償 請 求 書		認定番号		
		請求回数	第 回（ 年 月 分）	
石狩市教育委員会教育長_____様 次の療養補償を請求します。		請求年月日 年 月 日		
		請求者の 住 所 _____ ふりがな 氏 名 _____		
1 補償費用の受領委任	この請求書による療養補償の費用の受領を_____に委任します。 委任者の氏名_____			
	上記委任に基づき、この請求書による療養補償の費用の支払を請求します。 受任者の { 住 所 _____ 医療機関等の名称 _____ 氏名（代表者名） _____			
2 被災職員に関する事項	所属学校名			
	氏名	職 名 ☐ 学 校 医 ☐ 学校歯科医 ☐ 学校薬剤師	負 傷 又 は 発病の年月日 年 月 日	
3 診 療 費	内訳は「*10 診療費請求明細」欄記載のとおり		円	
4 調 剤 費	内訳は「*11 調剤費請求明細」欄記載のとおり		円	
5 看 護 料	☐ 看護師 年 月 日から 日間 ☐ 付添婦 ☐ その他 年 月 日まで		円	
6 移 送 費	☐ 交通費 から まで キロメートル ☐ 片道 回 ☐ 往復		円	
	☐ その他の移送費			
7 上記以外の療養費			円	
8 療養補償請求金額（3～7の合計額）			円	
9 送金希望の場合	振 込 小 切 手	振込先金融機関名	預金名義者名	法人機関又は役職の名称（個人名義の場合は記入不要です。）
		銀行 支店		
		口座の記号番号		
	送 金 小 切 手	銀行 支店		
	そ の 他			(フリガナ) 氏 名
*受理 年 月 日		*通知 年 月 日		*支払 年 月 日
				*決定金額 円

〔注意事項〕

- 1 請求者は、*印の欄には記入しないこと。また、該当する□に✓印を記入すること。
- 2 「1 補償費用の受領委任」の欄は、診療に当たった医師若しくは医療機関等又は調剤に当たった薬剤師若しくは薬局に療養補償の費用の受領を委任しようとする場合にのみ記入すること。
- 3 「5 看護料」及び「6 移送費」については、費用の領収書又はこれに代わる証明書及び明細書を添付すること。
- 4 「7 上記以外の療養費」の欄には、入院料に食事代を含まない場合の食事料及び「3 診療費」に含まれない療養に必要な治療材料の名称、数量及び費用を記入し、その領収書及び明細書を添付すること。
- 5 「*10 診療請求明細」又は「*11 調剤費請求明細」の欄の記入に代えて同様事項を記載した医師、歯科医若しくは柔道整復師又は薬剤師の明細書を添付してもよいこと。
- 6 「診療報酬点数により計算できないもの」の欄には、金額及びその明細（例えば診断書料、入院室料差額等）を記入すること。

別記第3号様式（その1）（裏面）

*10 診療費請求明細				(職員氏名)			
傷病名	アイウ			診療開始日	ア イ ウ 年 月 日 年 月 日 年 月 日	診療期間	年 月 日から 年 月 日まで
初診	時間外・休日・深夜 回 点					診療実日数	日
再診	再診 回 外来管理加算 回 時間外 回 休日 回 深夜 回			傷病の経過			
指導							
在宅	往診 回 夜間 回 深夜・緊急 回 在宅患者訪問診療 回 その他 回 薬剤 回			転帰	年 月 日 治 癒 継 続 転 医 中 止 死 亡		
投薬	内服 { 薬剤 単位 調剤 × 回 調剤 × 回 外用 { 薬剤 単位 調剤 × 回 処方 × 回 麻毒 回 調基 回			摘 要			
注射	皮下筋肉内 回 静脈内 回 その他 回						
処置	薬剤 回						
手術・酔	薬剤 回						
検査	薬剤 回						
画像診断	薬剤 回						
その他							
入院	入院年月日	年 月 日					
	病棟	特3	基1				
	診療所	特2	基2				
	基食	特1	基1				
	普食	特1	他1				
	基寝・衣	基I	他2				
		基II	他3				
その他							
診療報酬点数表により計算できるもの				合計点数 1点単価 ×		円	
診療報酬点数表により計算できないもの				診断書料、入院室料差額等		円	
診療費請求合計額						円	
上記の事項は事実と相違ないことを証明します。（この欄の記入は、診療に当たった医療機関に療養補償の費用の受領を委任する場合は不要です。） 年 月 日 診療機関の { 所在地 名 称 医師の氏名							

別記第3号様式（その1）の次に次の8様式を加える。

別記第3号様式（その2）（第5条関係）（表面）

休 業 補 償 請 求 書		認定番号		
		請求回数	第	回
石狩市教育委員会教育長_____様 次の休業補償を請求します。		請求年月日 年 月 日		
		請求者の住所_____ ふ り が な 氏 名_____		
1 被 災 関 連 職 員 に 関 する 事 項	所属学校名	☐ 学 校 医 ☐ 学校歯科医 ☐ 学校薬剤師		
	氏 名	年 月 日生（ 歳）	負 傷 又 は 発病年月日	年 月 日
2 請 求 日 数 等	年 月 日から 年 月 日まで のうち 日 { 全部休業した日数 日 一部休業した日数 日 （全部休業した日に支払われた給与の総額 円） （一部休業した日に支払われた給与の総額 円）			
※3 所 長 属 の 学 証 校 明	1 及び 2 については、上記のとおりであることを証明します。 年 月 日 所属 { 所 在 地 学 校 名 校 長 名			
4 休 業 補 償	全部休業 した日 に つ い て の 計 算	（補償基礎額）（請求日数） （全部休業した日に支 払われた給与の総額） (A) 円 × 日 × $\frac{60}{100}$ - 円 = 円		
	一部休業 した日 に つ い て の 計 算	（補償基礎額）（請求日数） （一部休業した日に支 払われた給与の総額） (B) (円 × 日 - 円) × $\frac{60}{100}$ = 円		
	休業補償 請求金額	(A) + (B) 円		

別記第3号様式（その2）（裏面）

5	厚生年金保険法等の適用		☐ _____の被保険者である。 ☐ 被保険者でない。		
※6 医師の証明	傷病名				
	請求日数のうち療養のため勤務することができなかったと認められる日数 年 月 日から 年 月 日まで		現在の状態 年 月 日 ☐ 治癒 ☐ 死亡 ☐ 中止 ☐ 転医 ☐ 継続中		
	上記のとおりであることを証明します。 年 月 日 診療機関の { 所在地 名 称 医師の氏名				
7 送金希望の場合	口座振替	振込先金融機関名	銀行 支店	※ 受理	年 月 日
		☐ 普通預金 ☐ 当座預金		※ 決定	年 月 日
		口座番号		※ 支払	年 月 日
	送金手 その他	振込先金融機関名	銀行 支店	※ 決定金額	円

〔注意事項〕

- 1 請求者は、※印の欄には記入しないこと。また、該当する□にレ印を記入すること。
- 2 「5 厚生年金保険法等の適用」の欄には、休業補償を受けようとする者が記入するものであり、請求者が政令附則第3条第3項の適用を受ける者であるときは、「……の被保険者である。」にその適用を受ける法律の名称を記入すること。
なお、この請求書を提出するときに、この休業補償請求と同一の事由によって、同項の表の上欄に掲げる年金の給付を受けている場合には、その年金の種類、年額、支給開始年月、年金証書の記号番号及び所轄年金事務所名等を記載した書類を添付すること。
また、この請求書に係る補償の支給決定後に上記の年金の給付を受けることとなった場合には、速やかにその旨を書類で報告すること。
- 3 「※6 医師の証明」の欄には、入院中の場合のように、既に療養補償請求書等によって療養のため勤務できないことが明らかに認められるときは、この請求書において重ねて医師の証明を求めて記入する必要はないこと。

別記第3号様式（その3）（第5条関係）

障 害 補 償 年 金 請 求 書				認定番号	
石狩市教育委員会教育長_____様 次の障害補償年金を請求します。			請求年月日 年 月 日		
			請求者の住所_____		
			ふ り が な 氏 名_____		
1 被 災 職 員 に 関 する 項	所属学校名	☐ 学 校 医 ☐ 学校歯科医 ☐ 学校薬剤師			
	氏 名			負 傷 又 は 発病年月日	年 月 日
				治癒年月日	年 月 日
		年 月 日生（ 歳）			
2	障害の部分及び そ の 程 度				
3	既 存 障 害 と そ の 程 度				
4	障 害 等 級	第 級			
5	障 害 補 償 年 金 請 求 金 額	（年金補償基礎額） （日数） 円× 日＝ 円			
6	厚生年金保険法 等 の 適 用	☐ _____の被保険者である。 ☐ 被保険者でない。			
7 送 金 希 望 の 場 合	口座振替	振 込 先 金融機関名	銀 行 支 店	※受 理	年 月 日
		☐ 普通預金 ☐ 当座預金		※決 定	年 月 日
		口 座 番 号		※障害等級	第 級 号
		預金名義者		※年金証書 の 番 号	第 号
	送 金 手 切 手	振 込 先 金融機関名	銀 行 支 店	※支給開始 年 月	年 月
	そ の 他				※決定金額 円

〔注意事項〕

- 請求者は、※印の欄には記入しないこと。また、該当する□に✓印を記入すること。
- 「3 既存障害とその程度」の欄には、新たに既存の障害の程度を加重した場合にのみ記入するものとし、既存の障害について障害補償を支給された場合は、その該当等級を明記すること。
- 「6 厚生年金保険法等の適用」の欄には、障害補償年金を受けようとする者が記入するものであり、請求者が政令附則第3条第1項又は第2項の障害補償年金の適用を受ける者であるときは、「……の被保険者である。」にその適用を受ける法律の名称を記入すること。
 なお、この請求書を提出するときに、この障害補償年金と同一の事由によって、政令附則第3条第1項の表の中欄に掲げる年金の給付を受けている場合には、その年金の種類、年額、支給開始年月、年金証書の記号番号及び所轄年金事務所名等を記載した書類を添付すること。
 また、この請求書に係る年金の支給決定後に上記の年金の給付を受けることとなった場合には、速やかにその旨を書類で報告すること。
- この請求書には、治癒の時期の決定及び障害等級の決定に必要な医師の診断書、エックス線写真その他の資料を添付すること。

別記第3号様式（その4）（第5条関係）

障 害 補 償 一 時 金 請 求 書				認定番号			
石狩市教育委員会教育長_____様 次の障害補償一時金を請求します。				請求年月日 年 月 日			
				請求者の住所_____ ふ り が な 氏 名_____			
1 被 関 災 す 職 員 事 項	所属学校名	☐ 学 校 医 ☐ 学校歯科医 ☐ 学校薬剤師					
	氏 名	年 月 日生（ 歳）	負 傷 又 は 発病年月日	年 月 日			
			治癒年月日	年 月 日			
2	障害の部位及び その 程 度						
3	既 存 障 害 と その 程 度						
4	障 害 等 級	第 級					
5	障害補償一時金 請 求 金 額	(補償基礎額) 円×		(日数) 日＝		円	
6 送 金 希 望 の 場 合	口座振替	振 込 先 金融機関名	銀行 支店	※受 理	年 月 日		
		☐ 普通預金 ☐ 当座預金		※決 定	年 月 日		
		口 座 番 号		※支 払	年 月 日		
		預金名義者		※障害等級	第 級 号		
	送 金 手 小 切 手	振 込 先 金融機関名	銀行 支店	※決定金額		円	
	そ の 他						

〔注意事項〕

- 1 請求者は、※印の欄には記入しないこと。また、該当する□に✓印を記入すること。
- 2 「3 既存障害とその程度」の欄には、新たに既存の障害の程度を加重した場合にのみ記入するものとし、既存障害について障害補償を支給された場合は、その該当等級を明記すること。
- 3 この請求書には、治癒の時期の決定及び障害等級の決定に必要な医師の診断書、エックス線写真その他の資料を添付すること。

別記第3号様式（その5）（第5条関係）

障 害 補 償 変 更 請 求 書		認定番号	
石狩市教育委員会教育長_____様 次のとおり障害補償の変更を請求します。		請求年月日 年 月 日	
		請求者の年金証書の番号 第____号 住 所 _____ ふ り が な _____ 氏 名 _____	
1	現在受けている障害年金の 障 害 等 級	第 級	
2	現在受けている障害年金の 支 給 が 開 始 さ れ た 年 月	年 月	
3	障害の程度に変更があった 年 月 日	年 月 日	
4	変更後の障害の部位及び そ の 程 度	(第 級)	
5	変 更 後 の 障 害 補 償 請 求 金 額	年 金	(年金補償基礎額) (日数) 円 × 日 = 円
		一時金	(補 償 基 礎 額) (日数) 円 × 日 = 円
※受 理	年 月 日	※ 決 定	年 月 日
※支 払	年 月 日		□変更 □不変更
※変更後の 障害等級	第 級 号	※決 定 額	円

〔注意事項〕

- 1 請求者は、※印の欄には記入しないこと。
- 2 「4 変更後の障害の部位及びその程度」の欄の記入事項が、添付する診断書の記載事項と同じであるときは「診断書のとおり」と記入すること。
- 3 この請求書には、障害の程度に変更があった時期の決定及び変更後の障害等級の決定に必要な医師の診断書その他の資料を添付すること。

別記第3号様式（その6）（第5条関係）（表面）

遺族補償年金請求書						認定番号	
石狩市教育委員会教育長_____様 次の遺族補償年金を請求します。				請求年月日 _____ 年 ____ 月 ____ 日			
				請求者（代表者）の住所 _____			
				ふ り が な 氏 名 _____			
				死亡した学校 医等との続柄 _____			
1 被 関 連 職 員 事 項	所属学校名	☐ 学 校 医 ☐ 学校歯科医 ☐ 学校薬剤師					
	氏 名	年 月 日生（ 歳）	負 傷 又 は 発病年月日	年 月 日			
			死亡年月日	年 月 日			
2 請 求 の 事 由		☐ 学校医等の死亡 ☐ 先順位者の失権 ☐ 胎児であった子の出生 ☐ 先順位者の所在不明					
3 請 求 者 及 び 遺 族 補 償 年 金 を 受 け る こ と が で き る 遺 族	氏 名	生年月日	年齢	住 所	死亡した学校 医等との続柄	備 考	
4 既 に 遺 族 補 償 年 金 を 受 け て い る 者	氏 名	生年月日	年齢	住 所	死亡した学校 医等との続柄	備 考	
5 遺族補償年金 請求額の計算		$\left(\begin{array}{c} \text{年金補償} \\ \text{基礎額} \end{array} \right) \left(\begin{array}{c} \text{乗ずべ} \\ \text{基数} \end{array} \right) \times \frac{1}{(\text{受給権者の数})} = \text{円}$					
6 遺族補償年金 請求金額		☐ 受給権者が1人の場合又は 代表者を選任しない場合 ☐ 代表者を選任した場合				円	
7 厚生年金保険 法等の適用		☐ _____ の被保険者である。 ☐ 被保険者でない。					
8 送 金 希 望 の 場 合	口座振替	振 込 先 金融機関名	銀 行 支 店		※受 理	年 月 日	
		☐ 普通預金 ☐ 当座預金		※決 定	年 月 日		
		口 座 番 号			※年金証書 の番号	第 号	
		預金名義者			※支給開始 年月	年 月	
	送 金 手 そ の 他	振 込 先 金融機関名	銀 行 支 店		※決 定 金 額	☐ 受給権者が1人の場合又は 代表者を選任しない場 合 ☐ 代表者を選任した場合 円	

別記第3号様式（その6）（裏面）

〔注意事項〕

- 1 請求者は、※印の欄には記入しないこと。また、該当する□に△印を記入すること。
- 2 「3 請求者及び遺族補償年金を受けることができる遺族」の欄の備考には、その者が請求者であるときは㊦、その者が代表者であるときは㊧、その者が妻で、障害等級第7級以上の障害の状態にあるときは㊨㊩、その者が障害等級第7級以上の障害の状態にあるときは㊪、また、その者が請求者と生計を同じくしているときは㊫と明記すること。
- 3 「4 既に遺族補償年金を受けている者」の欄には、「2 請求の事由」の欄の記入が「学校医等の死亡」以外の場合に記入すること。
- 4 「6 遺族補償年金請求金額」の欄の金額の項には、受給権者が1人の場合又は代表者を選任しない場合には、「5 遺族補償年金請求金額の計算」の欄に記入した金額を記入し、また、代表者を選任した場合には、当該金額に受給権者の数を乗じて得た金額を記入すること。
- 5 「7 厚生年金保険法等の適用」の欄には、死亡した学校医等又は請求者が政令附則第3条第1項又は第2項の遺族補償年金の適用を受ける者であるときは、「……の被保険者である。」にその適用を受ける法律の名称を記入すること。
なお、この請求書を提出するときに、この遺族補償年金と同一の事由によって、政令附則第3条第1項の表の中欄に掲げる年金の給付を受けている場合には、その年金の種類、年額、支給開始年月、年金証書の記号番号及び所轄年金事務所名等を記載した書類を添付すること。
また、この請求書に係る年金の支給決定後に上記の年金の給付を受けることとなった場合には、速やかにその旨を書類で報告すること。
- 6 この請求書には、次に掲げる書類を添付すること。ただし、前項なお書きに該当する場合には、次の(1)及び(3)に掲げる書類は添付する必要がない。
 - (1) 学校医等の死亡診断書、死体検案書、検視調査その他学校医等の死亡の事実及びその死亡が公務によるものであることを証明する書類又はその写し
 - (2) 請求者及び請求者以外の遺族補償年金を受けることができる遺族の氏名、本籍及び死亡した学校医等との続柄に関する市町村長の発行する証明書（戸籍の謄本又は抄本でもよい。）
 - (3) 請求者及び請求者以外の遺族補償年金を受けることができる遺族が学校医等の死亡の当時その収入によって生計を維持していた事実を認めることのできる書類
 - (4) 請求者が婚姻の届出をしていないが、学校医等の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることのできる書類
 - (5) 請求者又は請求者以外の遺族補償年金を受けることができる遺族が障害等級第7級以上の障害の状態にある者であるときは、その者が学校医等の死亡の当時から引き続きその障害の状態にあることを証明する医師の診断書その他の書類及び資料
 - (6) 請求者以外の遺族補償年金を受けることができる遺族が請求者と生計を同じくしているときは、その事実を認めることのできる書類
 - (7) 受給権者が妻で、他に遺族補償年金を受けることができる遺族がない場合において、その者が障害等級第7級以上の障害の状態にあるものについては、その障害の状態にあることを証明する医師の診断書その他の書類及び資料
 - (8) 災害が第三者の行為によって生じたものであるときは、当該第三者の氏名及び住所（第三者の氏名及び住所が分からないときは、その旨）並びに災害の状況を記載した書類
 - (9) 請求者が2人以上ある場合で代表者を選任したときは、代表者以外の請求者の同意書等、その者が代表者であることを認めることのできる書類、また、代表者を選任しないときは、その理由を記載した書類

別記第3号様式（その7）（第5条関係）（表面）

遺族補償一時金請求書					認定番号	
石狩市教育委員会教育長_____様 次の遺族補償一時金を請求します。			請求年月日 年 月 日			
			請求者（代表者）の住所 _____			
			ふりがな 氏 名 _____			
			死亡した学校医等との続柄 _____			
1 被関 災 職 員 事 に 項	所属学校名	☐ 学 校 医 ☐ 学校歯科医 ☐ 学校薬剤師				
	氏 名	年 月 日生（ 歳）	負傷又は発病年月日	年 月 日		
			死亡年月日	年 月 日		
	2 遺族補償一時金請求金額の計算等	受給権者の氏名	生年月日	死亡した学校医等との続柄	（補償基） （乗ずべ） （礎額） （き数） （支給された年金及び前払一時金の額の総額） （ 円× - 円） × $\frac{1}{\text{（受給権者の数）}}$ = 円	
遺族補償年金が支給された場合		年金の受給権者であった者の氏名	年金証書の番号	支給された年金及び前払一時金の額の合計		
			第 号	円		
			第 号	円		
		第 号	円			
総 計		円				
3 遺族補償一時金請求金額						
4 送金希望の場合	口座振替	振込先金融機関名	銀行 支店	※受理	年 月 日	
		☐ 普通預金 ☐ 当座預金		※決定	年 月 日	
		口座番号		※支払	年 月 日	
		預金名義者				
	送金手	振込先金融機関名	銀行 支店	※決定額	円	
	その他					

別記第3号様式（その7）（裏面）

〔注意事項〕

- 1 請求者は、※印の欄には記入しないこと。また、該当する□に☑印を記入すること。
- 2 「2 遺族補償一時金請求金額の計算等」の欄の「受給権者の氏名」の項には、すべての受給権者について記入すること。
- 3 「2 遺族補償一時金請求金額の計算等」の欄の「遺族補償年金が支給されていた場合」の項には、この請求書の提出前に当該補償の事由となった学校医等の死亡に係る遺族補償年金の支給が行われていた場合に記入すること。
- 4 この請求書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、前項に該当する場合には、次の(1)に掲げる書類は添付する必要がない。
 - (1) 学校医等の死亡診断書、死体検案書、検視調書その他学校医等の死亡の事実及びその死亡が公務によるものであることを証明する書類又はその写し
 - (2) 請求者の氏名、本籍及び学校医等との続柄に関する市町村長の発行する証明書（戸籍の謄本又は抄本でもよい。）
 - (3) 請求者が、婚姻の届出をしていないが、学校医等の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることのできる書類
 - (4) 学校医等の死亡に係る遺族補償年金を受けることができる遺族がなく、かつ、請求者に先順位者のないことを証明する書類
 - (5) 請求者が学校医等の収入によって生計を維持していた子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹である場合は、学校医等の死亡の当時その収入によって生計を維持していた事実を認めることのできる書類
 - (6) 請求者が配偶者並びに学校医等の収入によって生計を維持していた子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹以外の者で、主として学校医等の収入によって生計を維持していた者であるときは、学校医等の死亡の当時主としてその収入によって生計を維持していた事実を認めることのできる書類
 - (7) 請求者が、学校医等の遺言又はその任命権者に対する予告により特に指定された者であるときは、これを証明する書類
 - (8) 災害が第三者の行為によって生じたものであるときは、当該第三者の氏名及び住所（第三者の氏名及び住所が分からないときは、その旨）並びに災害の状況を記載した書類
 - (9) その他必要な書類

別記第3号様式（その8）（第5条関係）

葬 祭 補 償 請 求 書				認定番号		
石狩市教育委員会教育長_____様 次の葬祭補償を請求します。				請求年月日 年 月 日		
				請求者の住所_____		
				ふ り が な 氏 名 _____ 死亡した学校 医等との続柄 _____		
1 被 関 連 職 員 事 項	所属学校名	☐ 学 校 医 ☐ 学校歯科医 ☐ 学校薬剤師				
	氏 名	年 月 日生（ 歳）	負 傷 又 は 発病年月日	年 月 日		
			死亡年月日	年 月 日		
	2 葬 祭 補 償 金 額	(補償基礎額)				
(A) 円 + 円 × 30 = 円						
(B) (補 償 基 礎 額) 円 × 60 = 円						
(A)、(B) のうち高い額 ☐ (A) ☐ (B)						
3 送 金 希 望 の 場 合	口座振替	振 込 先 金融機関名	銀行 支店	※ 受 理	年 月 日	
		☐ 普通預金 ☐ 当座預金		※ 決 定	年 月 日	
		口 座 番 号				
		預金名義者		※ 支 払	年 月 日	
	送 金 小 切 手	振 込 先 金融機関名	銀行 支店	※ 決 金 定 額	円	
	そ の 他					

〔注意事項〕

- 1 請求者は、※印の欄には記入しないこと。また、該当する□に✓印を記入すること。
- 2 この請求書には、葬祭を行った事実を認めることのできる書類を添付すること。

別記第3号様式（その9）（第5条関係）

未支給の補償請求書					認定番号	
石狩市教育委員会教育長_____様 次の未支給の補償の支給を請求します。			請求年月日 年 月 日			
			請求者の住所_____			
			ふりがな 氏 名_____			
			死亡した学校 医等との続柄_____			
1 被災する 職事 に項	所属学校名	☐ 学 校 医 ☐ 学校歯科医 ☐ 学校薬剤師				
	氏 名	年 月 日生（ 歳）	負傷又は 発病年月日	年 月 日		
			死亡年月日	年 月 日		
	2 未の 支補 給償	種 類	（年金たる補償のとき第 号） （は年金証書の番号）			
	請求金額	円				
3 送金希望の 場合	口座振替	振込先 金融機関名	銀行 支店	※受 理	年 月 日	
		□普通預金 □当座預金		※決 定	年 月 日	
		口座番号		※支 払	年 月 日	
	送金手 小切手	振込先 金融機関名	銀行 支店	※決 定	円	
	その他					

〔注意事項〕

- 請求者は、※印の欄には記入しないこと。また、該当する□に✓印を記入すること。
- この請求書には、次に掲げる書類を添付すること。ただし、請求者が、未支給の補償と併せて、遺族補償又は葬祭補償を請求する場合には、当該遺族補償又は葬祭補償を請求するために提出すべき書類と同じ書類については、添付する必要はないこと。
 - 学校医等の死亡診断書、死体検案書、検視調書その他学校医等の死亡を証明する書類又はその写し
 - 未支給の補償が遺族補償年金以外の補償であるときは、次に掲げる書類
 - 請求者の氏名、本籍及び死亡した学校医等との続柄に関する市町村長の発行する証明書（戸籍の謄本又は抄本でもよい。）
 - 請求者が、学校医等の死亡の当時その者と生計を同じくしていた事実を認めることのできる書類
 - 請求者が、婚姻の届出をしていないが、学校医等の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることのできる書類
 - 請求者が配偶者以外の者であるときは、他に先順位者のないことを証明する書類
 - 死亡学校医等が、この請求に係る未支給の補償分についてまだ請求をしていなかったときは、その請求を行うこととした場合に必要書類

別記第4号様式から第6号様式まで及び第8号様式から第10号様式まで中「㊟」を削る。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

<報告事項②>

第25回 図書館を使った調べる学習コンクール「全国コンクール」当市からの推薦応募作品の審査結果について

- 1 主催団体 公益財団法人図書館振興財団
- 2 審査日 令和3年12月24日（金）
- 3 応募総数 106,566 作品
（うち地域コンクールからの推薦応募作品 104,233 作品（142 自治体 38 都道府県））
- 4 本市推薦作品（全5作品）の入賞、入選等結果 ※詳細は下記参照
 - (1) 入賞（文部科学大臣賞、観光庁長官賞等） 該当作品なし
 - (2) 優良賞 1 作品
 - (3) 奨励賞 該当作品なし
 - (4) 佳作 4 作品
 - (5) 選外 該当作品なし
- 5 本市推薦応募作品 審査結果（詳細）
 - 【優良賞】
（小学生）
緑苑台小学校 5年 鈴木 希実（「アイヌ その衣服とししゅうの謎」）
 - 【佳作】
（小学生）
南線小学校 2年 鷹 翔太郎（「クワガタスゴイぜ！」）
南線小学校 4年 武田 明花音（「どうしてじゃ口から、キレイな水が出てくるの？」）
（中学生）
樽川中学校 1年 能登 あかり（「世界の主食」）
樽川中学校 1年 平泉 志織（「身の周りにいる微生物について」）
- 6 参考：全体の入賞、入選等作品数
 - (1) 入賞 29 作品（全作品の 0.03%）、3 団体
 - (2) 優良賞 126 作品（全作品の 0.12%）
 - (3) 奨励賞 242 作品（全作品の 0.23%）
 - (4) 佳作 1,179 作品（全作品の 1.11%）
 - (5) 選外 104,990 作品（全作品の 98.51%）
- 7 特記事項
 - (1) 優良賞の受賞について
 - ・今回、緑苑台小学校5年鈴木希実さんの『アイヌ その衣服とししゅうの謎』が優良賞を受賞したが、これは当市の応募作品初の快挙である。
（これまでは過去3回4作品が受賞した奨励賞が最高位）
 - ・3月9日（水）、緑苑台小学校校長室で市民図書館長（教育長代理）による特別表彰を鈴木さんに対し実施。

< 報告事項 > 令和3年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果について

令和3年度

全国体力・運動能力，運動習慣等調査

石狩市集計結果



令和4年3月

石狩市教育委員会 生涯学習部

はじめに

本調査は、全国的な子どもの体力の状況を把握し分析することにより、子どもの体力向上に係る方策の改善を図るために基本的に毎年実施されています。市内全小中学校で実技・質問紙等による調査を実施し、スポーツ庁が結果を集計、石狩市教育委員会が分析を行いました。なお、本調査は昨年度、新型コロナウイルス感染症流行による休校措置の影響で中止され、本年度2年ぶりに調査が実施されました。

■ 石狩市結果の概要 ■

< 児童生徒の体格 > 全国平均との比較						は全国平均より高い
						▼ は全国平均より低い
小学校	男子	身長(cm)及び全国比		体重(kg)及び全国比		
	女子	139.61	0.32	35.95	0.87	
中学校	男子	140.61	▼0.29	35.36	0.46	
	女子	160.68	0.06	50.81	1.11	
	男子	154.86	▼0.04	46.07	▼0.94	
	女子					

< 肥満傾向・痩身傾向の出現率 > 全国平均との比較						は全国平均より高い
						▼ は全国平均より低い
小学校	男子	肥満傾向(%)及び全国比		痩身傾向(%)及び全国比		
	女子	14.4	1.3	2.9	0.5	
中学校	男子	12.6	3.7	2.4	▼0.1	
	女子	13.8	3.8	2.8	▼0.2	
	男子	4.6	▼2.5	5.1	1.6	
	女子					

< 体力合計点及び種目別の結果 >					
小学校	男子	全国平均を上回った種目			計
	女子	長座体前屈	反復横とび	ソフトボール投げ	3種目
中学校	男子	長座体前屈	反復横とび	ソフトボール投げ	3種目
	女子	握力	上体起こし		2種目
	男子	持久走			1種目
	女子				

本調査では、児童生徒質問紙調査において「家庭での生活習慣の状況」等の項目について、また学校質問紙において「体力・運動能力向上に向けた取組」等の項目についての調査が実施されています。その結果、児童生徒の「運動やスポーツに対する関心・意欲は高い」ことや、コロナ禍の影響と思われる「テレビやゲーム機、スマートフォン等の長時間視聴の傾向」が示されました。結果の詳細については、後段のページに記載されています。

石狩市教育委員会は、本調査で明らかになった実技種目や運動習慣等の課題解決のため、今後も各学校独自の「1校1プラン」の積極的な推進や望ましい生活習慣・運動習慣の形成(いしかりふれあいDAY、生活リズムチェックシート等による家庭との連携)、地域の教育力を活用した体育授業及び体育的活動の充実を図る等の施策を進めてまいります。

コロナ禍であることに十分留意しながら子ども達の体力向上を図るには、市民の皆様と成果と課題等を共有し、学校・家庭・地域が一体となって取り組むことが大切であると考えます。今後とも、市民の皆様のご理解・ご協力をお願い申し上げます。

調査の概要

1 調査の目的

- 子供の体力・運動能力等の状況に鑑み、国が全国的な子供の体力・運動能力の状況を把握・分析することにより、子供の体力・運動能力の向上に関わる施策の成果と課題を検証し、その改善を図る。
- 石狩市教育委員会は、全国的な状況との関係において、本市の子供の体力・運動能力の向上に係る施策の成果と課題を把握し、その改善を図るとともに、そのような取組を通じて、子供の体力・運動能力の向上に関する継続的な検証改善サイクルを確立する。
- 市内小学校及び中学校が、各児童生徒の体力・運動能力や運動習慣、生活習慣、食習慣等を把握し、学校における体育・健康等に関する指導などの改善に役立てる。

2 調査の対象

小学校第5学年及び中学校第2学年

3 調査の内容

児童生徒に対する調査

ア 実技に関する調査(以下「実技調査」という。測定方法等は新体力テストの方法による)

〔小学校〕 握力、上体起こし、長座体前屈、反復横とび、20mシャトルラン、50m走、立ち幅とび、ソフトボール投げ

〔中学校〕 握力、上体起こし、長座体前屈、反復横とび、持久走(男子1500m、女子1000m)又は20mシャトルラン、50m走、立ち幅とび、ハンドボール投げ

イ 質問紙調査

運動習慣、生活習慣、食習慣等に関する質問紙調査(以下「児童生徒質問紙調査」という)

学校に対する質問紙調査

子供の体力向上に係る取組等に関する質問紙調査(以下「学校質問紙調査」という)

4 調査の方法

市内全小中学校で実技・質問紙等による調査を実施し、スポーツ庁が結果を集計し、石狩市教育委員会が分析を行った。

5 調査の実施期間

2021年(令和3年)4月～7月までの期間で実施。

6 調査の実施状況 (指定都市を含む公立学校)

	小学校(義務教育学校前期課程)		中学校(義務教育学校後期課程)	
	実施校数	実施児童数	実施校数	実施生徒数
全 国	19,089	100,940	9,541	892,633
北海道	828	23,902	515	22,991
石狩市	10	492	7	468

数値は、参加児童数、生徒数は最も参加数の多かった種目の参加人数を記載した。

○ 用語解説と説明

体 力 テ ス ト 種 目		単位	体 力 要 素	測 定	
	握力	kg	筋力	左右握力の平均値	
	上体起こし	回	筋パワー・筋持久力	30秒間に上体を起こした回数	
	長座体前屈	cm	柔軟性	長座位で前屈したときの両手の前方への移動距離	
	反復横とび	点	敏捷性	20秒間に両脚で左右側方に反復跳躍した回数	
-1	持久走(中学校選択)	秒	全身持久力・ 長距離走能力	男子1500m , 女子1000mの走行時間	中学校は、どちらか1種目を選択、両方実施した場合は高いほうの得点合計
-2	20mシャトルラン (小学校, 中学校は選択)	回	全身持久力	20m走行の折り返し回数	
	50m走	秒	疾走能力	50mの疾走時間	
	立ち幅とび	cm	筋パワー・跳躍能力	両脚で前方へ跳躍した直線距離	
	ソフトボール投げ(小学校)	m	巧緻性・投球能力	ソフトボールを遠投した距離	
	ハンドボール投げ(中学校)			ハンドボール2号球を遠投した距離	
体 力 合 計		点	8種目の体力テスト成績を1点から10点に得点化して総和した体力テスト合計得点		

「T得点」とは、全国平均値に対する相対的な位置を示し、単位や標準偏差が異なる調査結果を比較する。
 平均値50点、標準偏差10点の標準得点。
 「T得点 = 偏差 / 標準偏差, 偏差 = 調査結果 - 平均値」

< 標準体重と肥満度判定 > 「児童生徒等の健康診断マニュアル(平成27年度改訂版)」より
 平成27年8月25日発行 財団法人日本学校保健会

$$\text{標準体重} = a \times \text{身長(cm)} - b$$

$$\text{肥満度(\%)} = \left[\frac{\text{自分の体重(kg)} - \text{標準体重(kg)}}{\text{標準体重(kg)}} \right] \times 100$$

標準体重を求める係数

年齢	男子		女子	
	a	b	a	b
6(小1)	0.461	32.382	0.458	32.079
7(小2)	0.513	38.878	0.508	38.367
8(小3)	0.592	48.804	0.561	45.006
9(小4)	0.687	61.390	0.652	56.992
10(小5)	0.752	70.461	0.730	68.091
11(小6)	0.782	75.106	0.803	78.846
12(中1)	0.783	75.642	0.796	76.934
13(中2)	0.815	81.348	0.655	54.234
14(中3)	0.832	83.695	0.594	43.264

標準判定

肥満度	判 定	区 分
50%以上	高度肥満	肥満
30 ~ 49.9%	中等度肥満	
20 ~ 29.9%	軽度肥満	
- 19.9 ~ 19.9%	普通	普通
- 29.9 ~ - 20%	や せ	痩身
- 30%以下	高度やせ	

体格と肥満度に関する調査の結果

【令和3年度 小学校】

- ・男女共に身長は全国平均とほぼ同様であり、体重は全国平均をやや上回っている。
- ・一昨年度に比べ、男女ともに身長・体重の数値が伸びている。
- ・肥満傾向の出現率は、男女とも全国平均よりやや高い傾向にある。痩身傾向の出現率は女子は全国平均よりも低い、男子はやや高い傾向にある。

○ 小学校5年生男子

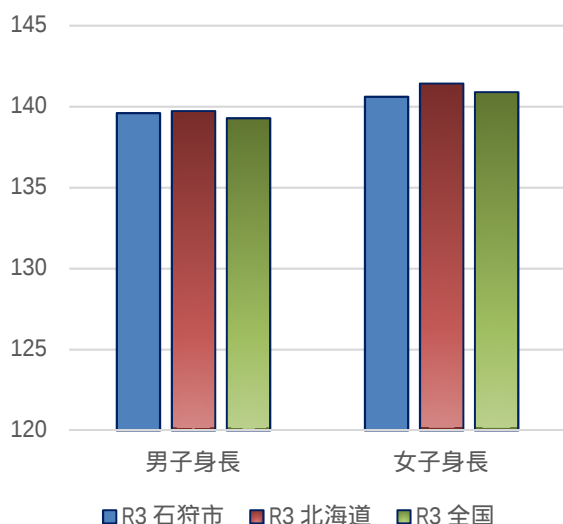
網掛けは当該年度の全国平均を上回った数値。

		体 格 平 均		肥満傾向児・痩身傾向児の出現率		
		身長(cm)	体重(kg)	肥満(%)	普通(%)	痩身(%)
石狩市	R3	139.61	35.95	14.4	82.8	2.9
	R元	138.94	34.57	12.9	86.0	1.2
	H30	138.83	35.36	14.3	84.6	1.1
北海道	R3	139.73	36.70	19.6	78.6	2.4
	R元	139.40	35.64	15.9	81.6	2.5
	H30	139.52	35.99	15.8	82.0	2.2
全 国	R3	139.29	35.08	13.1	84.5	2.4
	R元	138.92	34.37	11.1	86.3	2.6
	H30	138.92	34.20	10.6	86.7	2.7

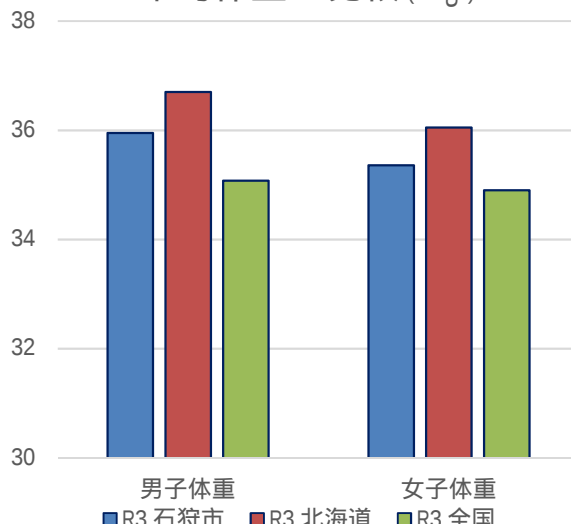
○ 小学校5年生女子

		体 格 平 均		肥満傾向児・痩身傾向児の出現率		
		身長(cm)	体重(kg)	肥満(%)	普通(%)	痩身(%)
石狩市	R3	140.61	35.36	12.6	85.0	2.4
	R元	140.45	34.51	8.9	87.5	3.6
	H30	140.56	34.60	8.0	90.0	2.0
北海道	R3	141.44	36.05	12.9	84.7	2.4
	R元	140.71	34.93	10.6	86.2	3.1
	H30	140.87	35.25	11.1	86.3	2.5
全 国	R3	140.90	34.90	8.9	88.7	2.5
	R元	140.12	34.11	8.1	89.3	2.7
	H30	140.09	34.00	7.9	89.4	2.7

平均身長の比較(cm)



平均体重の比較(kg)



実技調査の結果

【令和3年度 小学校】

・男子は1種目(反復横とび)で一昨年度を上回り,3種目(長座体前屈,反復横とび,ソフトボール投げ)で全国平均を上回った。女子は3種目(握力,長座体前屈,ソフトボール投げ)で一昨年度を上回り,男子と同じく3種目(長座体前屈,反復横とび,ソフトボール投げ)で全国平均を上回った。
・体力合計点では,男子は僅かに全道・全国平均を上回っているが,女子は僅差で全道・全国平均を下回っている。また,T得点では,男子は全国平均を上回っている。女子は一昨年より0.9ポイント伸ばし,全国平均との差を縮めている。

網掛けは当該年度の全国平均を上回った数値。

T得点は,全国平均を50とした数値。

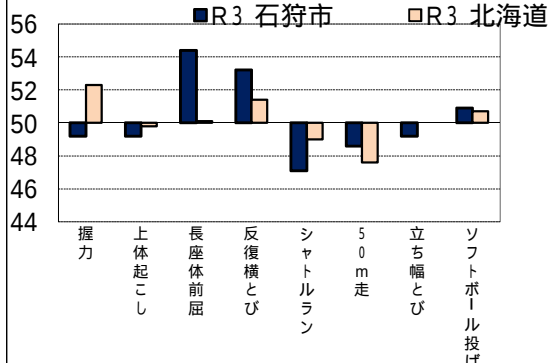
○ 小学校5年男子

		握力 (kg)	上体起こし (回)	長座体前屈 (cm)	反復横とび (点)	20mシャトルラン (回)	50m走 (秒)	立ち幅とび (cm)	ソフトボール投げ (m)	体力合計点
石狩市	R3	15.92	18.41	37.35	43.02	40.74	9.60	149.54	21.28	52.71
	R元	16.73	19.07	37.53	42.98	46.12	9.60	151.35	22.60	54.38
	H30	16.56	21.03	35.29	43.92	48.03	9.58	154.14	22.77	54.79
北海道	R3	17.11	18.75	33.52	41.56	44.71	9.71	151.48	21.15	52.51
	R元	17.16	19.19	33.18	41.39	46.32	9.67	151.15	22.04	52.82
	H30	17.16	19.19	33.18	41.39	46.32	9.67	151.15	22.04	52.82
全 国	R3	16.22	18.90	33.48	40.35	46.83	9.45	151.41	20.58	52.52
	R元	16.37	19.80	33.24	41.74	50.32	9.42	151.45	21.61	53.61
	H30	16.54	19.95	33.31	42.10	52.15	9.37	152.24	22.15	54.21
石狩市 T得点	R3	49.2	49.2	54.4	53.2	47.1	48.6	49.2	50.9	50.2
	R元	51.0	48.8	55.2	51.5	48.0	48.3	50.0	51.2	50.8
	H30	50.1	51.8	52.4	52.3	48.1	47.8	50.9	50.8	50.6

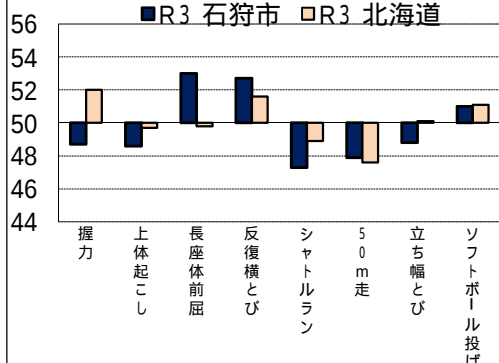
○ 小学校5年女子

		握力 (kg)	上体起こし (回)	長座体前屈 (cm)	反復横とび (点)	20mシャトルラン (回)	50m走 (秒)	立ち幅とび (cm)	ソフトボール投げ (m)	体力合計点
石狩市	R3	15.61	17.33	40.58	40.77	33.77	9.83	142.65	13.77	54.12
	R元	15.31	18.61	38.85	40.93	34.75	9.76	143.55	13.50	54.59
	H30	16.63	17.17	37.11	40.94	33.20	9.79	142.69	14.83	54.09
北海道	R3	16.87	17.93	37.75	39.94	36.38	9.85	145.35	13.80	54.56
	R元	16.78	18.17	37.52	39.67	36.78	9.83	145.16	13.66	54.47
	H30	16.99	18.73	37.44	41.01	39.28	9.83	145.92	14.29	55.58
全 国	R3	16.09	18.08	37.90	38.72	38.15	9.64	145.18	13.30	54.64
	R元	16.09	18.95	37.62	40.14	40.79	9.64	145.68	13.61	55.59
	H30	16.12	18.81	37.43	40.06	41.62	9.60	145.47	13.94	55.72
石狩市 T得点	R3	48.7	48.6	53.0	52.7	47.3	47.9	48.8	51.0	49.4
	R元	47.8	49.3	51.5	50.8	45.7	48.2	48.8	49.4	48.5
	H30	51.4	46.9	49.6	51.2	44.9	47.7	48.7	51.8	48.1

体力T得点(男子) 全国を50とする
■R3 石狩市 ■R3 北海道



体力T得点(女子) 全国を50とする
■R3 石狩市 ■R3 北海道



体格と肥満度に関する調査の結果

【令和3年度 中学校】

- ・男子は身長・体重ともに、全国平均を上回った。女子は身長・体重ともに全国平均を下回った。
- ・一昨年度に比べ、男子は身長が下回り、体重は上回った。女子は身長・体重ともに下回った。
- ・肥満傾向の出現率について、男子は軽度肥満の割合が多いことから全国平均を上回っている。女子については肥満傾向は全国平均を下回り、普通が90%を超えている。

○ 中学校2年男子

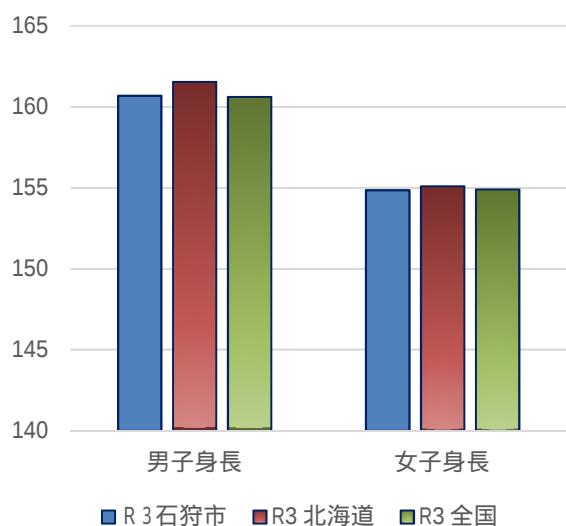
網掛けは当該年度の全国平均を上回った数値。

		体 格 平 均		肥満傾向児・痩身傾向児の出現率		
		身長(cm)	体重(kg)	肥満(%)	普通(%)	痩身(%)
石狩市	R3	160.68	50.81	13.8	83.4	2.8
	R元	161.15	50.23	11.7	85.4	2.8
	H30	161.35	50.27	10.2	85.7	4.0
北海道	R3	161.54	51.36	13.3	84.3	3.0
	R元	161.12	50.83	12.0	85.5	2.5
	H30	161.24	50.70	11.1	86.5	2.3
全 国	R3	160.62	49.70	10.0	87.0	3.0
	R元	160.00	48.84	8.6	88.6	2.8
	H30	160.03	48.64	7.8	89.5	2.7

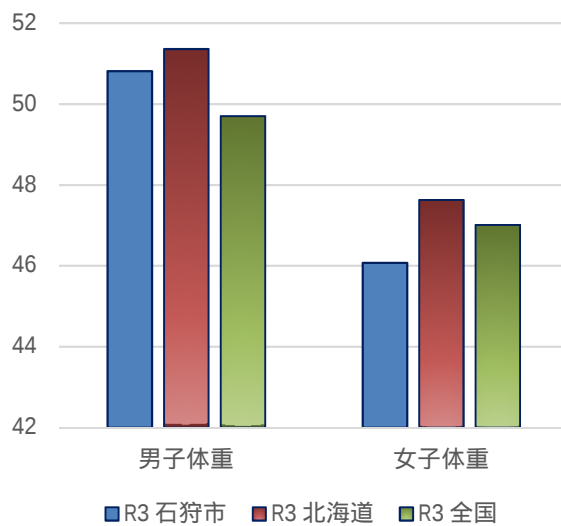
○ 中学校2年女子

		体 格 平 均		肥満傾向児・痩身傾向児の出現率		
		身長(cm)	体重(kg)	肥満(%)	普通(%)	痩身(%)
石狩市	R3	154.86	46.07	4.6	90.4	5.1
	R元	155.32	46.92	8.1	88.4	3.4
	H30	155.14	46.06	5.4	87.6	7.0
北海道	R3	155.10	47.63	8.8	88.1	3.1
	R元	155.15	47.41	8.5	87.9	3.7
	H30	155.25	47.35	8.1	88.1	3.9
全 国	R3	154.90	47.01	7.1	89.3	3.5
	R元	154.86	46.82	6.7	89.5	3.7
	H30	154.89	46.58	6.2	89.7	4.1

平均身長の比較 (cm)



平均体重の比較 (kg)



実技調査の結果

【令和3年度 中学校】

- ・男子は1種目(50m走)のみ一昨年度を上回った。体力合計点では一昨年度を下回った。
- ・男子種目別の結果は、握力、上体起こしの2種目で全国平均を上回った。体力合計点は全道平均とほぼ同様であったが、全国平均を下回った。
- ・女子は1種目(長座体前屈)のみ一昨年度を上回った。体力合計点では一昨年度を下回った。
- ・女子種目別の結果は、標本数の少ない持久走のみ全国平均を上回った。体力合計点は全道平均とほぼ同様であったが、全国平均を下回った。

網掛けは当該年度の全国平均を上回った数値。

○ 中学校2年男子

T得点は、全国平均を50とした数値。

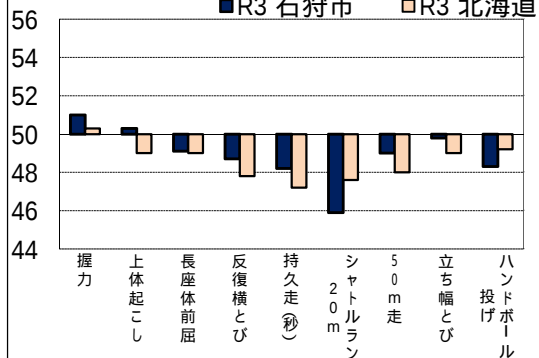
		握力 (kg)	上体起こし (回)	長座体前屈 (cm)	反復横とび (点)	持久走 (秒)	20mシャトルラン (回)	50m走 (秒)	立ち幅とび (cm)	ハンドボール投げ (m)	体力 合計点
石狩市	R3	29.50	26.16	42.66	50.08	419.14	69.46	8.10	195.71	19.31	39.92
	R元	30.51	27.73	45.18	53.07	406.85	79.59	8.21	199.75	20.55	43.02
	H30	31.16	26.07	44.08	52.53	389.48	84.56	8.07	195.52	20.91	43.09
北海道	R3	29.31	25.61	42.50	50.24	426.12	75.14	8.21	194.85	19.94	40.01
	R元	29.58	26.50	42.34	50.85	412.51	78.97	8.21	194.58	20.17	40.72
	H30	29.88	26.82	41.86	51.04	407.40	81.26	8.18	195.61	20.47	41.32
全 国	R3	28.80	25.99	43.67	51.19	406.38	79.88	8.01	196.36	20.31	41.18
	R元	28.65	26.96	43.50	51.91	398.98	83.53	8.02	195.03	20.40	41.69
	H30	28.84	27.36	43.44	52.24	392.65	86.06	7.99	195.62	20.55	42.32
石狩市 T得点	R3	51.0	50.3	49.1	48.7	48.2	45.9	49.0	49.8	48.3	48.8
	R元	52.6	51.2	51.6	51.4	48.8	48.4	47.9	51.7	50.3	51.3
	H30	53.2	47.9	50.6	50.4	50.5	49.4	49.0	50.0	50.6	50.8

○ 中学校2年女子

		握力 (kg)	上体起こし (回)	長座体前屈 (cm)	反復横とび (点)	持久走 (秒)	20mシャトルラン (回)	50m走 (秒)	立ち幅とび (cm)	ハンドボール投げ (m)	体力 合計点
石狩市	R3	23.34	21.14	45.31	46.00	259.88	48.86	9.10	162.15	11.37	45.78
	R元	24.73	23.36	44.68	47.30	243.25	52.55	9.08	168.79	12.82	48.70
	H30	24.20	21.54	44.30	46.70	302.18	55.96	8.92	168.77	12.40	48.34
北海道	R3	23.19	21.25	44.77	44.93	313.41	48.73	9.09	163.10	12.34	45.82
	R元	23.70	22.27	44.56	45.52	304.48	51.98	9.06	165.08	12.54	47.14
	H30	23.61	21.90	44.05	45.03	305.35	51.79	9.03	164.14	12.38	46.59
全 国	R3	23.43	22.32	46.20	46.25	297.62	54.24	8.88	168.15	12.72	48.56
	R元	23.79	23.69	46.32	47.28	289.82	58.31	8.81	169.90	12.96	50.22
	H30	23.87	23.87	46.22	47.37	286.85	59.87	8.78	170.26	12.98	50.61
石狩市 T得点	R3	49.80	48.00	49.10	49.60	58.2	47.30	47.30	47.60	46.80	47.60
	R元	52.1	49.4	48.4	50.0	60.8	47.1	46.6	49.5	49.7	48.6
	H30	50.7	46.0	48.1	49.0	46.4	48.1	48.2	49.4	48.6	47.9

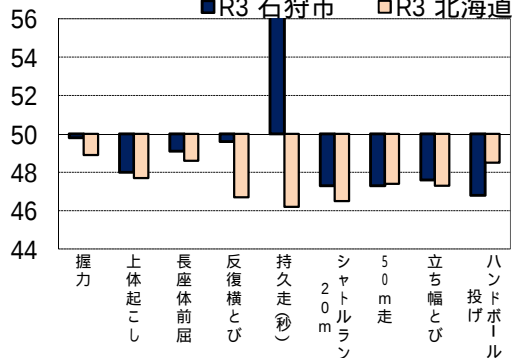
体力T得点(男子) 全国を50とする

■R3 石狩市 □R3 北海道



体力T得点(女子) 全国を50とする

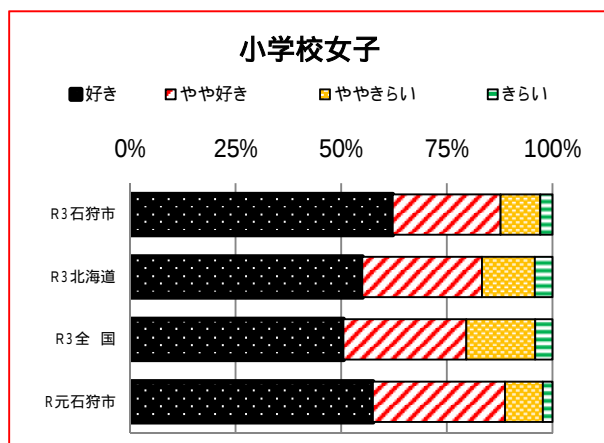
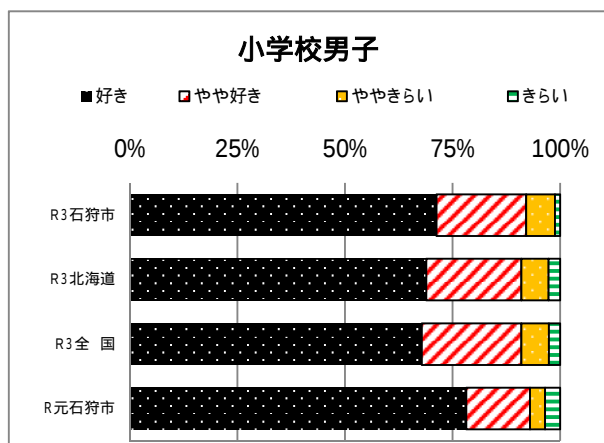
■R3 石狩市 □R3 北海道



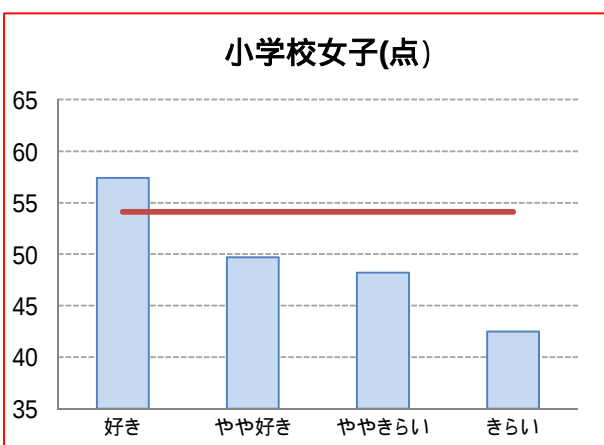
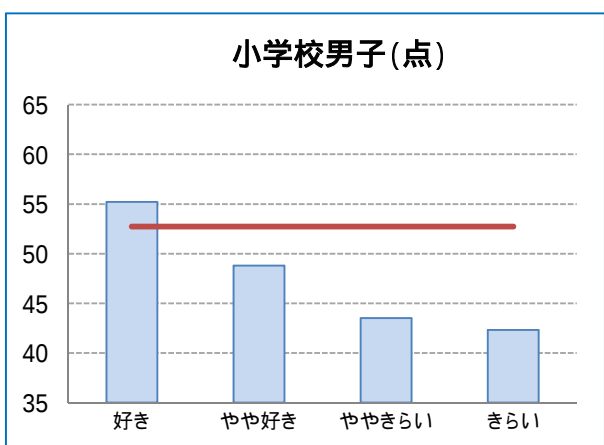
○ 運動やスポーツに関する意識

- ・運動やスポーツをすることが「好き」と回答した割合は、男女ともに全国平均を上回っている。また、運動やスポーツを「好き」と回答した児童は、男女とも、体力合計点が高い傾向にある。
- ・「運動は大切」と回答した割合は、男女ともに全国平均を上回っている。また、「運動は大切」と回答した児童は、男子で体力合計点が高い傾向にある。
- ・「中学校へ進んだら、授業以外でも自主的に運動やスポーツをする時間を持ちたい」と回答した児童は、男女とも全国平均を上回っていると同時に、体力合計点が高い傾向にある。

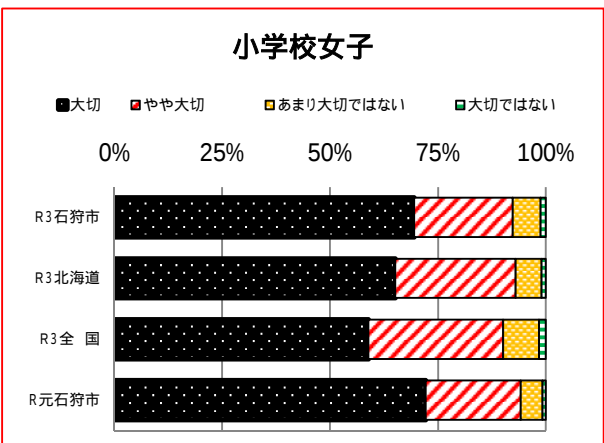
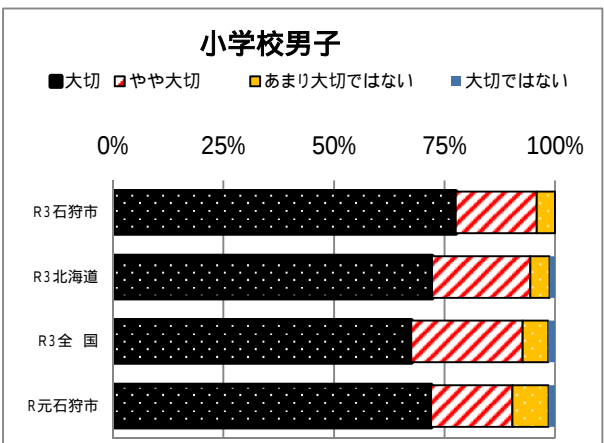
【運動やスポーツの好き・きらい】 運動（体を動かす遊びをふくむ）やスポーツをすることは好きですか。



【運動やスポーツの好き・きらいと体力合計点との相関】 横線は、市内の体力合計点の平均を示す

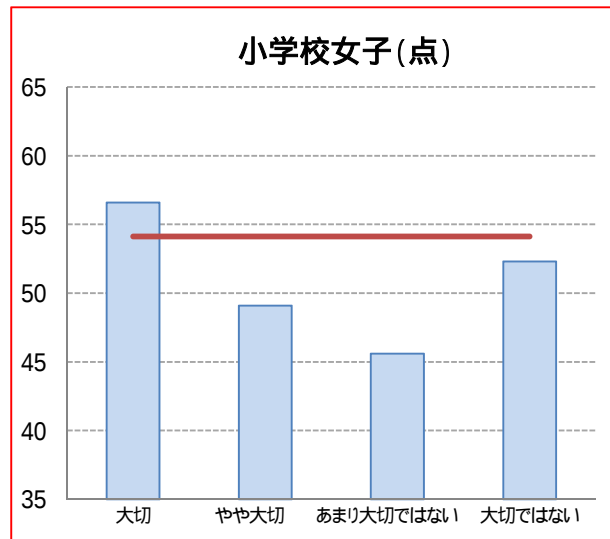
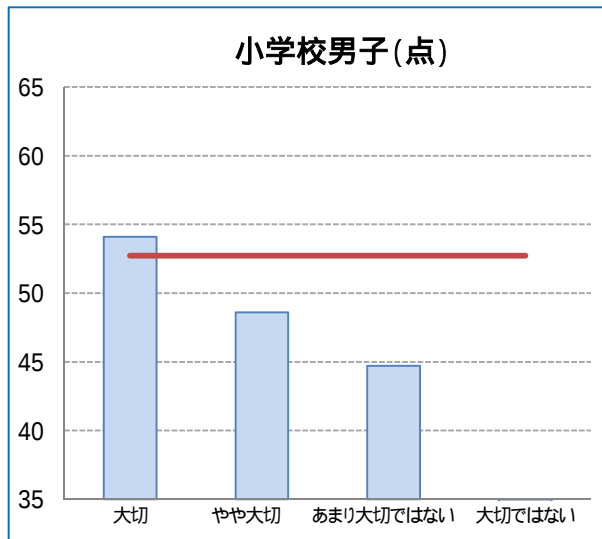


【運動は大切】 あなたにとって運動やスポーツは大切なものですか。



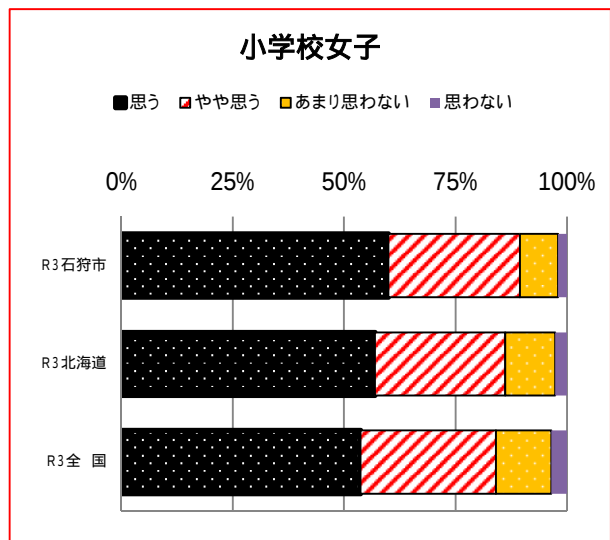
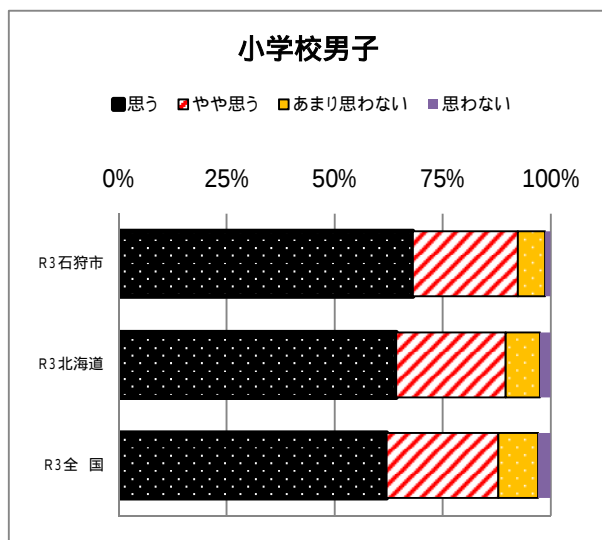
【運動は大切と体力合計点との相関】

横線は,市内の体力合計点の平均を示す



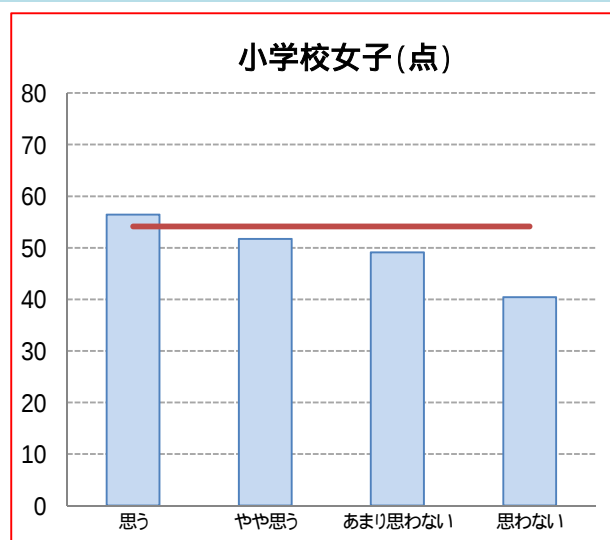
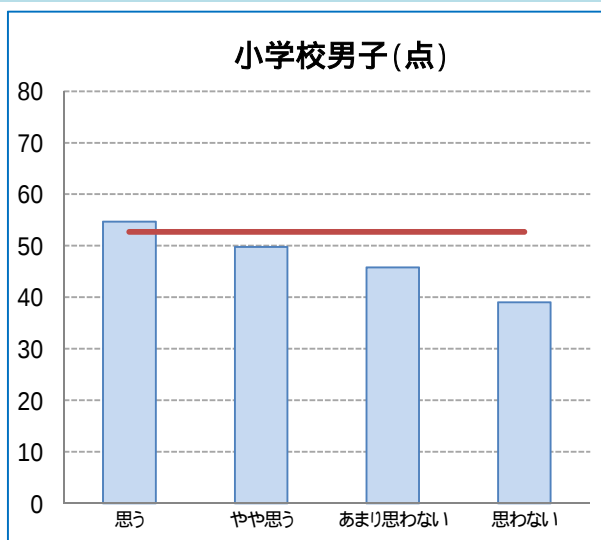
【中学校進学後の運動への関心意欲】

中学校に進んだら,授業以外でも自主的に運動やスポーツをする時間を持ちたいですか。



【進学後の運動への関心意欲と体力合計点との相関】

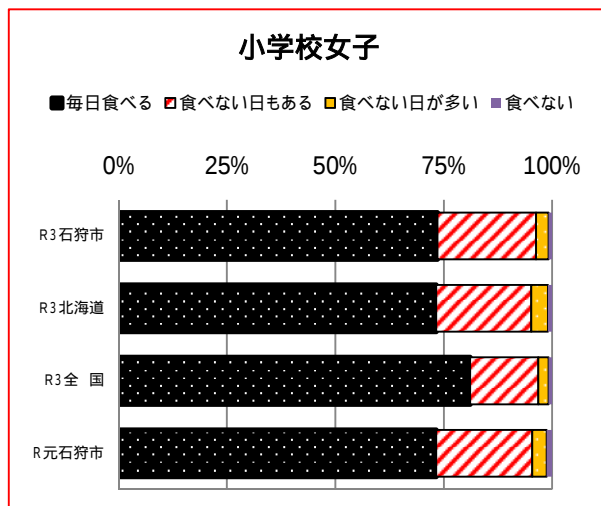
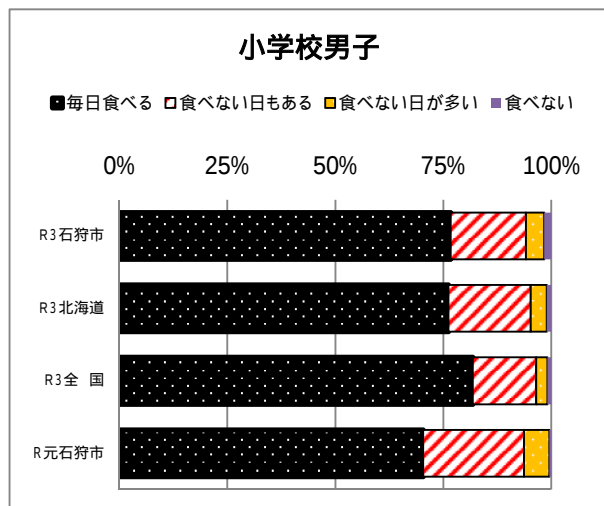
横線は,市内の体力合計点の平均を示す



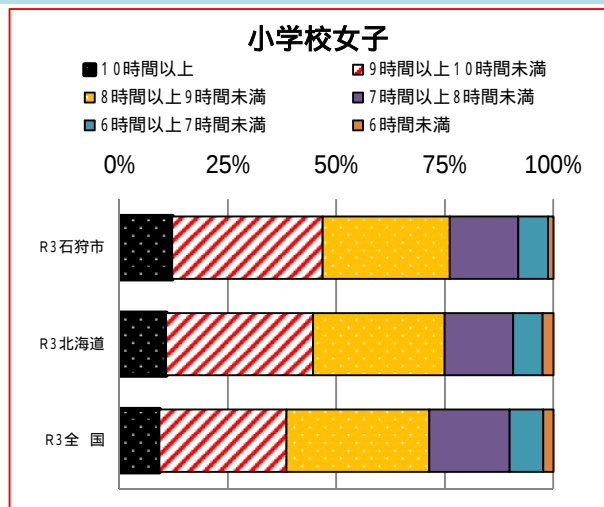
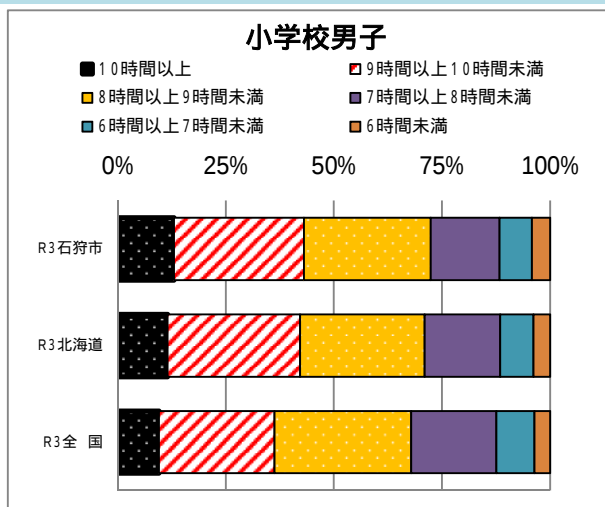
○ 家庭での生活習慣の状況

- ・朝食を毎日食べる児童は、男女ともに全国平均を下回っている。
- ・睡眠時間については9時間以上睡眠する児童が男女ともに全国平均を上回っている。
- ・テレビやDVD、ゲーム機、スマートフォン、パソコンなどの視聴は特に男子で5時間以上の長時間視聴の傾向が顕著であり、全国平均を大きく上回っている。一方、女子は全道平均と同様の結果である。
- ・テレビ等の視聴時間は、一昨年と比べて男女ともに長時間化している。

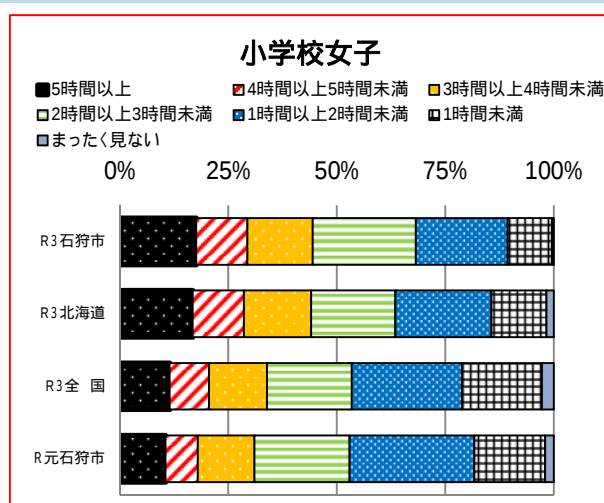
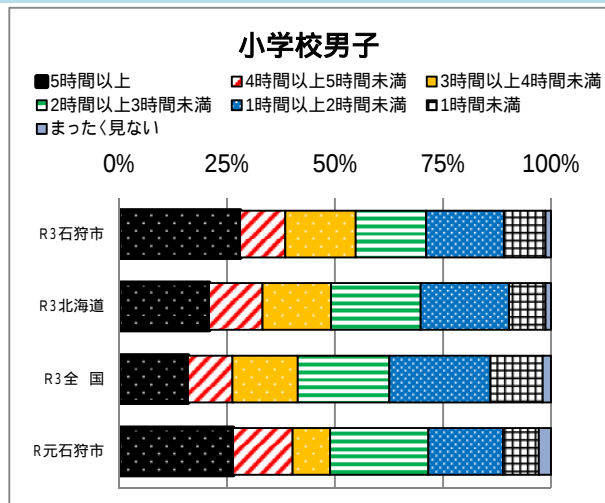
【朝食の摂取】 朝食は毎日食べますか。



【睡眠時間】 毎日どのくらいねていますか。



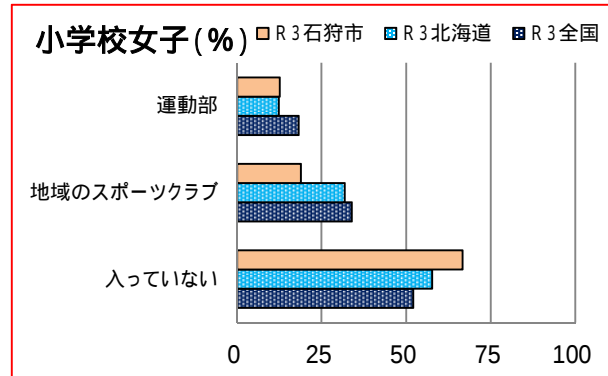
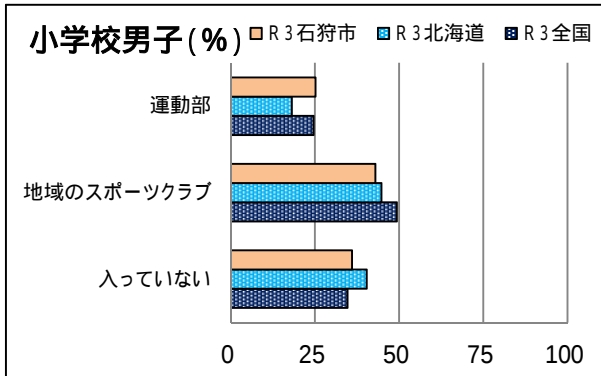
【視聴時間】 平日、学校以外でどのくらい、テレビやDVD、ゲーム機、スマートフォン、パソコンなどの画面を見ていますか。



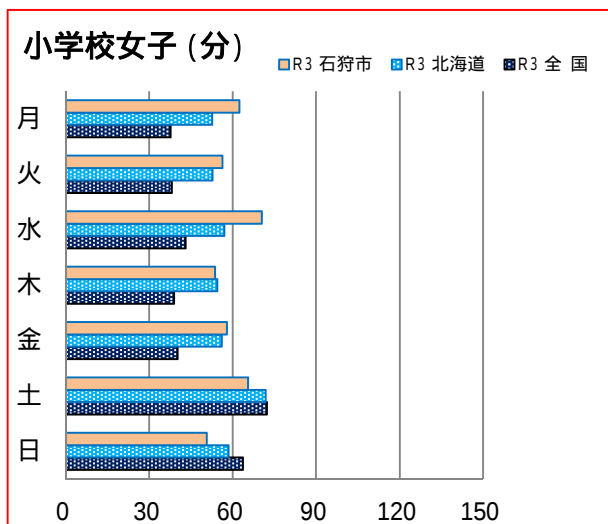
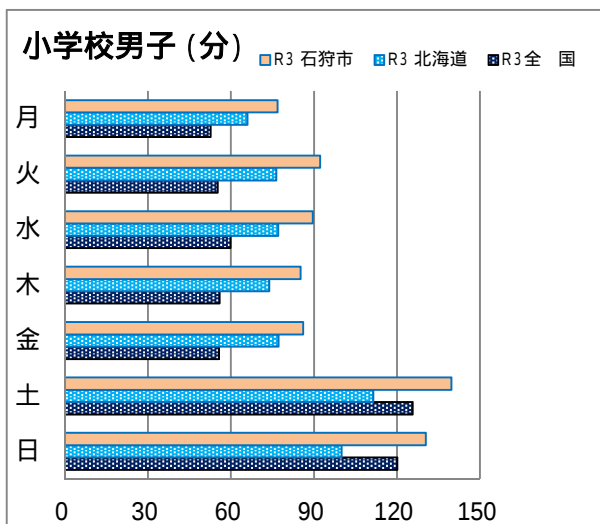
○ 運動習慣の状況

- ・運動部やスポーツクラブの所属の状況は、男女ともに全国平均を下回っている。
- ・体育の授業以外で運動やスポーツをしている時間が多いのは、男子は土曜日、女子は水曜日である。
- ・1週間の総運動時間は、男女とも全国平均を上回っている。特に平日(月～金)の運動時間が全国平均より多い。
- ・男女とも、運動やスポーツの実施頻度が420分以上の児童は、体力合計点が高い傾向にある。

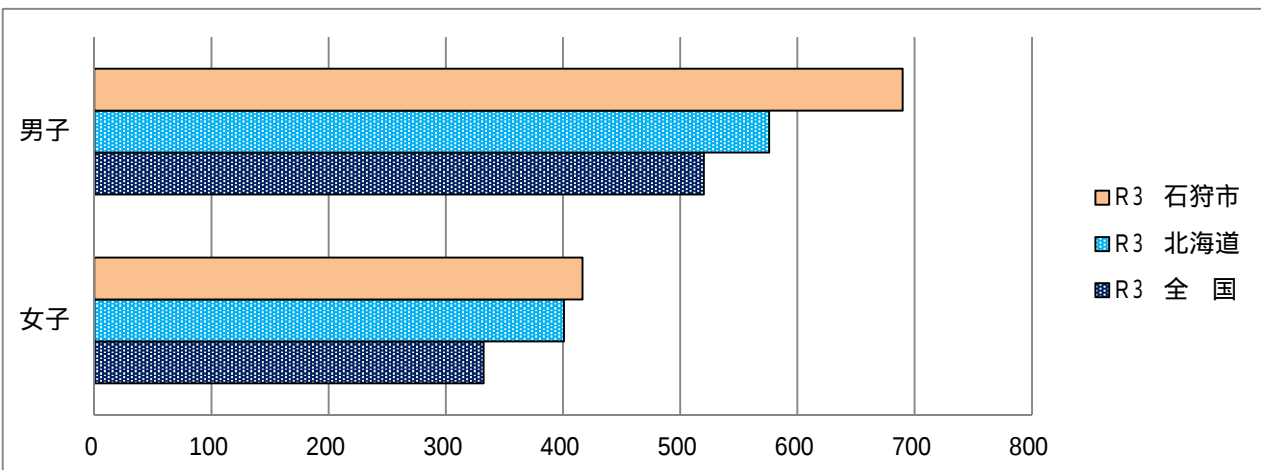
【運動部やスポーツクラブへの所属状況】 運動部やスポーツクラブ（スポーツ少年団をふくむ）にはいつていますか。 複数回答可



【体育の授業以外での運動時間】 普段の1週間で、学校の体育の授業以外で、運動（体を動かす遊びをふくむ）やスポーツを、合計で1日およそ何分くらいしていますか。



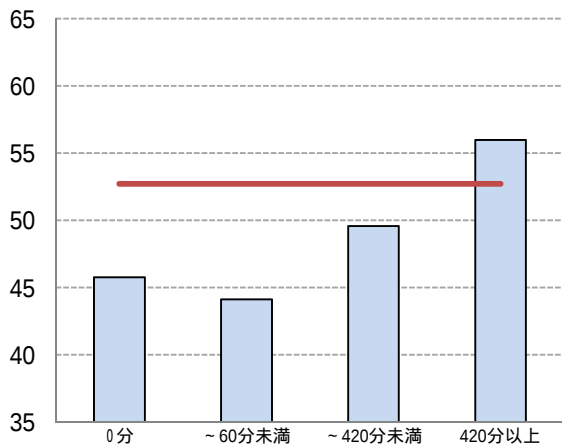
【1週間の総運動時間】 (分)



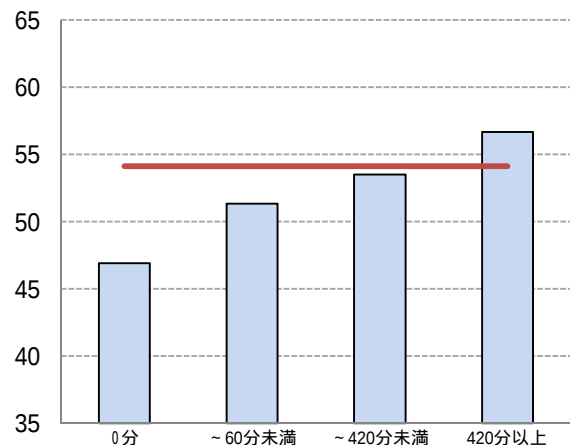
【運動やスポーツの実施頻度と体力合計点との相関】

横線は、市内の体力合計点の平均を示す

小学校男子(点)



小学校女子(点)



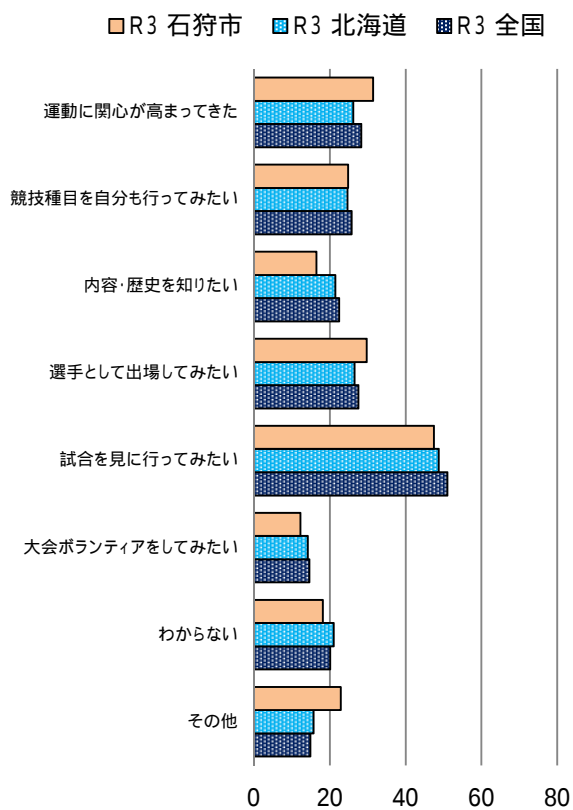
○ 運動やスポーツへの関心について

- ・オリンピック・パラリンピックへの関心は、各項目とも全道・全国と同様の傾向にある。
- ・回答の中では「試合を見に行きたい」が男女とも最も多い。

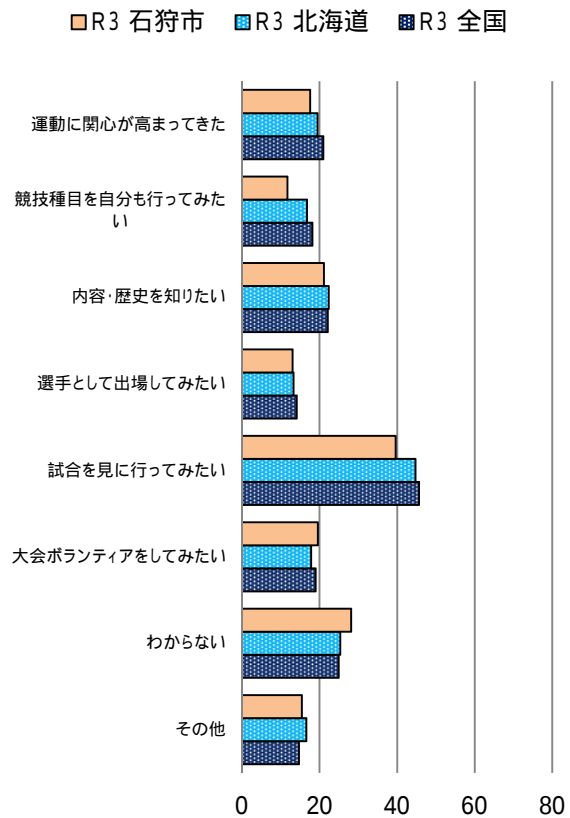
【オリンピック・パラリンピックへの気持ち】

複数回答可

小学校男子 (%)



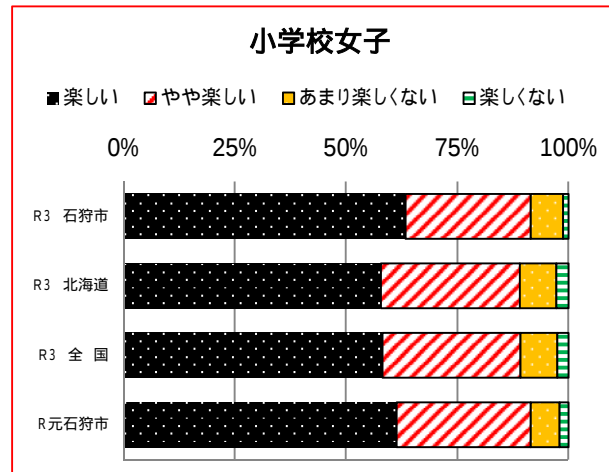
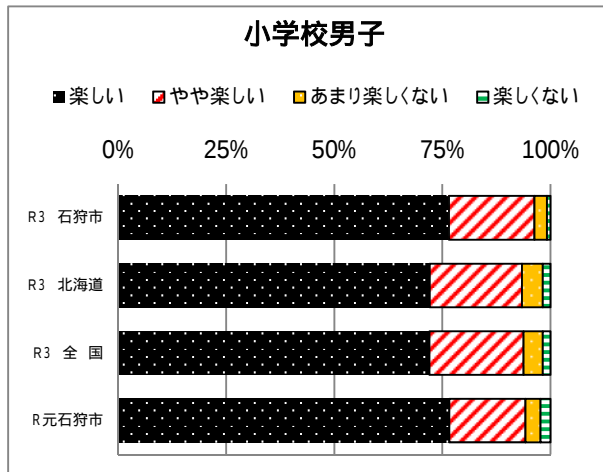
小学校女子 (%)



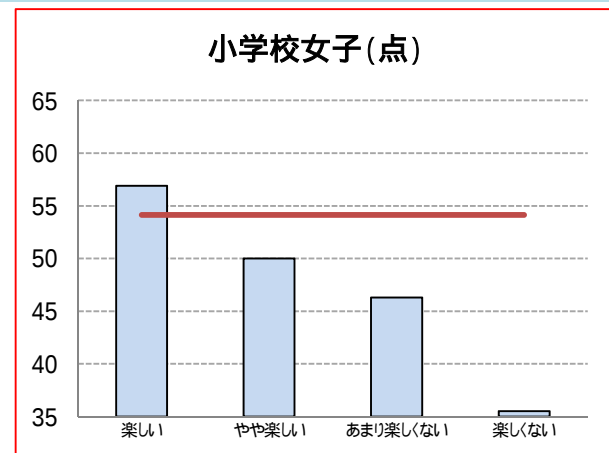
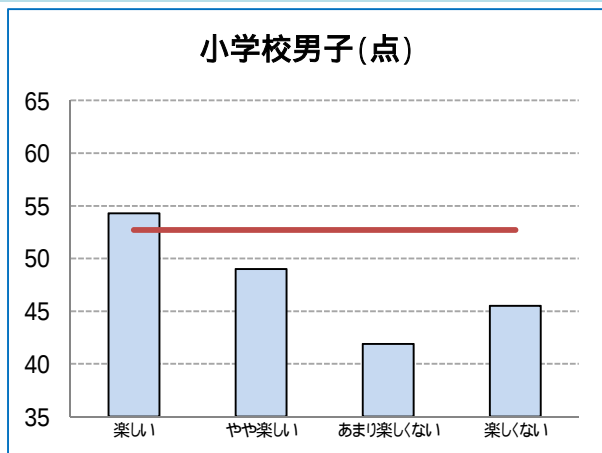
○ 体育の授業について

- ・「体育の授業は楽しい」と回答した児童の割合は、男女ともに全国平均を上回っている。
- ・「体育の授業は楽しい」と回答した児童は、男女とも、体力合計点が高い傾向にある。
- ・「コロナ前と比べ、運動やスポーツする時間が減った」と回答した割合は男女とも40%を超えている。
- ・「体力向上の目標を立てている」と回答した児童は、体力合計点が高い傾向にある。
- ・できないことができるようになったきっかけは、男女とも「授業中先生に個別にコツやポイントを教えてもらった」「先生や友達のまねをした」「友達に教えてもらった」などの割合が高い。

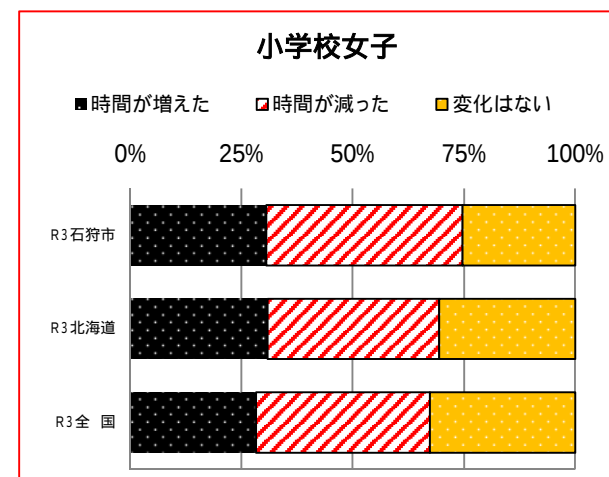
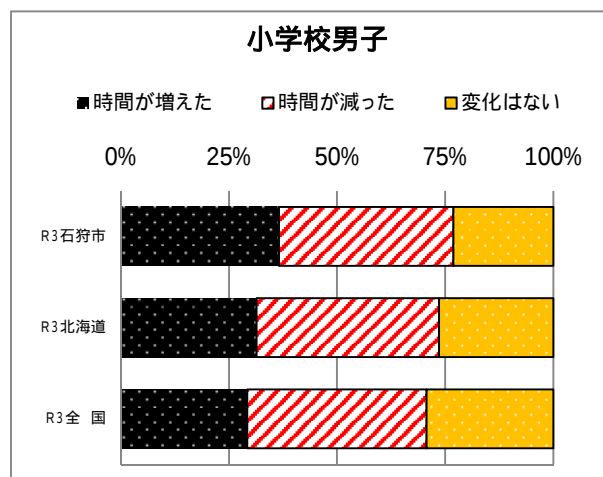
【体育の授業への関心・意欲】 体育の授業は楽しいですか。



【「体育の授業は楽しい」と体力合計点との相関】 横線は、市内の体力合計点の平均を示す

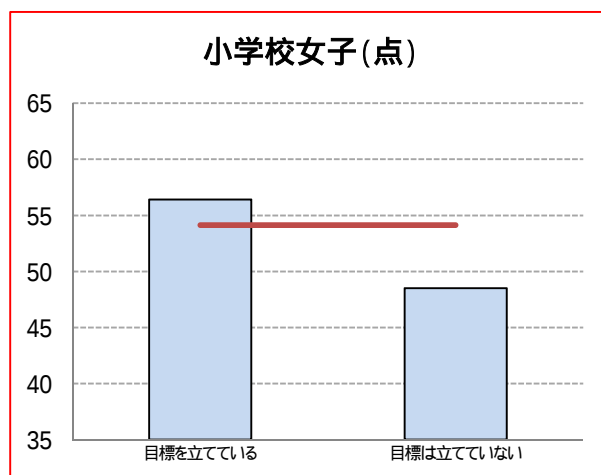
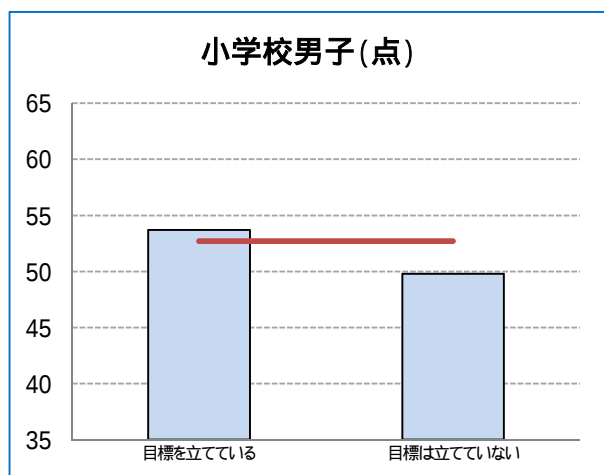


【コロナ禍の影響 関心・意欲】 新型コロナウイルス感染症の影響前と現在とを比較して、あなたの運動やスポーツへの取組はどのように変化しましたか。



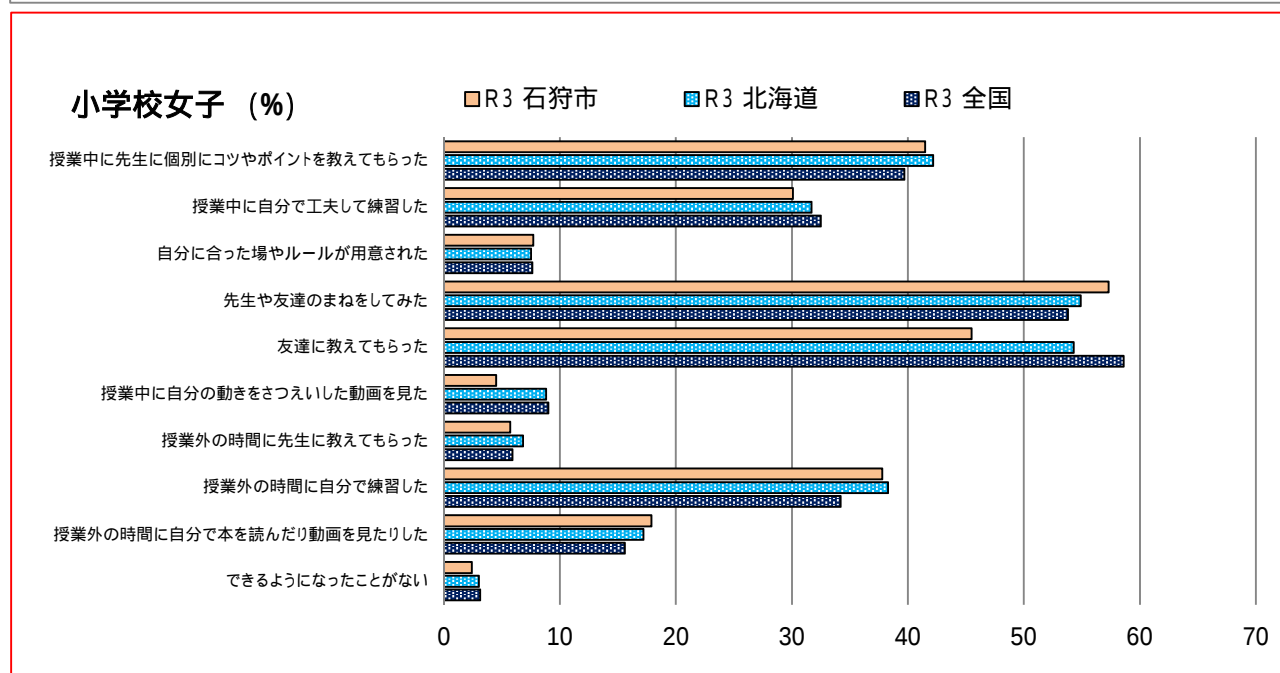
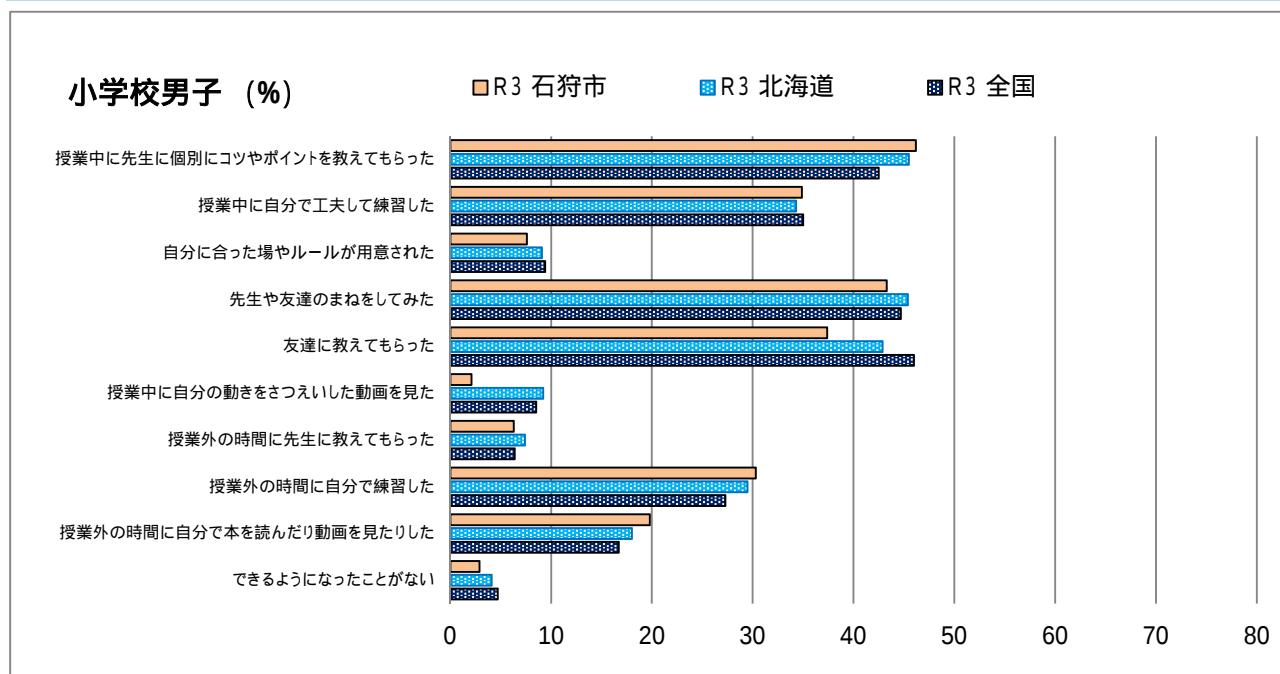
【「体力向上の目標を立てている」と体力合計点との相関】

横線は市内の体力合計点の平均を示す



【体育の授業で、できないことができるようになったきっかけ】

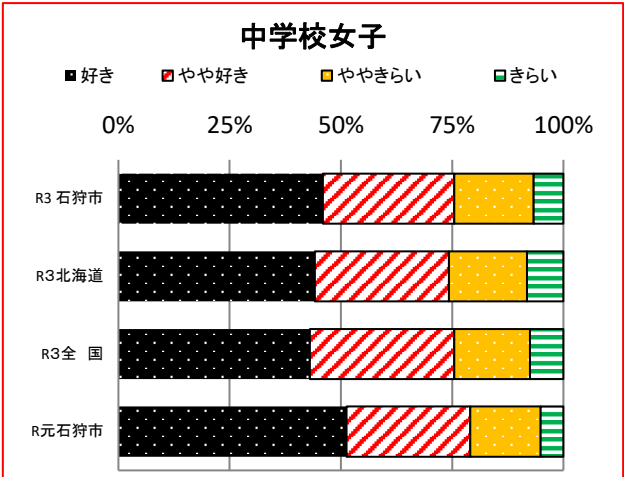
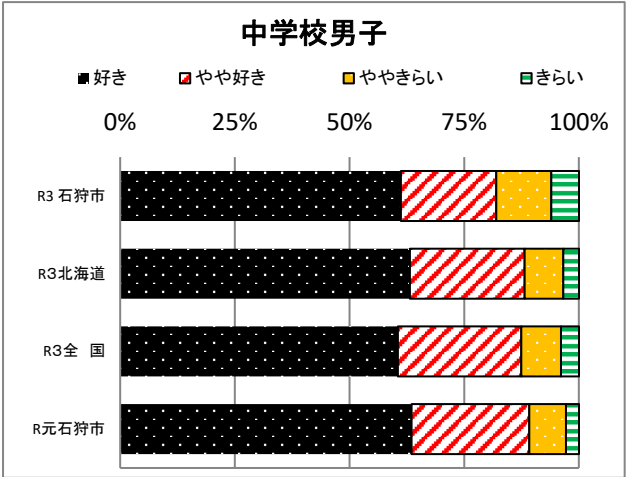
複数回答可



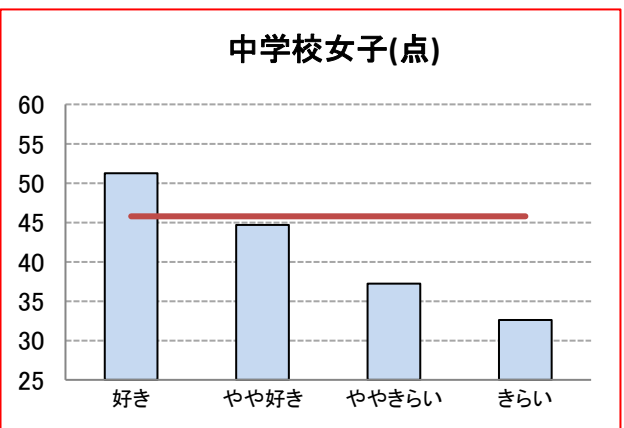
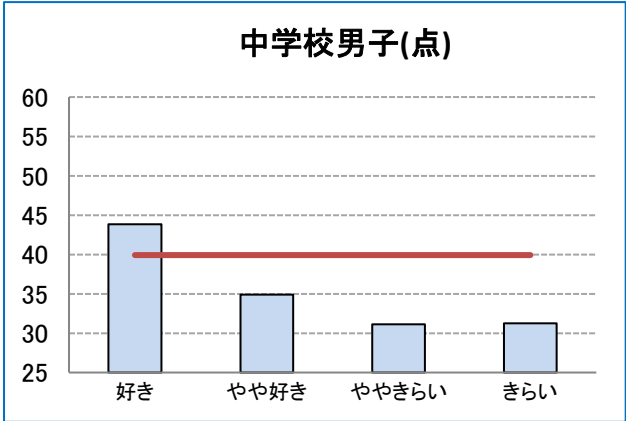
○ 運動やスポーツに関する意識

- ・運動やスポーツをすることが「好き」と回答した割合は、男女ともに全国平均を上回っている。
- ・男女とも、運動やスポーツが好きほど、体力合計点が高い傾向にある。
- ・運動は「大切」と回答した割合は、男女とも全国平均を下回っている。
- ・運動は大切と思っているほど、体力合計点が高い傾向にある。
- ・「中学校を卒業した後、自主的に運動やスポーツをする時間を持ちたい」と回答した割合は男子は全国平均を下回っているが、女子は上回っている。また、「持ちたいと思う」ほど体力合計点が高い傾向にある。

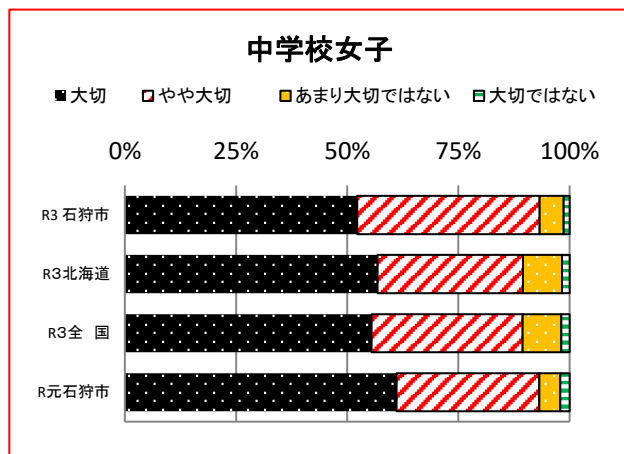
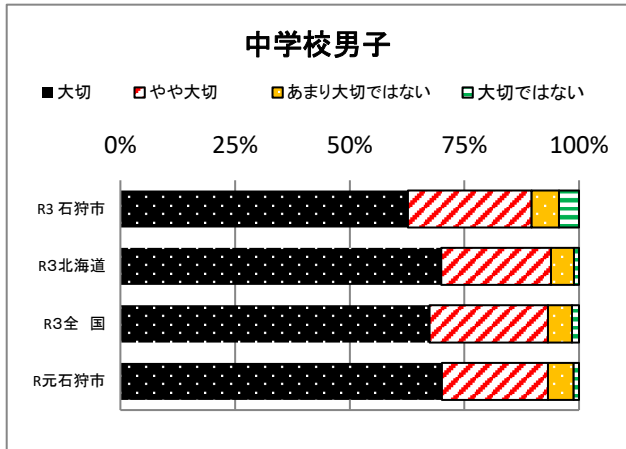
【運動やスポーツの好き・きらい】 運動やスポーツをすることは好きですか。



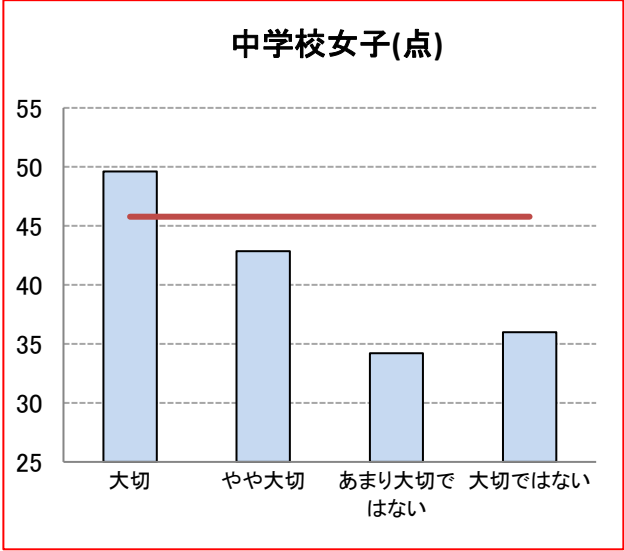
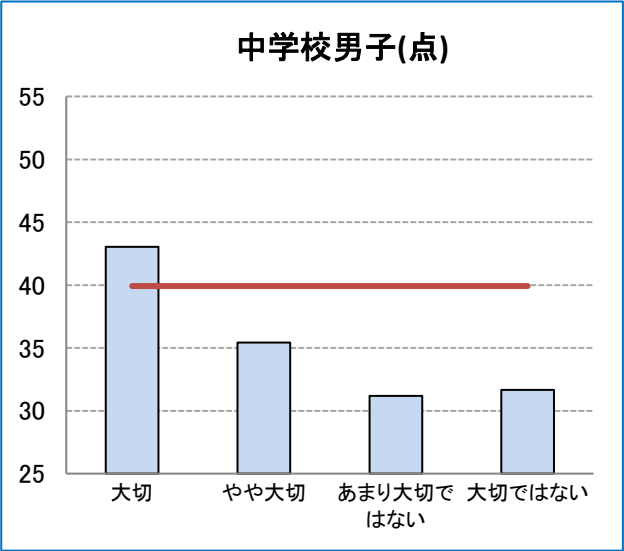
【運動やスポーツの好き・きらいと体力合計点との相関】 ※横線は市内の体力合計点の平均



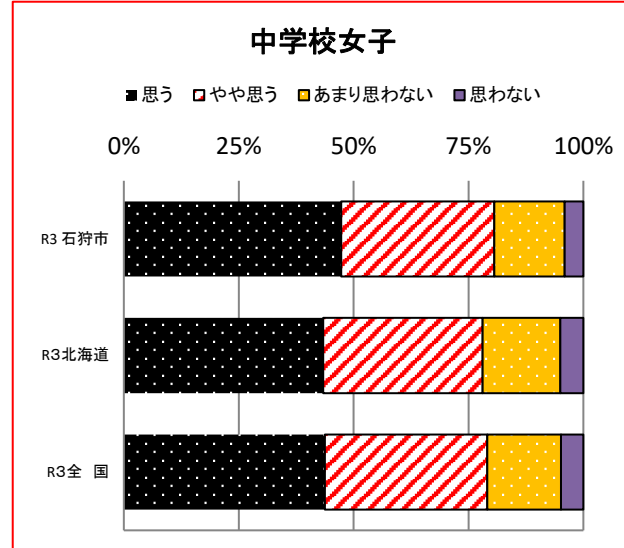
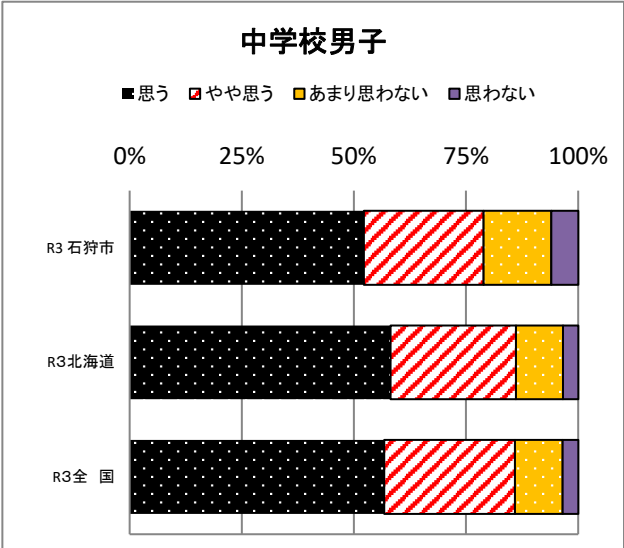
【運動は大切】 あなたにとって運動やスポーツは大切なものですか。



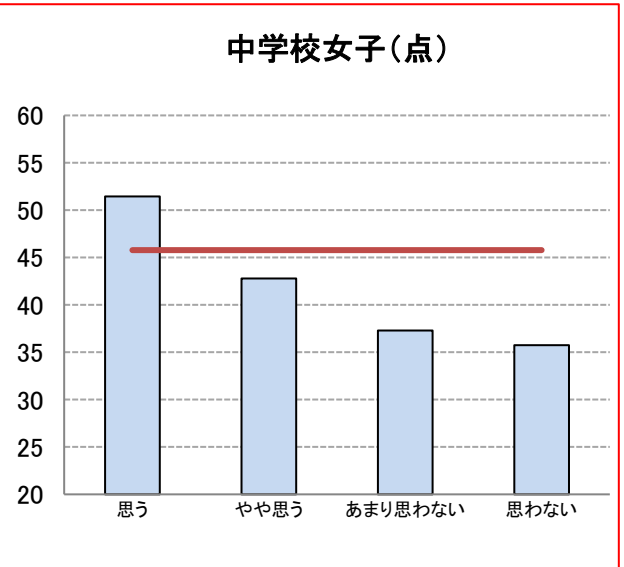
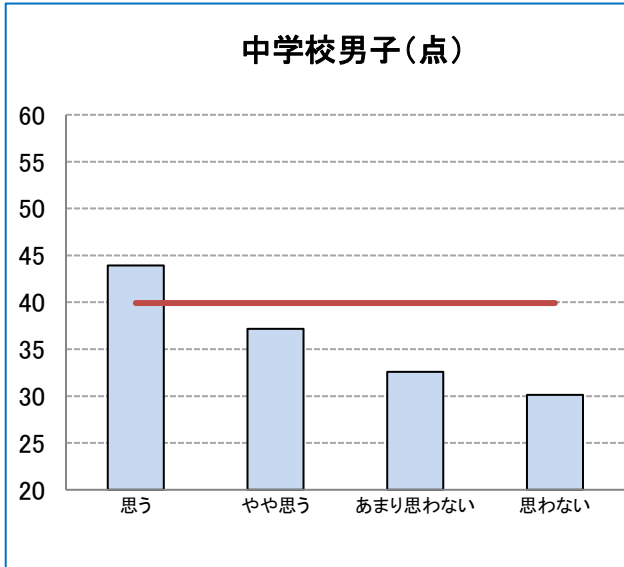
【運動は大切と体力合計点との相関】 ※横線は市内の体力合計点の平均



【卒業後の運動への関心・意欲】 中学校を卒業した後、自主的に運動やスポーツをする時間を持ちたいですか。



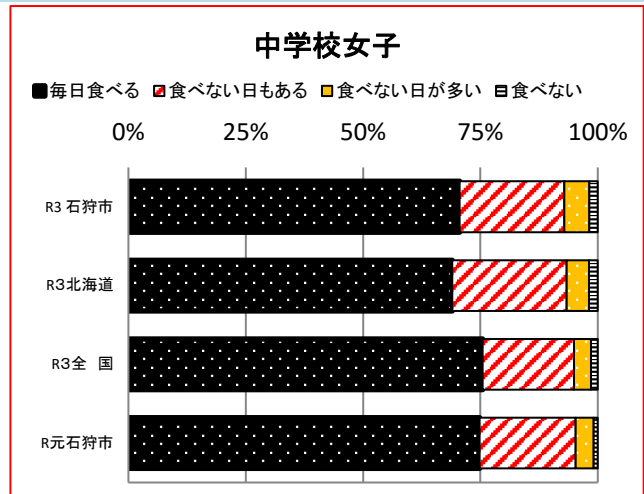
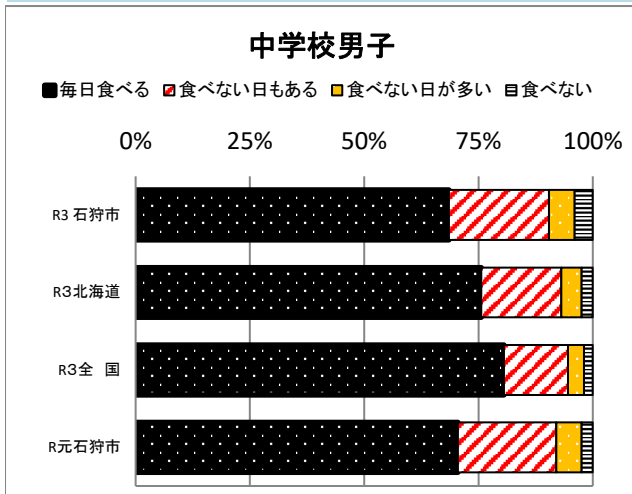
【卒業後の運動への関心意欲と体力合計点との相関】 ※横線は市内の体力合計点の平均



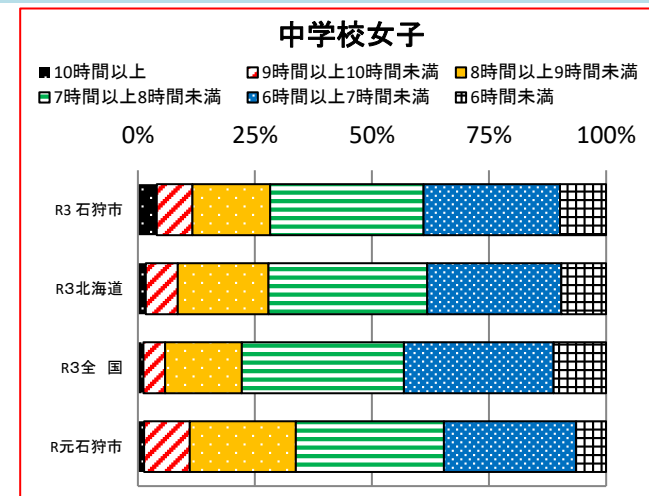
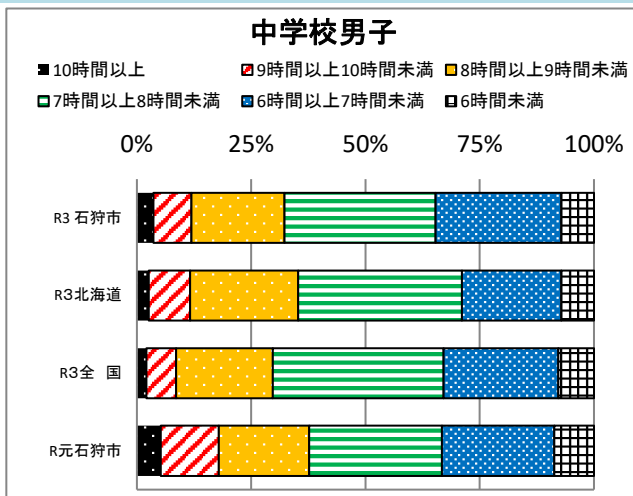
○ 家庭での生活習慣の状況

- ・朝食を毎日食べる児童は、男女ともに全国平均を下回っている。
- ・睡眠時間については9時間以上睡眠する生徒が男女ともに全国を上回っている。
- ・テレビやDVD、ゲーム機、スマートフォン、パソコンなどの視聴は男女ともに長時間視聴の傾向が見られ、3時間以上視聴する割合は全国を大きく上回っている。

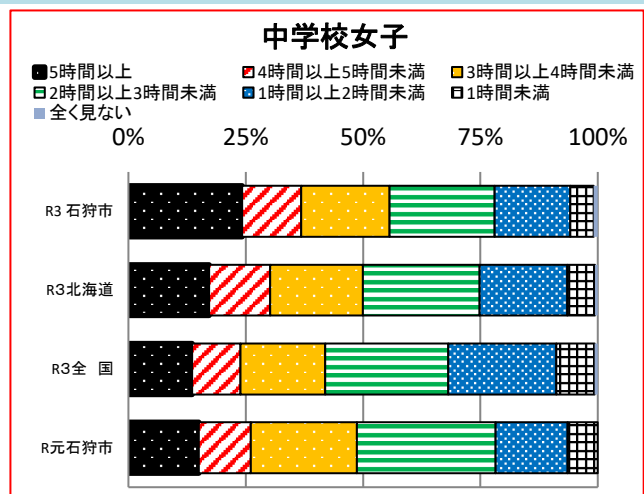
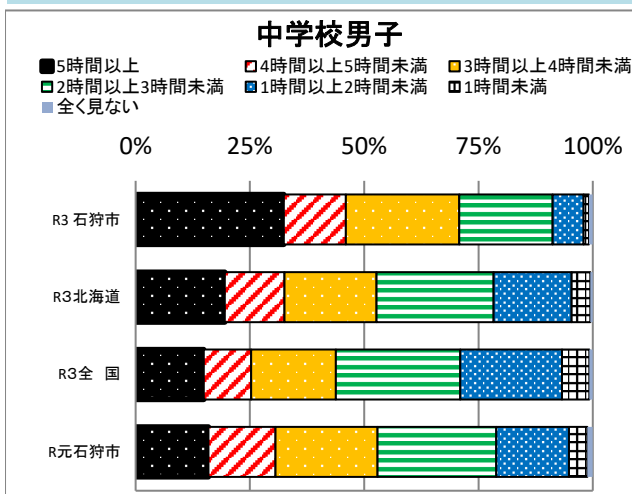
【朝食の摂取】 朝食は毎日食べますか。



【睡眠時間】 毎日どのくらい寝ていますか。



【視聴時間】 平日、学校以外でどのくらい、テレビやDVD、ゲーム機、スマートフォン、パソコンなどの画面を見ていますか。

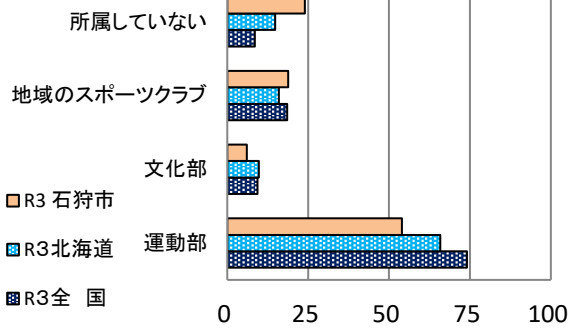


○ 運動習慣の状況

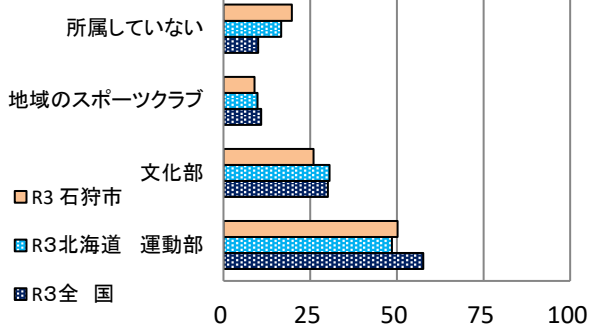
- ・学校の部活動の所属状況は、男女とも全国平均を下回っている。また、いずれにも所属していない割合は全国平均を上回っている。
- ・体育の授業以外での運動時間は、男女ともに土曜日が一番多くなっている。
- ・1週間の総運動時間について、男女ともに全国平均を下回っている。
- ・1週間の総運動量で、男女ともに420分以上運動している生徒は、体力合計点が高い傾向にある。

【部活動やスポーツクラブ等への所属状況】 学校の部活動や地域のスポーツクラブに所属していますか。
あてはまるものをすべて選んでください。 ※複数回答可

中学校男子(%)

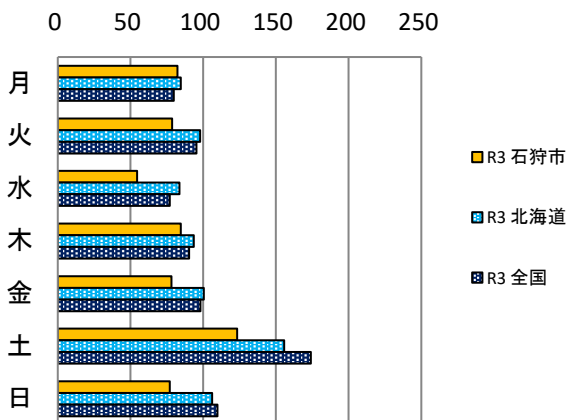


中学校女子(%)

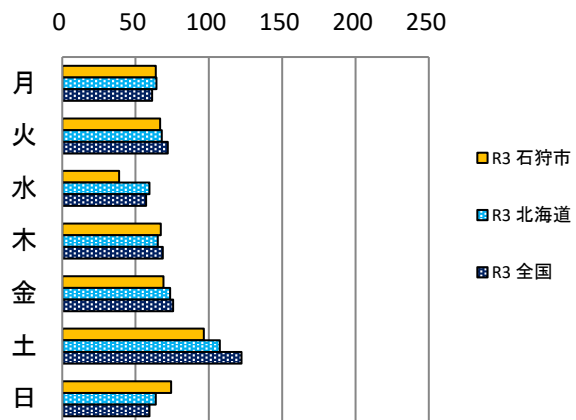


【保健体育の授業以外での運動時間】 普段の1週間で、学校の保健体育の授業以外で、運動(体を動かす遊びを含む)やスポーツを、合計で1日おおよそ何分くらいしていますか。

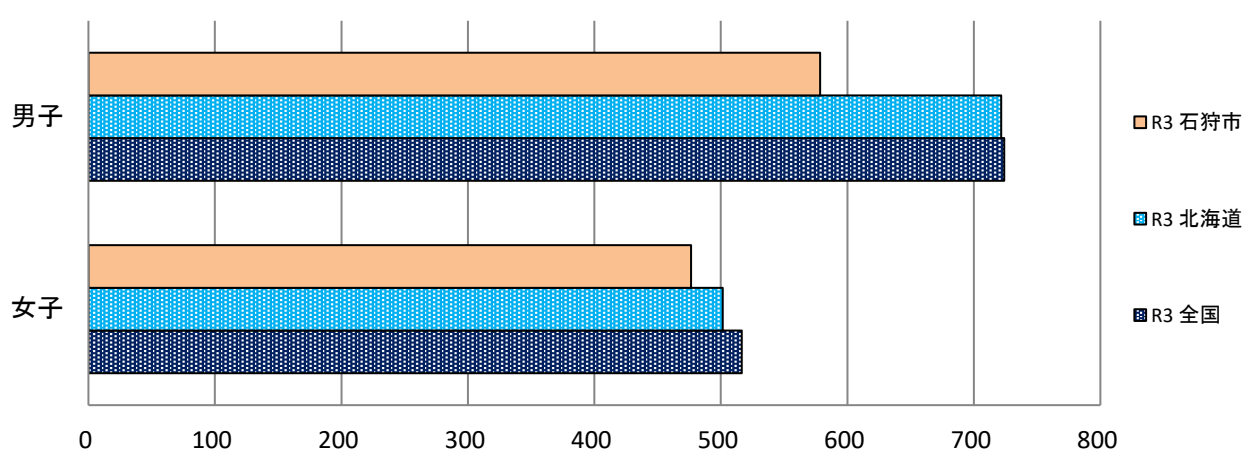
中学校男子(分)



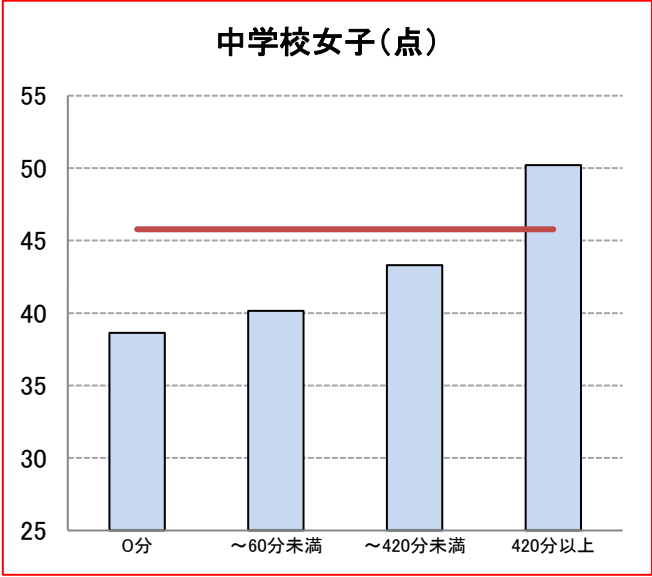
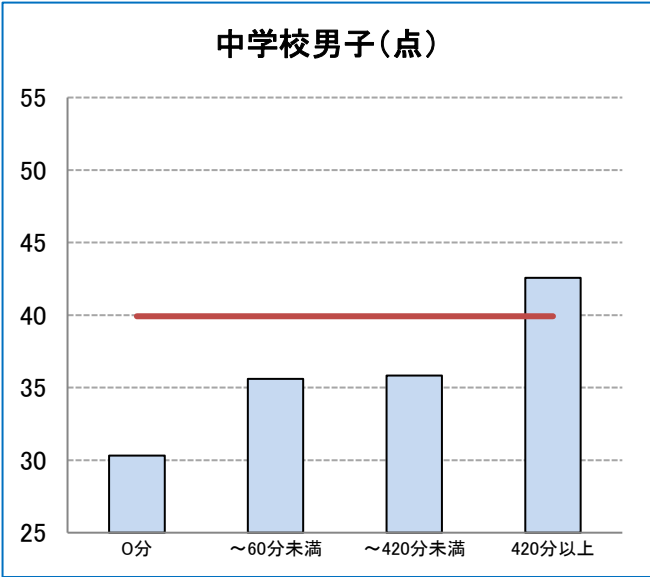
中学校女子(分)



【1週間の総運動時間】(分)



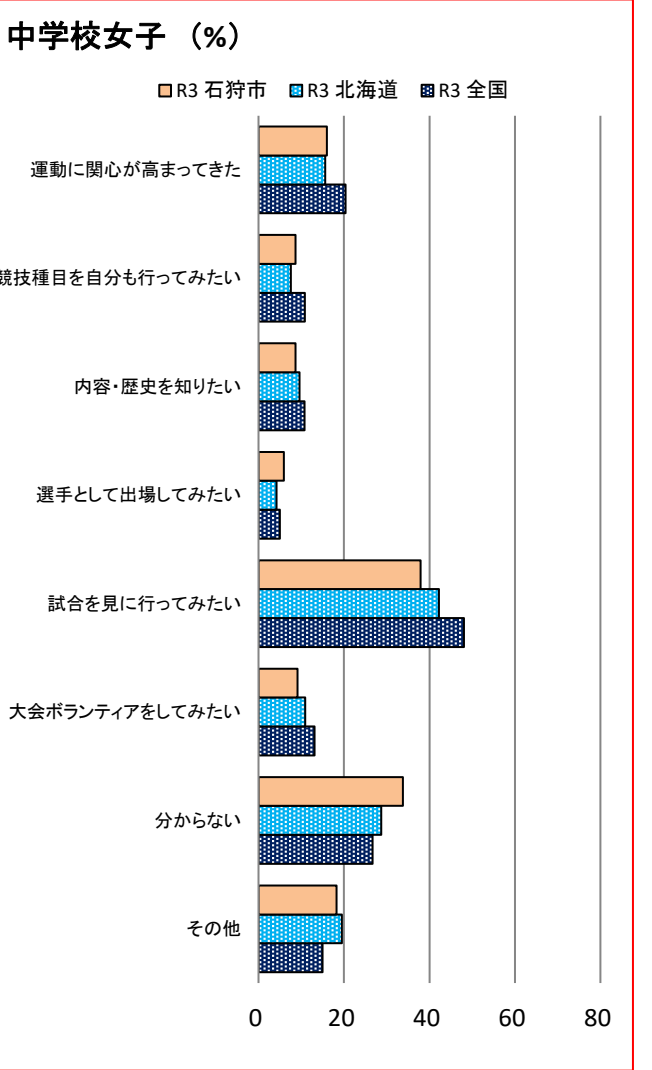
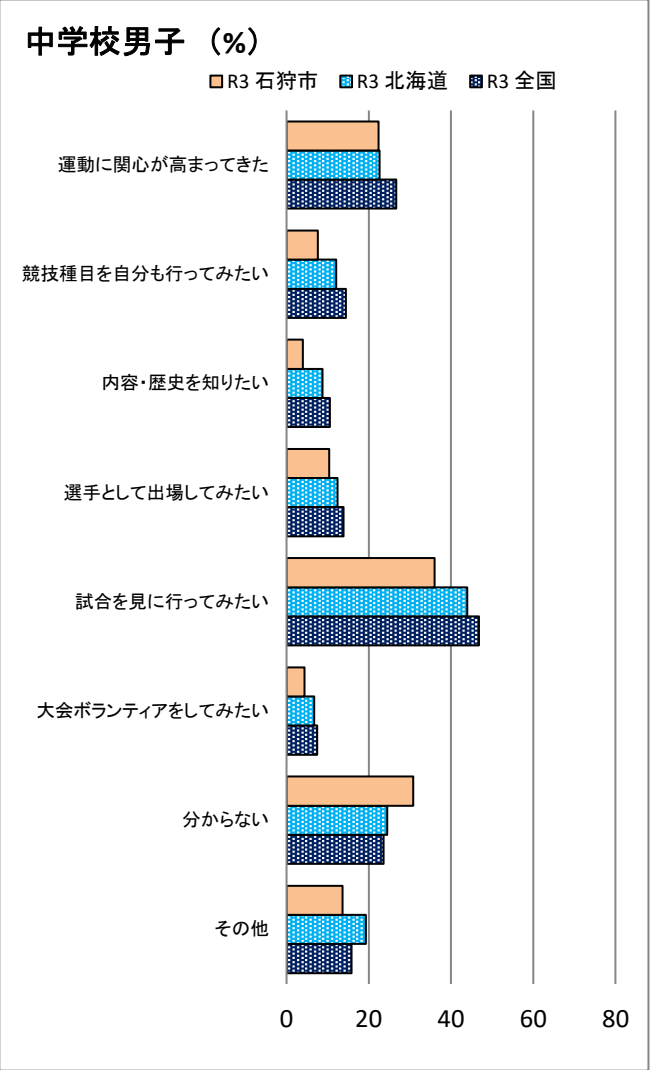
【運動やスポーツの実施頻度と体力合計点との相関】 ※横線は市内の体力合計点の平均



○ 運動やスポーツへの関心について

・オリンピック・パラリンピックへの関心については、各項目とも全道・全国と同様の傾向を示しており、「試合を見に行ってみたい」の回答が、男女とも最も多い。

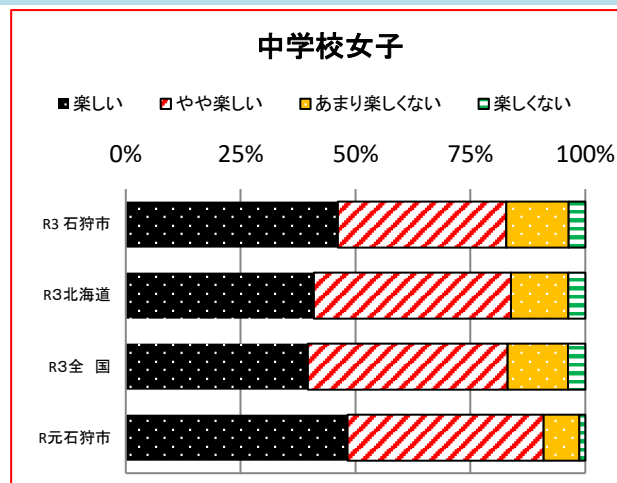
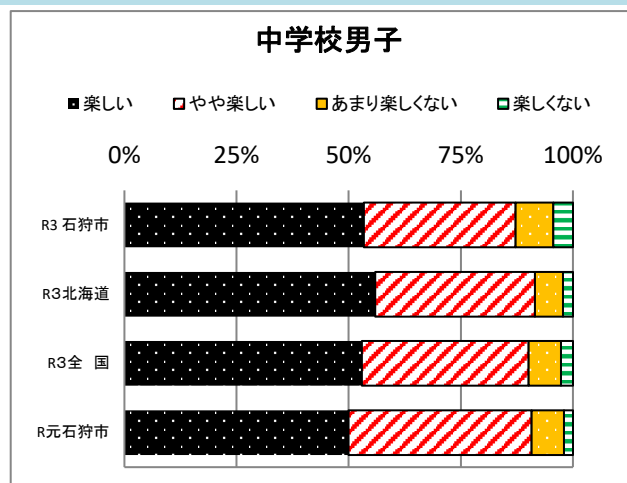
【オリンピック・パラリンピックへの気持ち】 ※複数回答可



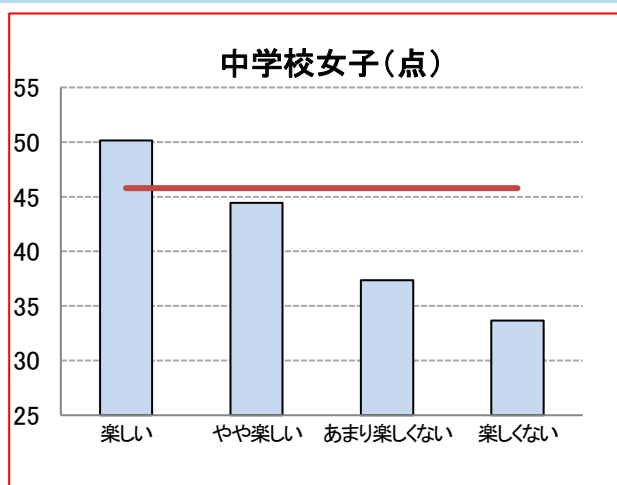
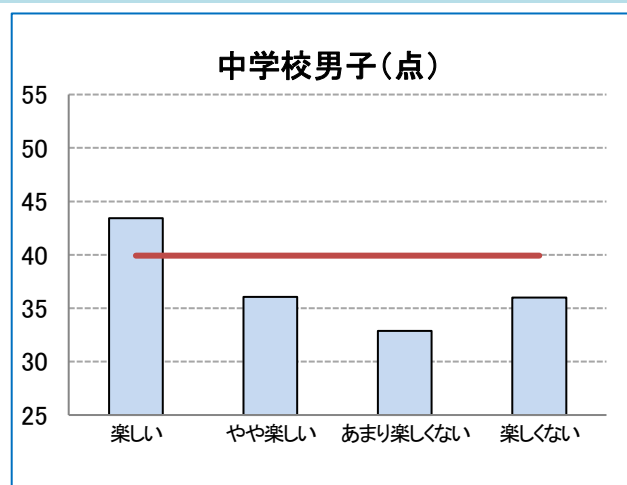
○ 保健体育の授業について

- ・「保健体育の授業は楽しい」と回答した生徒の割合は、男女ともに、全国を上回っている。
- ・「保健体育の授業が楽しい」と回答した生徒は、体力合計点が高い傾向にある。
- ・「コロナ前と比べ、運動やスポーツをする時間が減った」と回答した割合は男女とも40%を超えている。
- ・「体力向上の目標を立てている」と回答した生徒は、体力合計点が高い傾向にある。
- ・できないことができるようになったきっかけは、男女とも「授業中先生に個別にコツやポイントを教えてもらった」「友達に教えてもらった」「先生や友達のまねをした」「授業中に自分で工夫した」割合が高い。

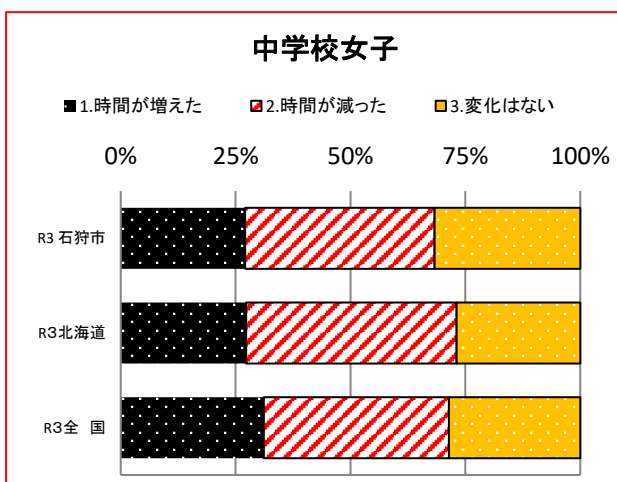
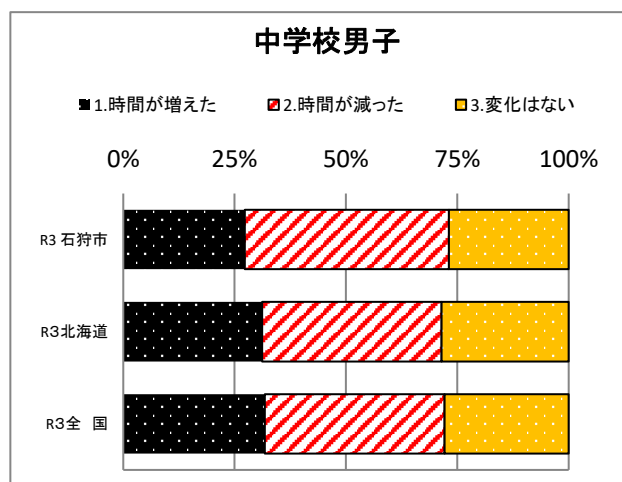
【保健体育の授業への関心・意欲①】 保健体育の授業は楽しいですか。



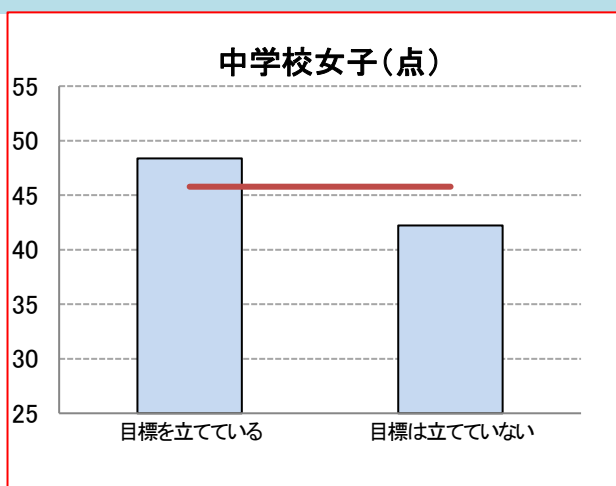
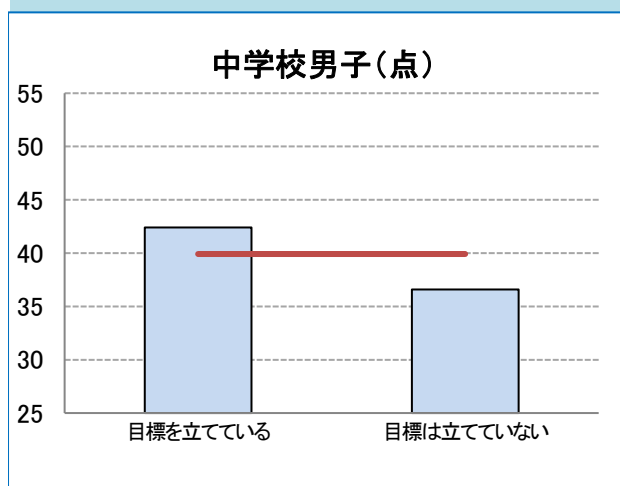
【「保健体育の授業は楽しい」と体力合計点との相関】 ※横線は市内の体力合計点の平均



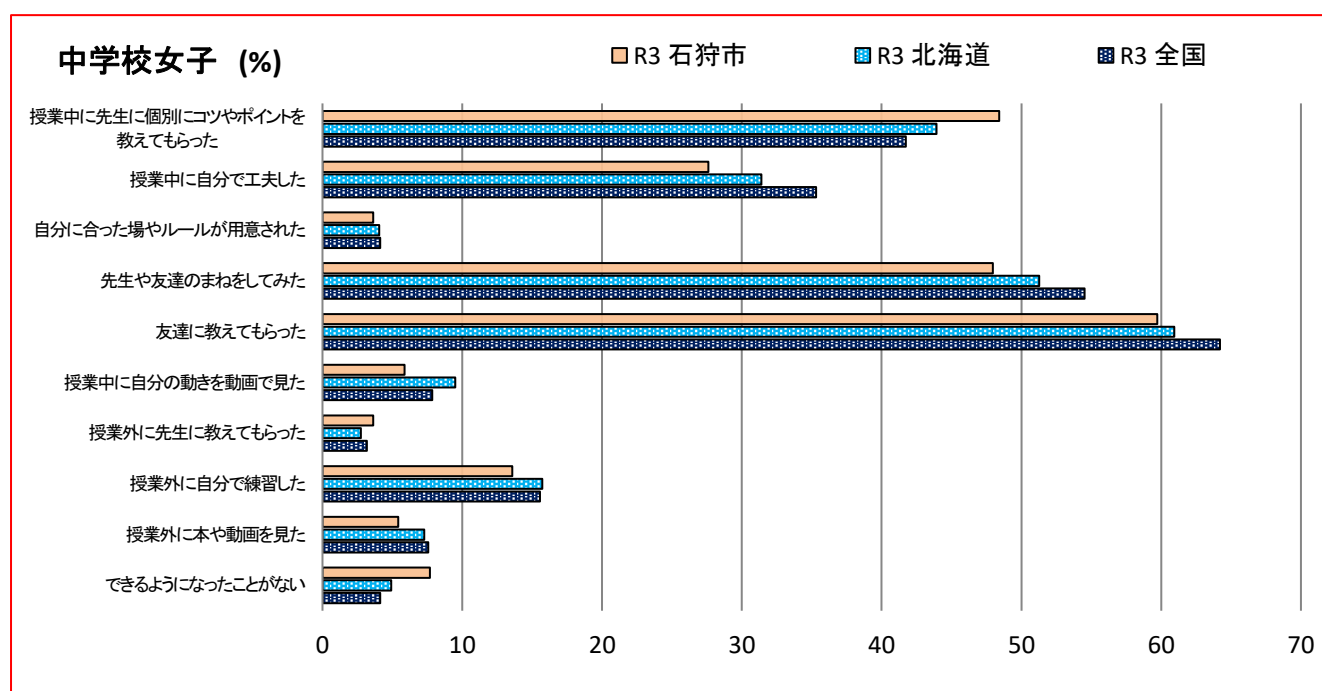
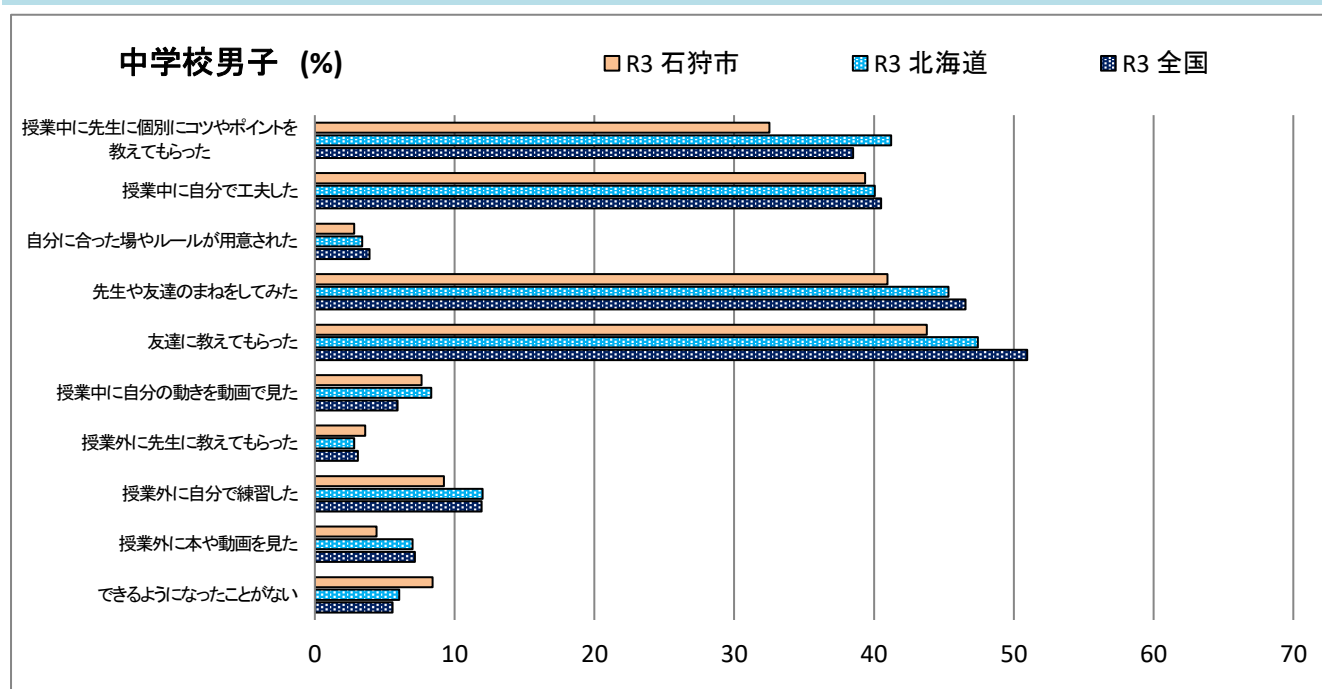
【コロナ禍の影響 関心・意欲②】 新型コロナウイルス感染症の影響前と現在とを比較して、あなたの運動やスポーツへの取組はどのように変化しましたか。



【「体力向上の目標を立てている」と体力合計点との相関】 ※横線は市内の体力合計点の平均



【体育の授業で、できないことができるようになったきっかけ】 ※複数回答可



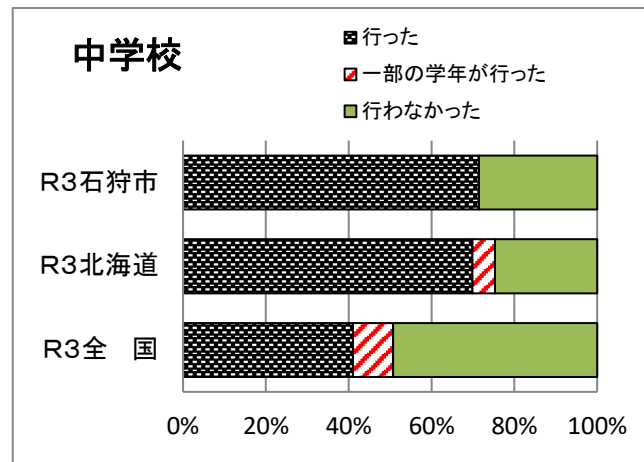
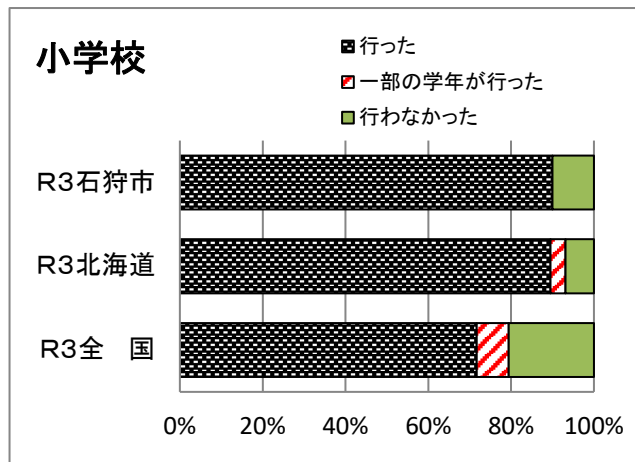
学校質問紙調査の結果

【令和3年度小・中学校】

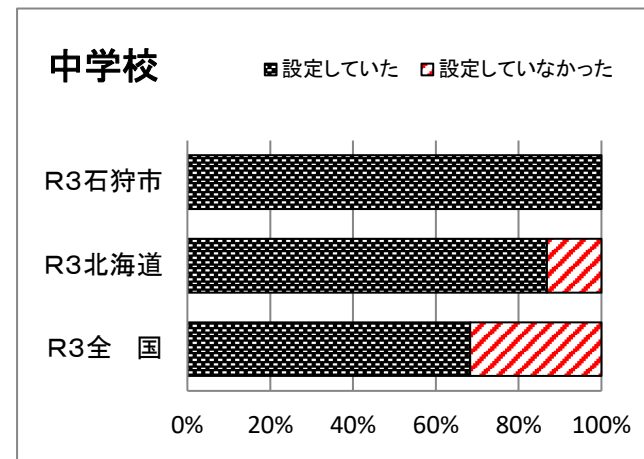
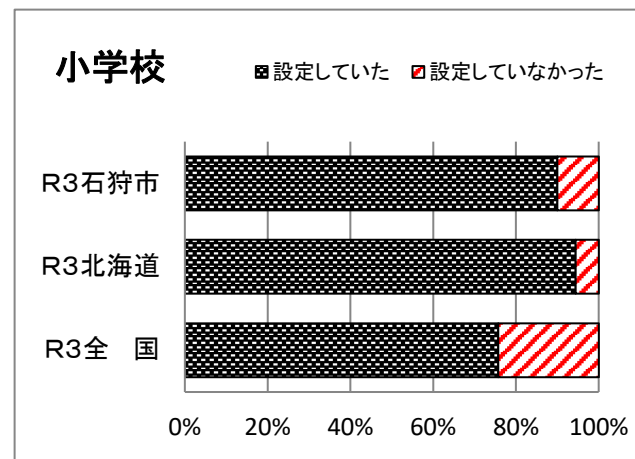
○ 体力・運動能力向上の取組

- ・【取組】学校全体で、体育(保健体育)授業以外で、体力・運動能力向上のための取組をしていた割合は、小学校・中学校ともに全国平均を上回っている。
- ・【目標設定】学校全体で体力・運動能力向上のための目標を設定していた割合は、小学校・中学校ともに全国平均を上回っている。
- ・【調査結果の活用】調査結果を踏まえた授業の工夫・改善を「行った」と回答した割合は、全国平均より高く、調査結果の活用が定着している。

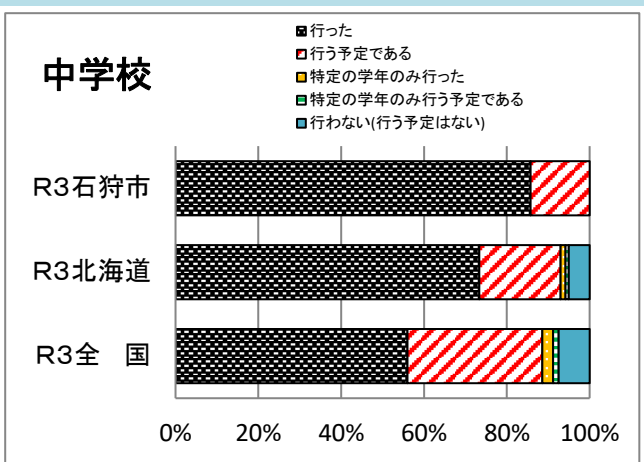
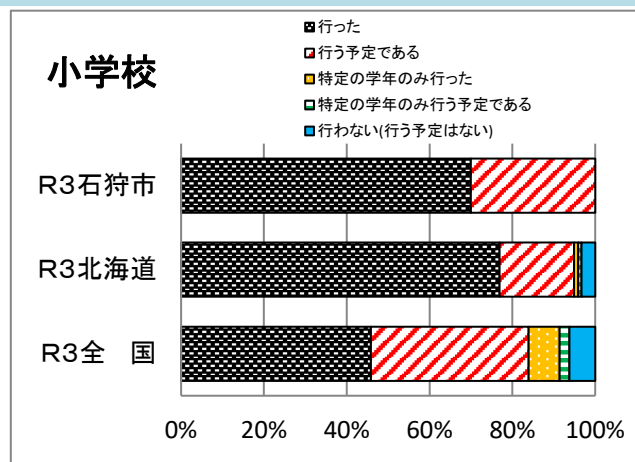
【体力・運動能力向上の取組】 前年度、体育・保健体育の授業以外で、全ての児童生徒の体力・運動能力の向上に係る取組を行いましたか。



【目標設定】 前年度に、体力・運動能力向上のための学校全体の目標を設定していましたか。



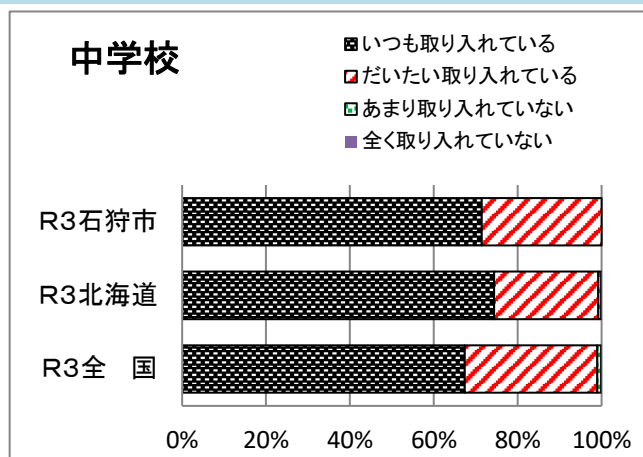
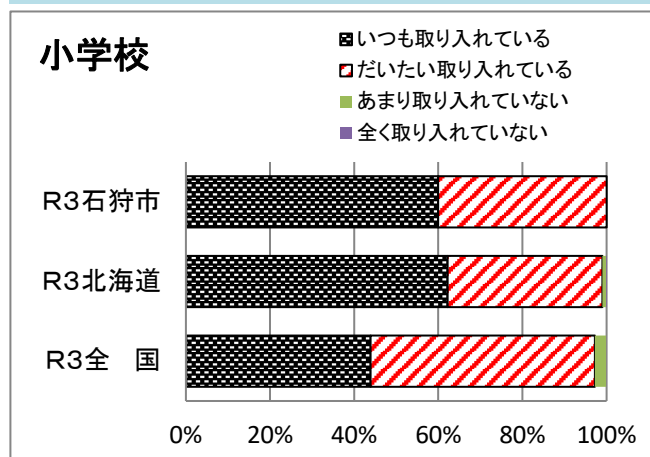
【調査結果の活用】 前年度の調査結果を踏まえた授業等の工夫・改善を行いましたか。



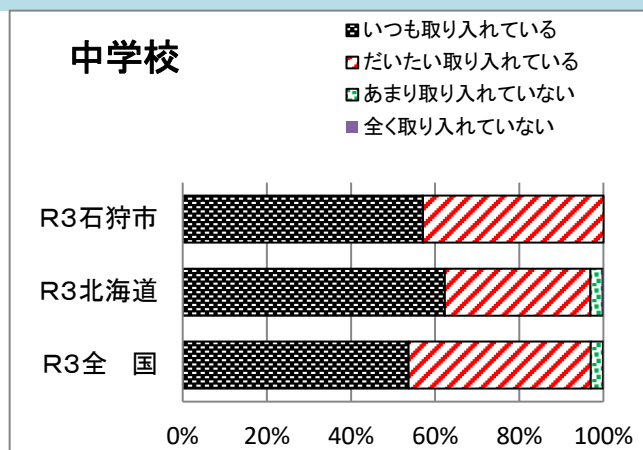
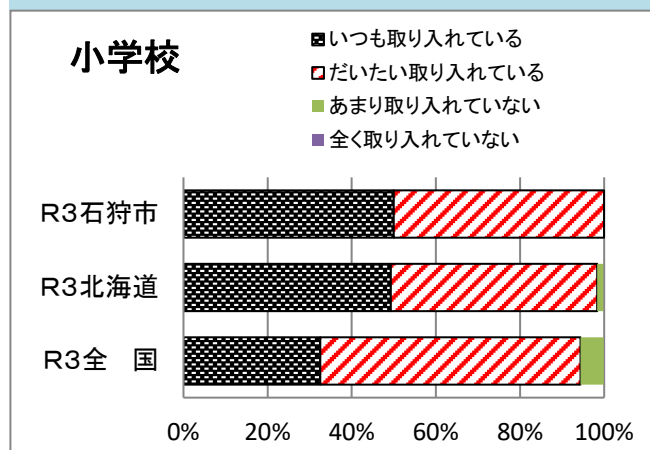
○ 体育・保健体育授業の工夫・改善の具体的な取組

- ・【授業目標】体育・保健体育授業の目標を児童生徒に示す活動を、「いつも取り入れている」割合は、小学校、中学校ともに全国平均を上回っている。
- ・【振り返り活動】体育・保健体育授業で学習したことを振り返る活動を、「いつも取り入れている」割合は小学校、中学校ともに全国平均を上回っている。
- ・【助け合い、役割活動】体育・保健体育授業で助け合い、役割を果たす活動を、「いつも取り入れている」割合は小学校で全国平均を上回っており、中学校では全国平均とほぼ同様である。
- ・【話し合い活動】体育・保健体育授業で話し合い活動を、「いつも取り入れている」割合は小学校、中学校ともに全国平均を上回っている。
- ・【ICTの活用】体育・保健体育授業でICTを活用は小学校、中学校ともに児童生徒の動きの撮影や以前と比較するため用いる割合が多い。

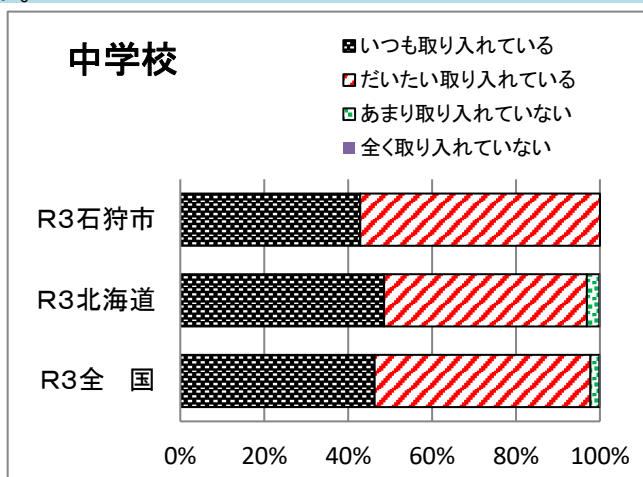
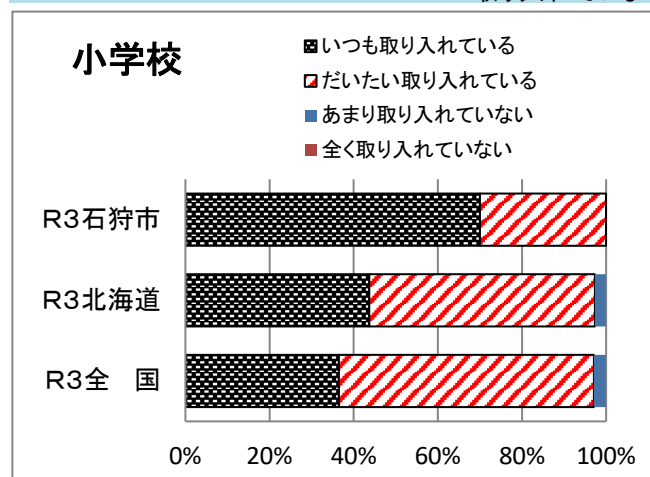
【授業の目標を示す活動】 体育・保健体育授業の冒頭で目標を児童生徒に示す活動を取り入れていますか。



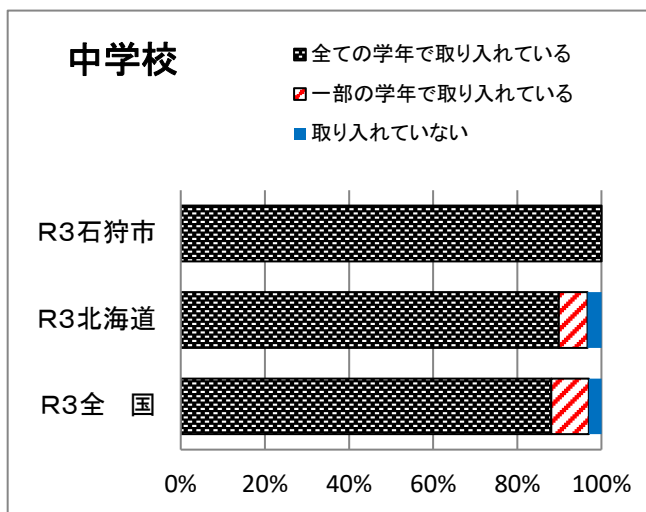
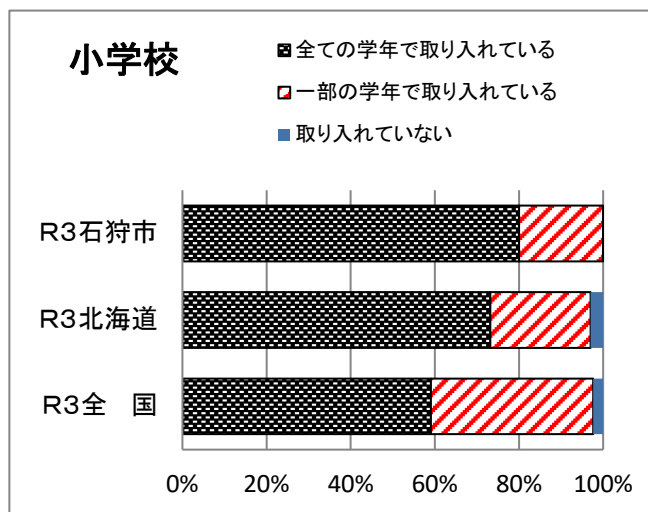
【学習を振り返る活動】 体育・保健体育授業の最後に、学習したことを振り返る活動を取り入れていますか。



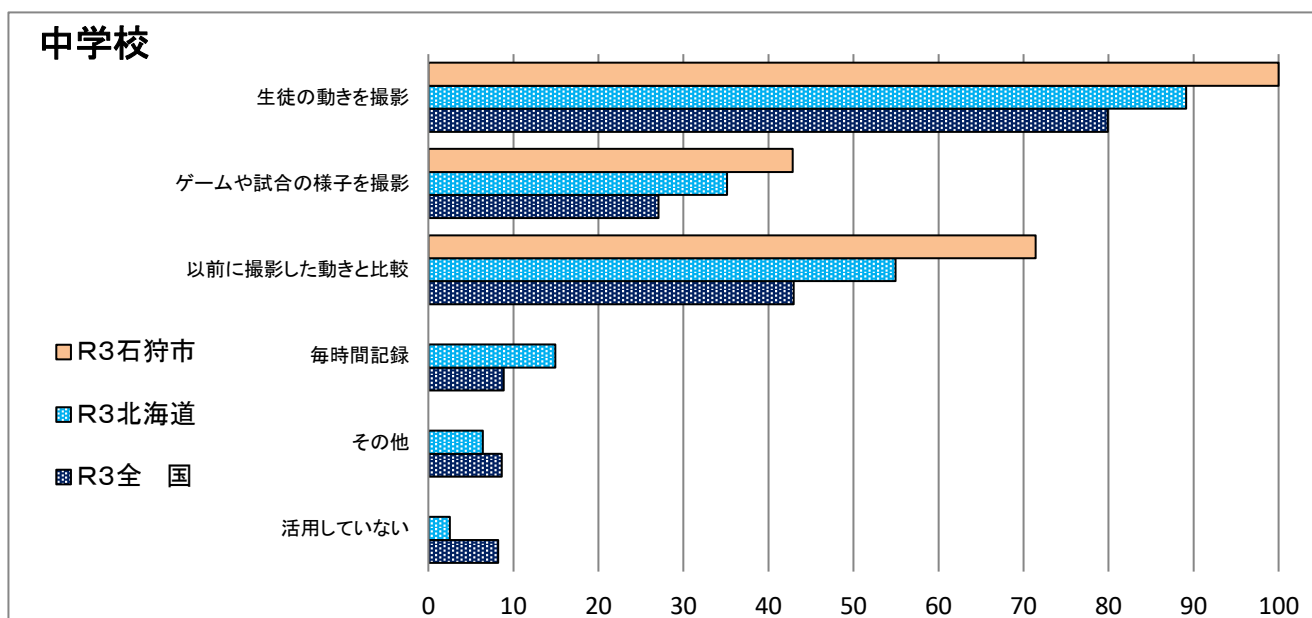
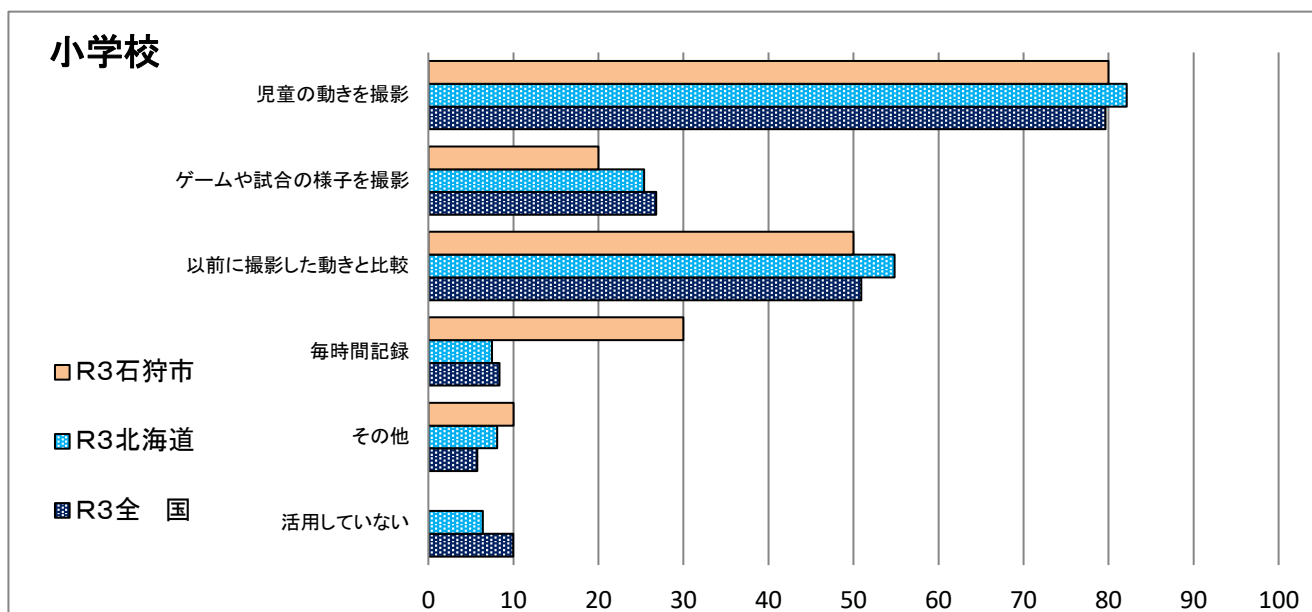
【助け合い、役割を果たす活動】 体育・保健体育授業で児童生徒同士が助け合い、役割を果たす活動を取り入れていますか。



【話し合い活動】 体育・保健体育授業での児童同士で話し合う活動を取り入れていますか。



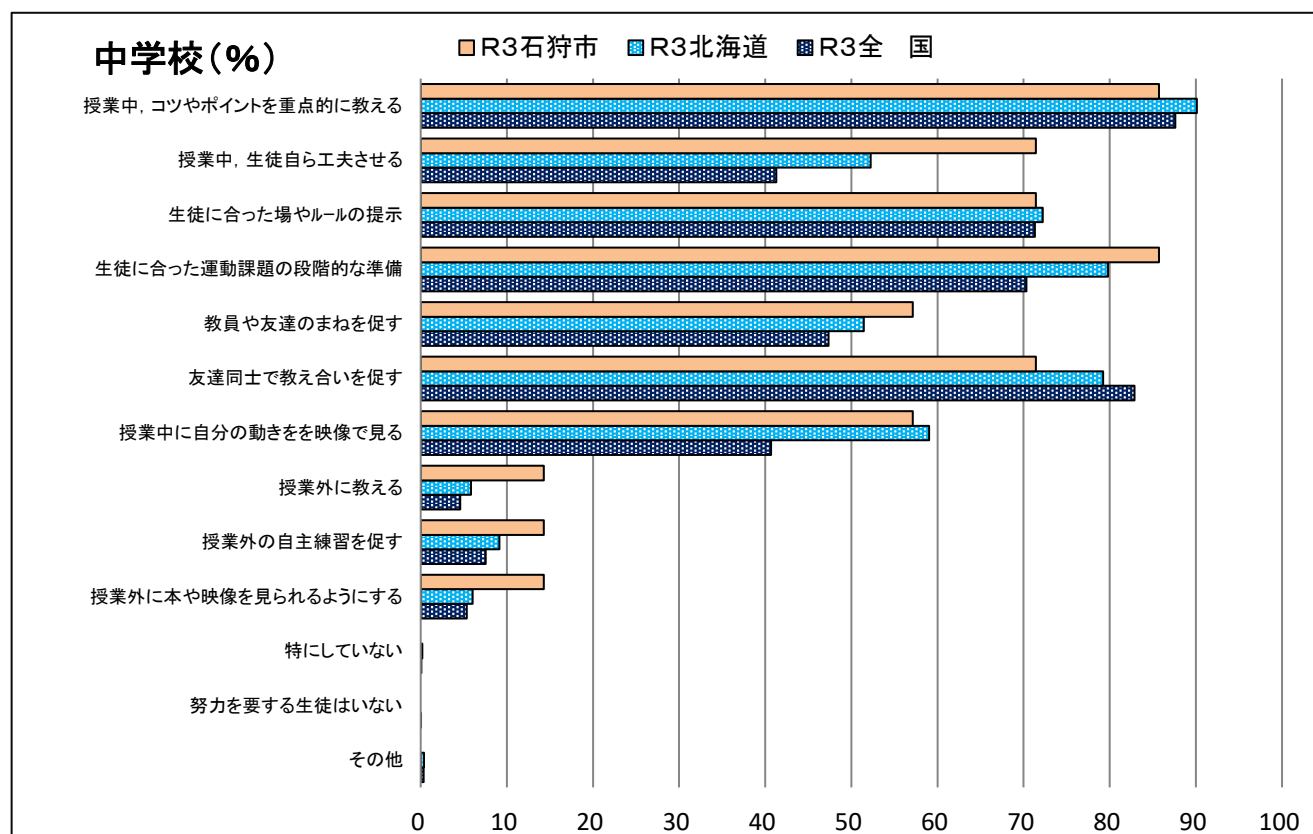
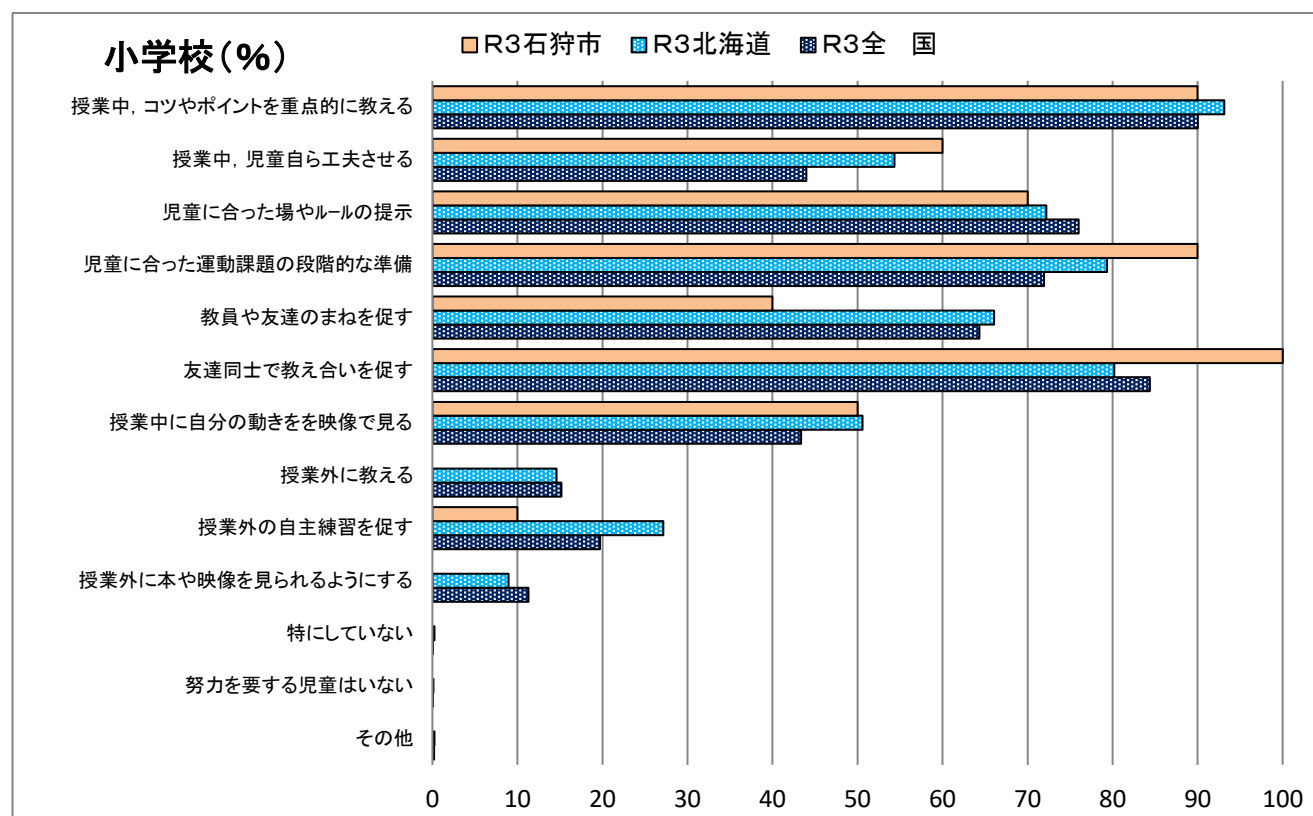
【ITCの活用】 体育・保健体育授業でITCをどのように活用していますか。



○ 努力を要する児童生徒に対する取組

・体育・保健体育授業で、努力を要する児童生徒に対する取組について、小学校では、「友達同士で教え合いを促す」「授業中、コツやポイントを重点的に教える」「児童に合った運動課題の段階的な準備」が多い。中学校では、「生徒に合った運動課題の段階的な準備」「友達同士で教え合いを促す」が多く、全国と同様の傾向を示している。

【努力を要する児童生徒に対する取組】 体育・保健体育授業で、努力を要する児童生徒に対してどのような取組をしていますか。 ※複数回答可(%)

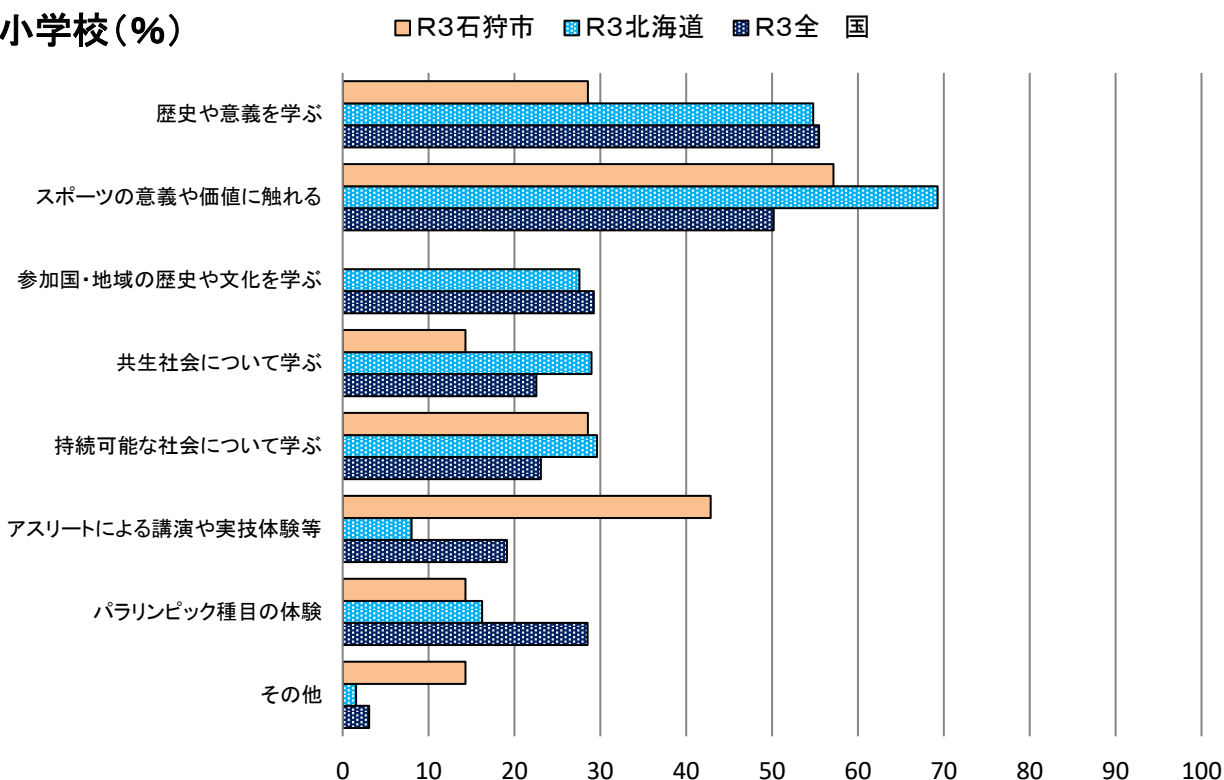


○ 学校における体育・保健体育授業以外の取組

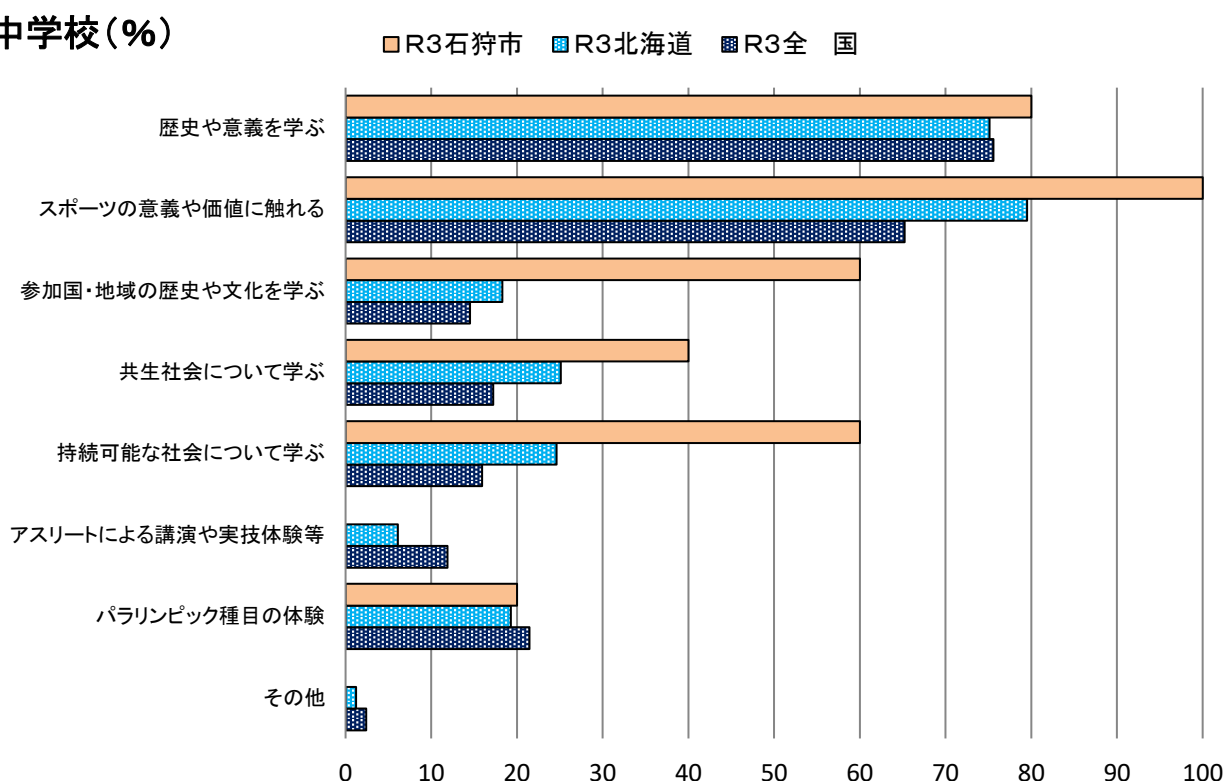
・学校における体育・保健体育授業以外で行ったオリンピック・パラリンピック教育の取組内容は小学校で「スポーツの意義や価値に触れる」「アスリートによる講演や実技体験等」が多く、中学校では「スポーツの意義や価値に触れる」「歴史や意義を学ぶ」「持続可能な社会について学ぶ」が多い。

【体育・保健体育授業以外の取組】 昨年度にオリンピック・パラリンピック教育に関して行った取組。※複数回答可(%)

小学校(%)



中学校(%)

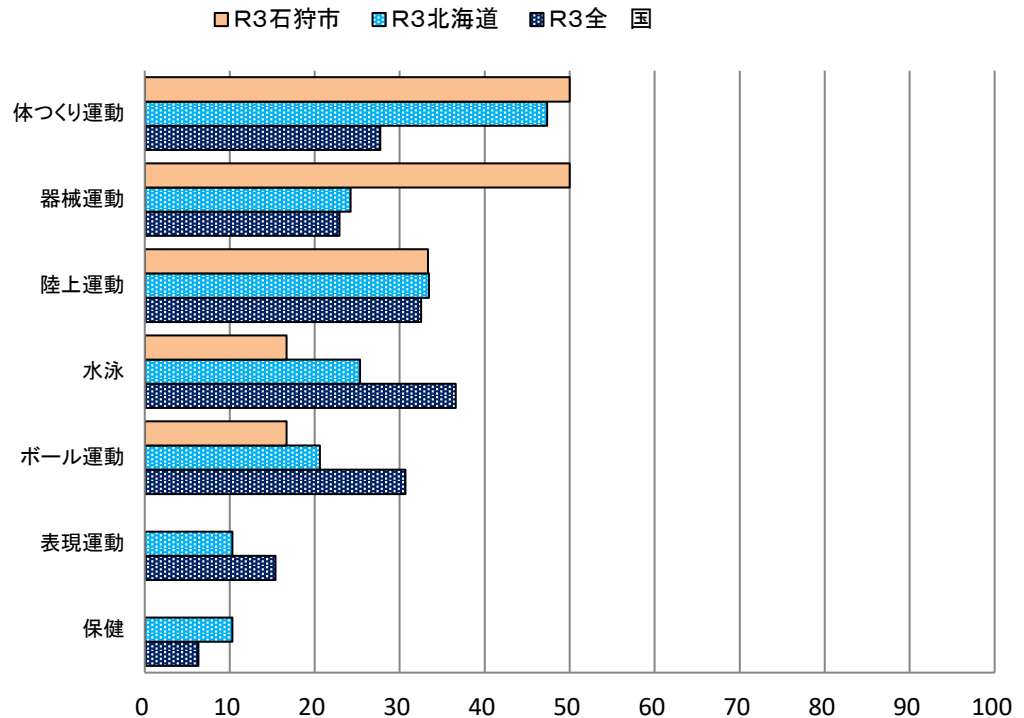


○ 外部人材の活用する取組

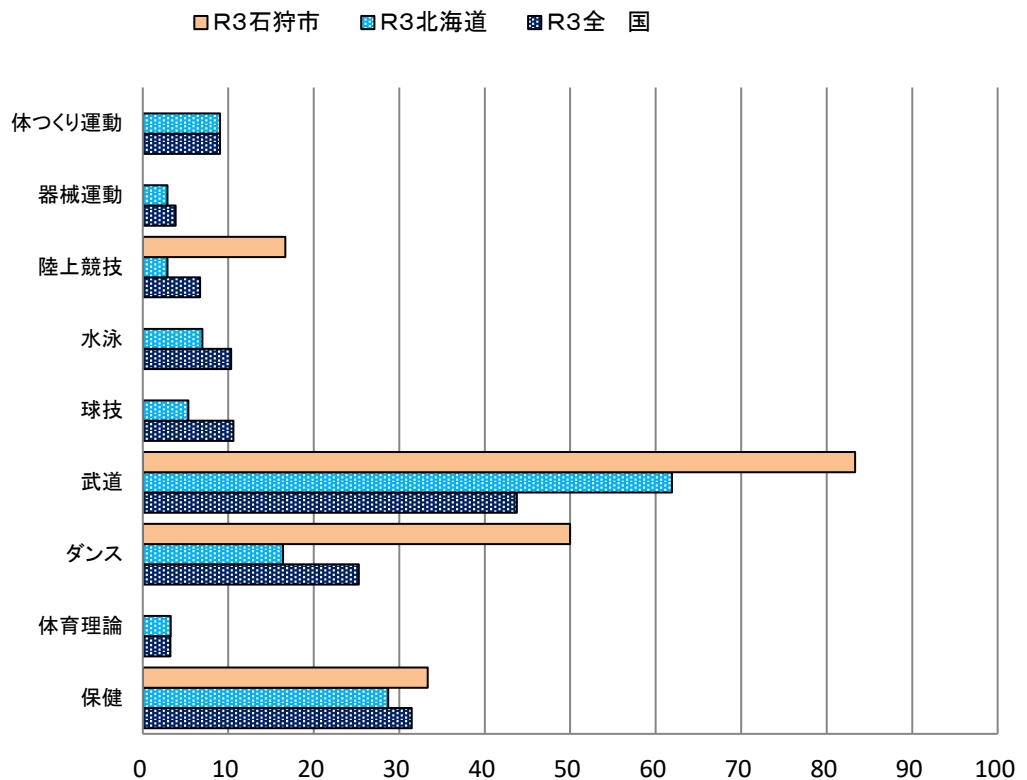
・体育・保健体育授業での外部人材の活用の場面(領域)について、小学校では「体づくり運動」「器械運動」が多く、全国平均を上回っている。中学校では、「武道」が圧倒的に多く、次いで「ダンス」となっており、全国平均を上回っている。

【外部人材の活用】 令和3年度の児童生徒の体力・運動能力の向上に係る取組において外部人材をどのような場面(領域)で活用していますか。※複数回答可(%)

小学校(%)



中学校(%)

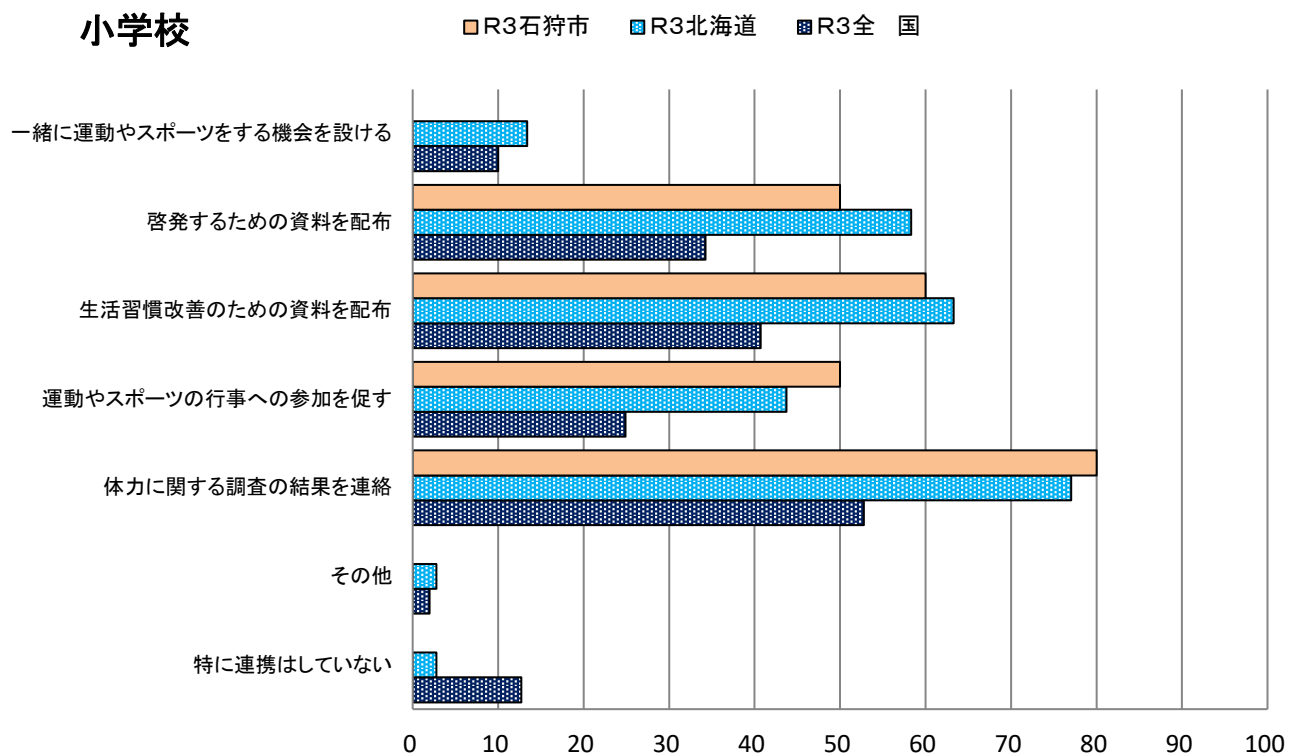


○ 地域・家庭や関係機関との連携に関する取組

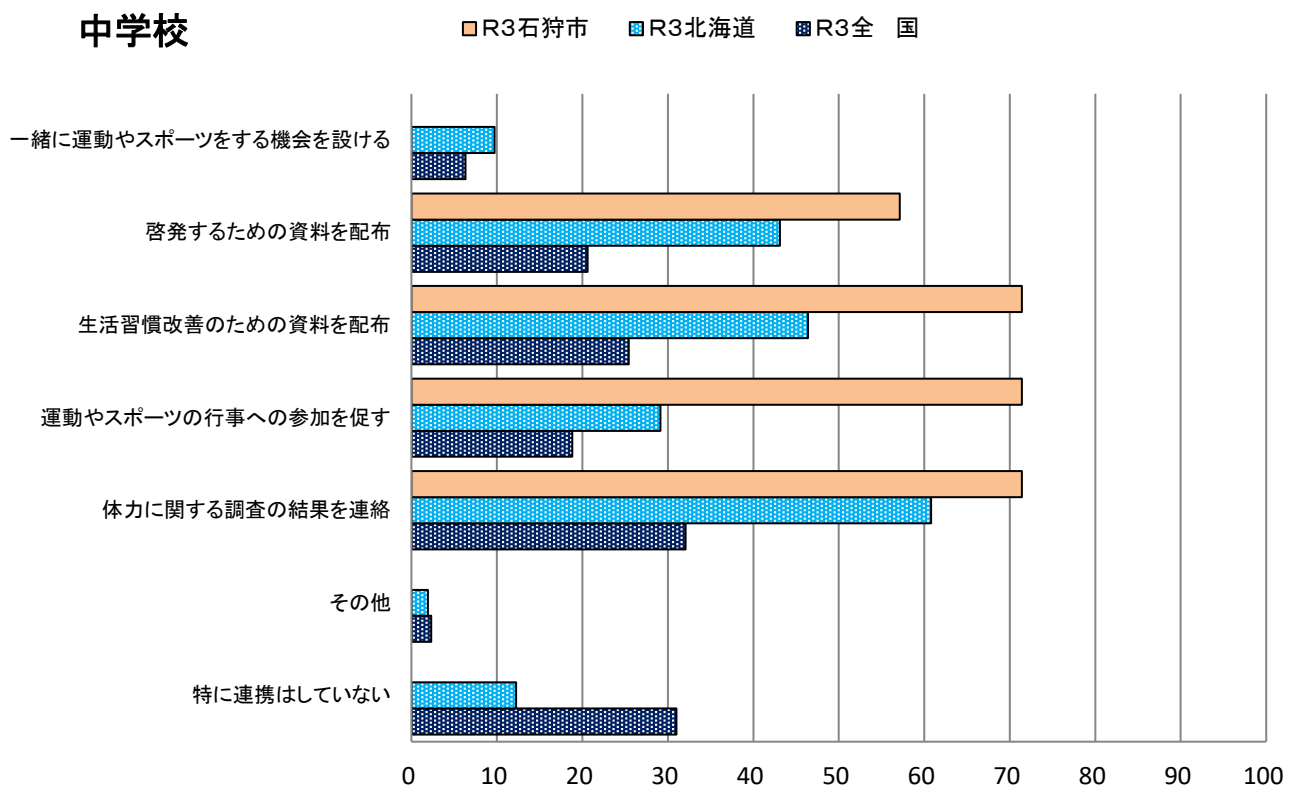
・運動やスポーツに関する家庭との連携については「体力に関する調査の結果を連絡」「生活習慣改善のための資料を配布」「運動やスポーツの行事への参加を促す」と回答した割合が、小学校・中学校ともに多い傾向にあり、全国を上回っている。

【家庭との連携】 運動やスポーツ、生徒の体力について、家庭とどのような連携をしていますか。（複数回答可）

小学校



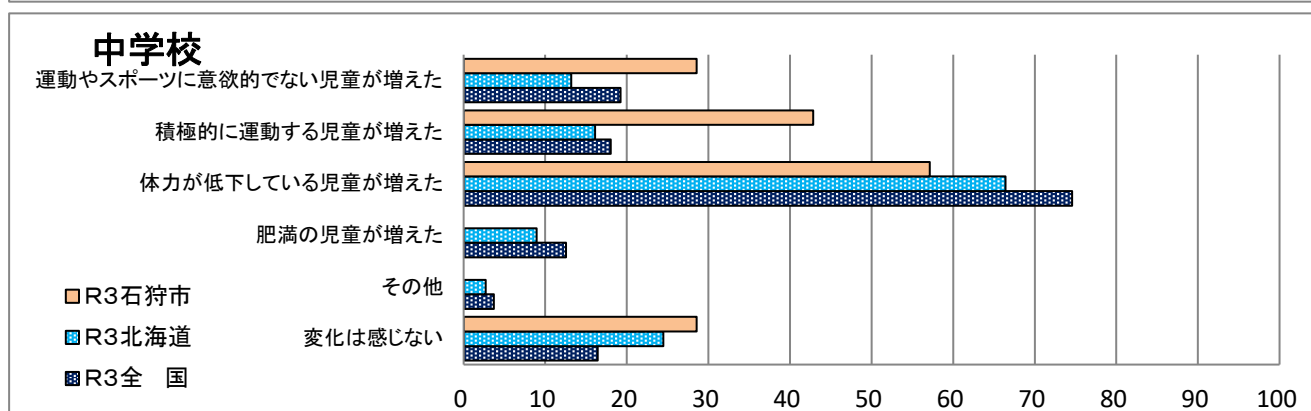
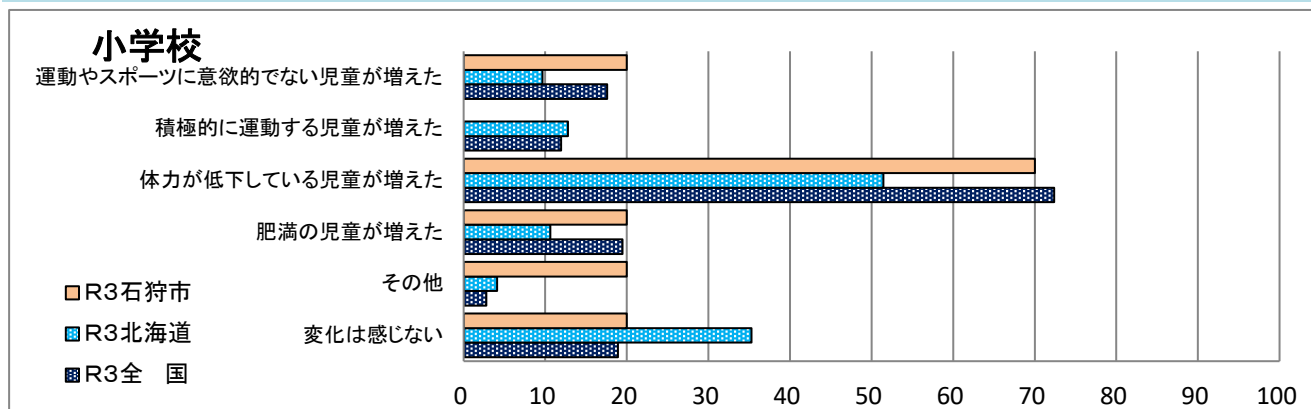
中学校



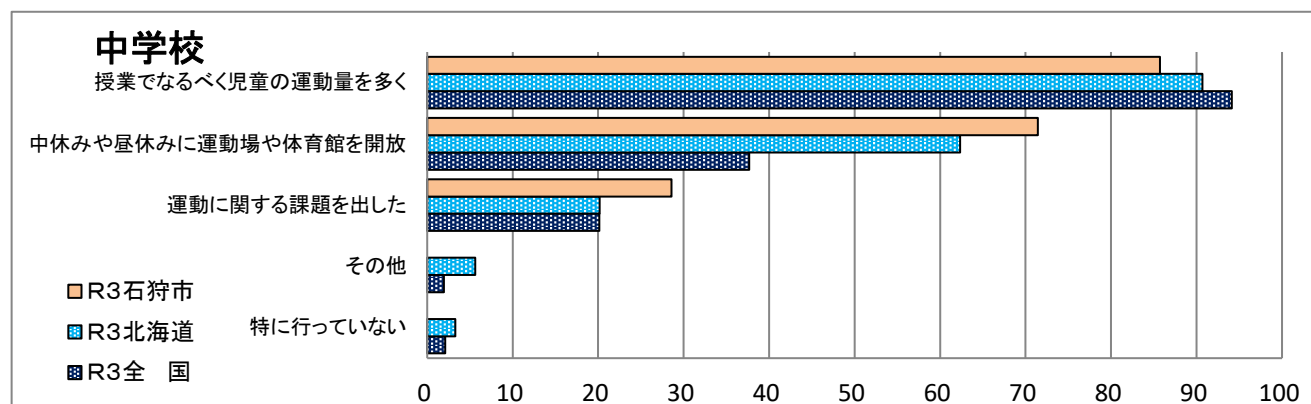
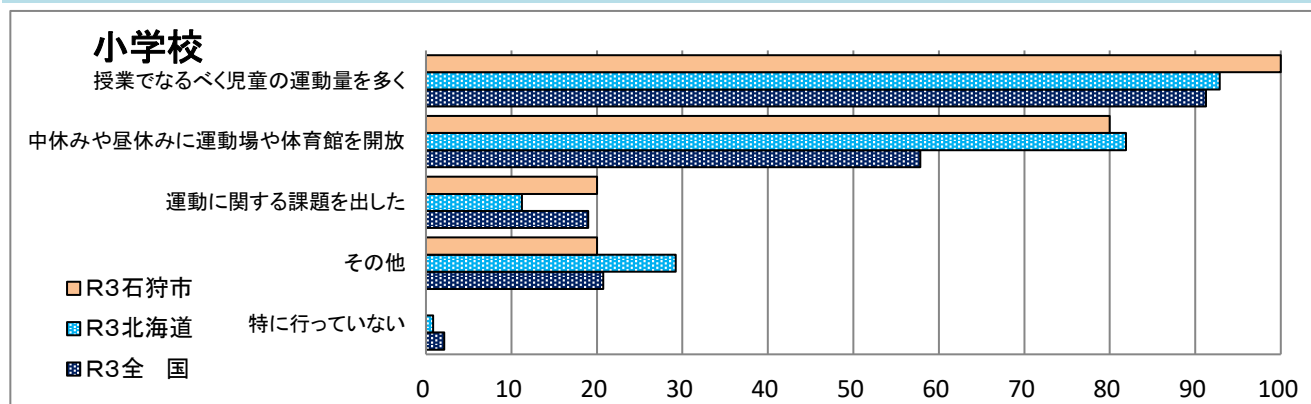
○ 新型コロナウイルス感染症流行の影響

・感染症流行によって、児童生徒の体力が低下したと感じている学校が多く、その対策として、「体育や保健体育の授業の中で運動量を増やすよう努めている」「中休みや昼休みに運動場や体育館を開放」と回答した学校の割合が、小学校・中学校ともに多い傾向にあり、全国と同様な傾向を示している。

【感染症流行の影響①】 新型コロナウイルス感染症の影響前(令和2年3月以前)と現在とを比較して、児童・生徒にどのような変化が生じたと感じますか。(複数回答可)



【感染症流行の影響②】 学校の全部を休業していた期間が終了した以降に、コロナウイルス感染症対策を講じつつ、生徒の体力向上や運動習慣確立のために、学校としてどのような取組を行いましたか。(複数回答可)

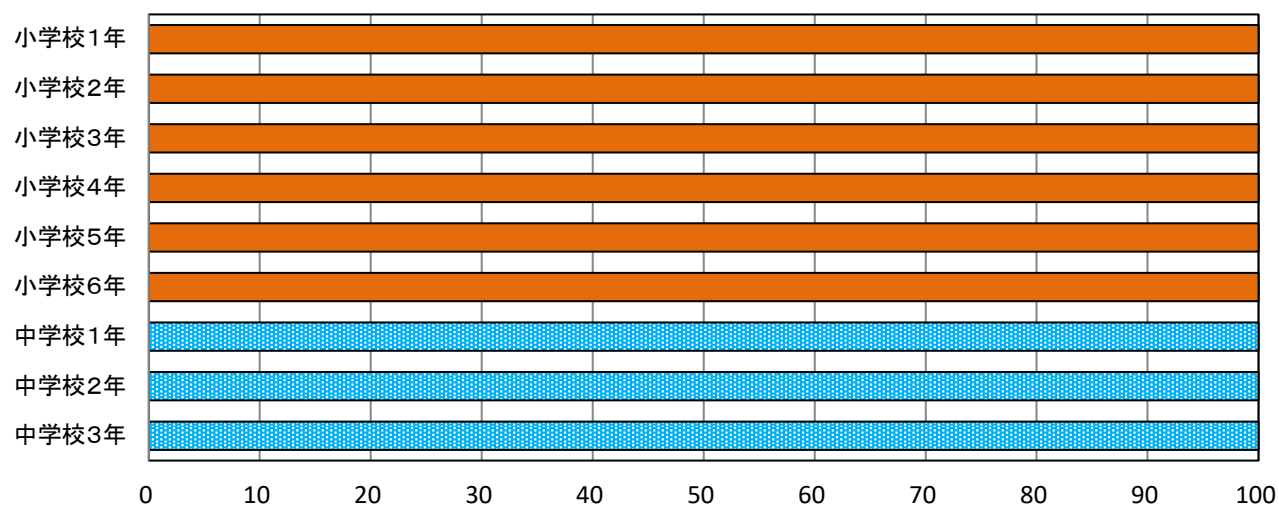


○ 新体カテストの実施状況

・石狩市は新体カテストを全ての学校・学年で全種目実施されている。

【石狩市における新体カテスト実施学年】

新体カテスト実施学年(%)



■議案第3号 招致外国青年就業規則の一部改正【改正のポイント】

旧		新		備考
有給	承認	有給	承認	
(1) 父母、配偶者等が死亡した場合 父母、配偶者、子が死亡した場合は、連続する10日の範囲内の期間。兄弟姉妹、祖父母が死亡した場合は、連続する5日以内の期間	○	(1) 父母、配偶者等が死亡した場合 父母、配偶者、子が死亡した場合は、連続する10日の範囲内の期間。兄弟姉妹、祖父母が死亡した場合は、連続する5日以内の期間	○	忌引休暇 市規則：有給
(2) 英語指導助手本人が結婚する場合 連続する5日の範囲内の期間	○	(2) 英語指導助手本人が結婚する場合 連続する5日の範囲内の期間	○	結婚休暇 市規則：有給
(3) 不可抗力の災害により自己の住居が損壊した場合 被害の程度に応じ教育委員会が必要とみとめる期間	○	(3) 不可抗力の災害により自己の住居が損壊した場合 被害の程度に応じ教育委員会が必要とみとめる期間	○	災害休暇 市規則：有給
(4) 通勤に要する交通機関の事故等による交通途絶の場合 当該交通途絶が解消するまでの期間	○	(4) 通勤に要する交通機関の事故等による交通途絶の場合 当該交通途絶が解消するまでの期間	○	災害時出勤困難休暇 市規則：有給
(新設)		(5) 英語指導助手が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度において5日（当該通院等が体外受精及び顕微授精に係るものである場合にあっては、10日）の範囲内の期間	○	不妊治療のための休暇
(無給⇒有給)		(6) 女子の英語指導助手が8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定である場合 出産の日までの届け出た期間	×	産前休暇 市規則：無給から有給へR4. 4. 1変更予定 市規則に合わせて6週から8週へ変更
(無給⇒有給)		(7) 女子の英語指導助手が出産した場合 出産の日の翌日から8週間を経過するまでの期間。ただし、産後6週間を経過した女子の英語指導助手が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。	×	産後休暇 市規則：無給から有給へR4. 4. 1変更予定

(新設)		(8) 英語指導助手が妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。次号において同じ。）の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合 妻の出産に係る入院等の日から当該出産の日後 2 週間を経過する日までの期間内における 2 日の範囲内の期間	○	配偶者出産休暇
(新設)		(9) 英語指導助手の妻が出産する場合であってその出産予定日の 6 週間（多胎妊娠の場合にあっては、14 週間）前の日から当該出産の日後 8 週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する英語指導助手が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められる場合 当該期間内における 5 日の範囲内の期間	○	配偶者育児参加のための休暇
(8) 女子の英語指導助手が生理日の就業が著しく困難な場合 届け出た生理日	×	(号変更)		
(9) 中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する英語指導助手が、その子の看護をするため勤務しないことが相当であると認められる場合 5 日の範囲内の期間（養育する子が複数の場合にあっては、10 日とする。）	×	(11) 中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する英語指導助手が、その子の看護をするため勤務しないことが相当であると認められる場合 5 日の範囲内の期間（養育する子が複数の場合にあっては、10 日とする。）	○	子の看護休暇 市規則：有給
(号変更)		(12) 女子の英語指導助手が生理日の就業が著しく困難な場合 届け出た生理日	○	生理休暇 市規則：有給
(新設)		(17) 妊産婦である女子の英語指導助手が、母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）第 10 条に規定する保健指導又は同法第 13 条に規定する健康診査を受けるため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 妊娠満 23 週までは 4 週間に 1 回、妊娠満 24 週から満 35 週までは 2 週間に 1 回、妊娠満 36 週から出産までは 1 週間に 1 回、産後 1 年まではその間に 1 回（医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数）について、それぞれ、1 日の正規の勤務時間等の範囲内で必要と認められる時間	○	妊産婦通院休暇 市規則：有給
(新設)		(18) 妊娠中の女子の英語指導助手の業務が母体又は胎児の健康保持に影響があると認める場合 適宜休憩し、又は補食するために必要と認められる時間	○	妊娠障害休暇 市規則：有給
(新設)		(19) 妊娠中の女子の英語指導助手が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が、母体又は胎児の健康保持に影響があると認める場合 正規の勤務時間等の始め又は終わりにつき 1 日を通じて 1 時間を超えない範囲内でそれぞれ必要とされる時間	○	妊娠通勤緩和休暇 市規則：有給

(10) 夏季における心身の健康の維持及び増進のため、勤務しないことが相当と認められる場合 一の年度の6月から10月までの期間内（公務の運営に支障があり、他の時季においても当該休暇の目的を達することができる）と認められる場合は、一の年度）において連続する3日以内	○	(20) 夏季における心身の健康の維持及び増進のため、勤務しないことが相当と認められる場合 一の年度の6月から10月までの期間内（公務の運営に支障があり、他の時季においても当該休暇の目的を達することができる）と認められる場合は、一の年度）において連続する3日以内	○	夏季休暇 市規則：有給
(11) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）の規定による健康診断、就業制限、入院又は交通の制限若しくは遮断により勤務が不可能となった場合 必要と認められる期間		(21) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）の規定による健康診断、就業制限、入院又は交通の制限若しくは遮断により勤務が不可能となった場合 必要と認められる期間	○	感染症休暇 市規則：有給
(12) その他所属長が特に必要と認めた場合 所属長が必要と認める期間	○	(22) その他所属長が特に必要と認めた場合 所属長が必要と認める期間	○	

旧		新		備考
無給	承認	無給	承認	
(5) 女子の英語指導助手が6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定である場合 出産の日までの届け出た期間	×	(無給⇒有給)		
(6) 女子の英語指導助手が出産した場合 出産の日の翌日から8週間を経過するまでの日。ただし、産後6週間を経過した女子の英語指導助手が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。	×	(無給⇒有給)		
(7) 女子の英語指導助手が生後1年に達しない子の育児を行う場合 1日2回それぞれ60分以内の期間	×	(10) 女子の英語指導助手が生後1年に達しない子の育児を行う場合 1日2回それぞれ60分以内の期間	○	保育時間 市規則：無給
(新設)		(13) 女子の英語指導助手が母子保健法（昭和40年法律第141号）の規定による保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守るため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認められる期間	○	妊娠疾病 市規則：無給
(新設)		(14) 英語指導助手が、その配偶者、父母、子、配偶者の父母で負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）の介護、要介護者の通院等の付添い、介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行及びその他の要介護者の必要な世話を行うために勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度において、5日（要介護者が複数の場合にあっては、10日とする。）以内で必要と認められる期間	○	短期介護 市規則：無給

(新設)		(15) 引き続き在職した期間が1年以上であり、かつ、介護休暇開始予定日から93日を経過する日の翌日以降も引き続き在職が見込まれる（93日を経過する日から1年を経過する日までの間に任期が満了し、かつ更新がないことが明らかであるものを除く）英語指導助手が、要介護者を介護するため、勤務しないことが相当であると認められる場合 当該要介護者ごとに、3回を超えず、かつ通算して93日の範囲内において必要と認められる期間	○	介護休暇 市規則：無給
(新設)		(16) 引き続き在職した期間が1年以上である英語指導助手が、要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一つの継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る前号の期間と重複する期間を除く）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合 1日につき2時間 （当該参加者について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間が2時間を下回る場合は、当該減じた時間）を超えない範囲内で必要と認められる時間	○	介護時間 市規則：無給